

農協中央會監査制度史

はじめに

昭和二四年五月二五日法律第一〇四号によつて農業協同組合自治監査法が廃止され、農業協同組合監査連合会は解散された。その事業は全国指導農業協同組合連合会並びに都道府県指導農業協同組合連合会に温存されたのだが、法律の裏付けのない、また財政上の措置のない監査事業はその機能を發揮することができず、実質上産業組合から農業会、さらに農業協同組合と一〇年の歴史をもつ監査連合会の解散と同時に、全く自治監査の機能は失われたと言つても過言ではなかつた。

ところが、農協が設立されて以来、多年に亘る経営の苦難の経験から、農協関係者の自治監査の要を唱える声は全国的に勃勃と起り、遂に昭和二九年六月、第一九国会に於て農業協同組合法が改正されて、全国農協中央会並びに都道府県農協中央会が設けられ、その行う事業のひとつに「組合の監査」をとりあげ、監査に当らせるため「農業協同組合監査士」を設置することが義務づけられたのである。茲において監査連合会が解散してから六年ぶりに、再び法律の

裏付けによる農業協同組合における自治監査制度が確立されるに至った。

そして中央会は組合の監査を事業として行うことになったのであるが、全国中央会は昭和三年二月一七日から二四日まで、滋賀県信用農協連合会の監査を行ったのを第一号として実施して以来、連合会の実地監査数は、五九年度末で五一七連合会に達した。その内訳は信連一一一、経済連一六五、共済連一二二、厚生連五六、その他専門連四九、全国連四となっている。

また、都道府県中央会が行った単位農協の監査数は、五九年度末で六〇、〇〇四組合に達している。

いま全国中央会が、監査実施五〇〇連合会達成を契機に、自治監査機能の一層の飛躍を期するため、過去におけるこの制度のあゆみをふりかえって見るのも意義なしとしない。

本稿は、第一章 産業組合と自治監査、第二章 全指連時代における監査事業の概要、第三章 農協中央会の発足と監査事業、を初代全中監査課長・成田健次氏が、第四章 中央会監査事業の展開は、現全中指導監査課長・原政一が執筆した。

なお、本書は「農協中央会監査制度史」と銘うっているが、記述の内容は資料の制約上、主として監査連、全指連、全国中央会が行った監査関係業務に限定しており、また、それぞれの

団体が行った監事監査、内部監査指導の内容についても触れている。

今後、都道府県中央会における監査事業のあゆみについても刊行され、本書とあわせて真の中央会監査制度史となることを期待する。

昭和六一年四月

全国農業協同組合中央会

目次

第一章 産業組合と自治監査

一、自治監査制度要望の機運	3
二、産業組合中央会に於ける監査事業の概要	9
三、自治監査制度確立の必要と産業組合自治監査法制定に対する要望	16
四、産業組合監査連合会の設立	21
1、社団法人産業組合監査連合会の設立	21
2、産業組合監査連合会の設立	27
五、監査連合会の事業の概要	32
1、産業組合監査連合会の事業の概要	32
2、農業団体監査連合会の事業の概要	36
3、農業協同組合監査連合会の事業の概要とその廃止	43

(1) 事業の概要	43
(2) 変貌と廃止	51
六、監査連解体に関する善後措置	90

第二章 全指連時代における監査事業の概要

一、自治監査機能確立要綱の制定	97
二、監査技能者適格認証試験制度の制定と実施	108
三、監事の教育と内部監査の振興	116
四、監事協議会の設置と指導	117
1、農業協同組合全国機関監事協議会	117
2、全国農業協同組合監事協議会	122
五、新経理制度の普及と経理改善委員会	152
1、農業協同組合の経理制度	152
2、協同組合経理改善委員会	154
3、経理改善委員会の研究と新経理制度の普及	157

六、全国農協事務競技大会と農協全国機関珠算大会	162
七、農協の再建整備と整備促進	165
1、再建整備の必要について	165
2、再建整備法のあらましと指導	166
3、連合会整備促進の指導	167
八、全指連における実地監査	168

第三章 農協中央会の発足と監査事業

一、指導機関強化の必要性とその在り方	173
二、農業協同組合監査士制度の制定	176
1、監査士の選任資格について	176
2、選任資格を定める省令の一部改正と認定制度の廃止	183
3、監査士選任資格試験規程の制定と資格試験の実施	186
4、監査士の再教育と監査技能者の養成	192
5、監査士資格試験規程の一部改正	192
6、監査士資格試験委員の動き	195

三、監査士関係諸規程の制定	198
1、全国農協中央会監査規程の制定	198
2、全国農協中央会監査士監査細則の制定	199
四、全国一斉自己監査の実施と指導	222
五、農業協同組合の表彰と監査	233
六、組合の監査（実地監査）	237
1、農協中央会の監査	237
2、農協連合会の監査	242
3、その他の監査	248

第四章 中央会監査事業の展開

一、監査体制整備強化のとりくみ	251
1、中央会監査事業強化充実三カ年計画	252
2、第一二回全国農協大会決議	257
3、農協監査研究会	260
4、総合審議会答申と中央会監査体制整備五カ年計画	276

二、監査基準、準則、手続の設定	283
1、中央会会計監査基準	283
2、中央会組織・運営監査基準	294
3、電算システム監査	300
三、中央会監査への期待と今後の方向	304
1、中央会監査への期待	304
2、今後の方向	308
〔付〕中央会監査制度史主要年表	313

第一章

産業組合と自治監査

一、自治監査制度要望の機運

産業組合自治監査制度のはじめを遡ると、明治四一年四月東京で開かれた第四回産業組合大会に、産業組合中央会より提出された「産業組合連絡機関組織の順序方法如何」の中に、法人たる連合会を設置する必要を述べ、その連合会の事業の一として「所属組合の指導及び監査に任ずること」とあり、これが組合監事以外の者を以て行わしむるところの、自治監査の必要が叫ばれた最初の声である。

その後しばらく公に唱えられることはなかったが、越えて大正五年五月、新潟市において開催の第一二回全国産業組合大会に、中央会から提案された「産業組合経営上に生じ易き弊害及び匡正方法如何」に対する決議の中に「組合の監査殆んど有名無実なるものあること」の一項があり、監事の監査は事実上行われてないものがあるので、何らかの方途を講じ、自治監査の実を挙げなければ組合経営はその堅実性を失うであろうことが、識者間に於て憂慮せられ始めた。

このため翌六年大津市に於て開催の第一一回産業組合中央会道府県支会役員協議会に於ては、「支会において産業組合指導上採るべき最も有効なる方法如何」という中央会提出議題に対する決議の中に「監事に監査上の知識を与うるため特殊の講習会を開催すること」の一項があり、先ず監事的能力向上による自治監査の励行ということが世論となつて現れたのである。しかしその後の監事の監査の実績にてらし、監事の監査だけでは到底関係者を満足させるだけの監査は望むことがむずかしいので、更に何らかの方法を講じなければならないという機運が出てきて、幾会あるごとにこの要望は唱えられた。大正九年宇治山田市に於て開催の、第一五回支会役員協議会には、支会側より「産業組合における検査機関の組織に關し特別調査委員会設置の件」が提案されて可決されたのである。その時はちようど、欧州大戦後の反動期に當り、物価暴落のために、購買、販売事業の損失についてはもちろん、信用事業の前途についても不安を感じる組合が非常に多く、自治監査の必要は切実に痛感されるようになり、ちようど大戦後世論をおおった農村振興の声に培われて、ここに関係者多年の努力がむくいられ、大正一三年七月産業組合中央会に監査部が設置された。しかしその事業は主として表彰組合及び表彰候補組合の監査を対象とするに過ぎず、一般組合の監査にまで及ぼすことは、当時の状況と

してはむずかしく、自治監査制度の確立にはなお程遠いうらみがあった。けれども、これこそ将来の自治監査制度確立への力強い第一歩を踏み出したものとして、忘れることができないものである。

その後大正一四年二月以降たびたび支会役員協議会に於て、制度の充実に関し決議がなされ、同年全国一斉に行われた産業組合振興刷新運動の中でも、監事の職務執行を強調し監査の徹底を期したことがある。また昭和八年の産業組合拡充五カ年計画の中にも、自治監査に関する一項を入れて監事の監査励行を強調するとともに、中央会自体の監査事業の拡充を計画している。自治監査の必要はこのように組合関係者、主として指導者間には早くより唱えられ、自治的に自粛自戒するよう努力してきたのである。

以上のことは、自治監査の経過及び組合関係者の自治監査に対する態度であつた。自治監査及び監督に対する外部的な動きを見ると、地方的に叫ばれたことは別として、利害相反する者、または第三者が全国的に共同して監督または監査について、中央官庁に要請するに至つたのは、昭和一〇年第六九帝国議会に於て、米穀自治管理法が衆議院通過の際、監督を厳にするよう付帯決議をなされた。この議会にはこれとは別に、産業組合の理解者であつた高田耕平

氏主唱のもとに、次のような「産業組合監査制度樹立に関する建議」案が提案せられ、通過したのである。

産業組合監査制度樹立に関する建議

産業組合が農山漁家其他中小商工業者の経済の更生及農山漁村の振興上重大なる使命を有するに拘らず、之が監督施設の極めて貧弱なるの実情に鑑み政府は速に全国の産業組合及産業組合联合会に対し少くとも二年間に一回以上一定の資格ある監査員に依る監査を為すに足る完全なる産業組合監査制度を樹立せられむことを望む

右建議す

産業組合監査制度樹立に関する建議案理由書

産業組合は農山漁家其他中小産者が隣保共助の精神に則り組合員の産業経済の発達を企図する自治的な経済機関にして、其の数今や一萬四千七百、其の組合員農家四百萬、商工業者九十萬其他を合せ実に五百三十萬、其の運転資金十九億を超え、我が国民経済上実に必要な地位にあるのみならず現下内外非常の時局に直面し窮乏の極にある農山漁家其他中小商工業者の更正、農山漁村の振興上極めて重大なる使命に任じつゝあり、故にその運営の適否は単に農山漁家経済の更生、農山漁村の振興上のみならず、我

が国民経済の進展に甚大なる影響を及ぼし其の保有する巨額の資金関係よりする農山漁村等の庶民金融界に及ぼす影響更に大なるものあり。然るに動もすれば産業組合の役職員に不正の行為あり或は其の運営法規に違背し若くは当を失するあり、為に産業組合本来の機能を發揮し得ざるのみならず累を大衆に及ぼすことなきを保せず。茲に於てか最緊要なるは此の産業組合に対する監督施設の徹底なりとす。然るに現在に於ては之が施設極めて貧弱にして農林省に於て設置せる数人の検査官並之に附随する職員のみを以てしては毎年産業組合聯合会及大なる産業組合百内外を検査し得るに過ぎず、地方庁に於ては道府県費を以て主事及主事補若干名を置くと雖も庁内事務の繁忙、旅費の不足等の為、実地監査の如きは殆んど実行し得ざるの状況なるのみならず、近時地方財政の事情に困りては右の職員すら之を減ぜむとするものあり。寔に深憂に堪えざる次第なり。仍て政府は速に産業組合監査制度を樹立し全国の産業組合及産業組合聯合会に対し少くとも二年間に一回以上厳正なる監査を為し得るに足る一定資格を有する監査員を設置し産業組合に対する検査監督を厳正にし役職員の不正行為、法律違反、不當の運営を絶無ならしめ健全なる発達を遂げしむるやう遺憾なきを期すべきものなりと認む。これ本案を提出する所以なり。

このように正式に議会に建議されたのはこれがはじめである。従来民間側に於ては、大会その他で強調されていたが、これを以てしても産業組合監査機関の設置を必要とする認識が如何に烈しくなりつつあったかがわかるのである。

さらにこの特別議会に於けるさきの付帯決議の中に「産業組合の指導監督を励行し其の官僚

化と営利化とを排除し殊に違法及脱法行為の絶滅を期し組合本来の使命に基き其の健全なる発達を図るべし」との事項があり、之に対し農林大臣より「特に産業組合の違法又は脱法の行為なき様其の監査を厳にする」旨の答弁がなされている。

なおまた、昭和十一年七月二八日農林省経済更生中央委員会において、産業組合監査制度確立に関する、次の決議が行われた。

産業組合監査制度に関する件

「産業組合は其の事業分量に於て著しく増加を示し又其の内容に於ても益々複雑化しつつある現状に鑑み之が指導監督に遺憾なきを期するは我国中小産者の産業経済の為には左の施設を講じ速に産業組合の整備刷新を図り其の健全なる発達を期するの要ありと認む

第一、産業組合の監査は少くとも三年に一回以上官庁の監査及自治監査に依りて之を行ふものとする

第二、官庁の監査を徹底する為中央に於ける産業組合官吏を増置すると共に地方に産業組合監査官吏を設置すること

第三、産業組合の自治監査を左の如くすること

(一) 産業組合の組織する団体をして行政官庁の監督の下に監査員を設置せしめて自治監査を行わしむ

29117

- (二) 監査員設置の費用に対しては国に於て相當の助成を為すこと
- (三) 監査の公正徹底を期するが為監査員の身分、権能、制裁等に関し適當なる制度を設けること
- (四) 監査員の訓育施設を講ずること

第四、産業組合の監事の励行を図ること

第五、監査の結果を有効ならしむる為必要な方策を講ずると共に事業不振又は事業不整備の組合に対しては其の整備刷新の施設を講ずること

第六、産業組合監査に関する法制を整備すること

以上のように、世論は次第に内部及び外部の両方面より高潮してきたので、組合事業の拡充と共に、監査、監督機関の充実も必要に迫られてきたのである。こうした一連の活発な動きは、一層これが充実に対する要望となつてあらわれてきたとみるべきであろう。

二、産業組合中央会に於ける監査事業の概要

ここで自治監査制度確立の機運を起すこととなつた母体ともいふべき、産業組合中央会に於

ける監査事業の概要について触れておく必要がある。

産業組合中央会に「監査部」が設けられたのは大正一三年七月で、当時の事務所は牛込の湯場町にあった。監査部長は徳永一之丞氏で、監査職員四名を以て発足し、その事業は主として中央会の行う年次表彰組合及び表彰候補組合について、その適否を検討するための監査を対象として出発し、一般組合の監査にまで事業を拡大することは至難の状態で、自治監査制度の確立にはほど遠いものがあつた。しかしその後逐次、自治監査の必要、制度の充実が図られ、爾来、年を逐うて内容も整備し、事業も拡大して昭和一一年頃には監査組合数も年間二二三に及び、監査職員一九名を擁してかなりの進展を示している。事業のあらましについて見ると、その目的は中央会会員である産業組合及び産業組合連合会の健全なる発達を図るにあり、毎年監査組合を各道府県支会にそれぞれ五組合ずつ選定させて監査を実施するほか、毎年産業組合大会において表彰する組合及び同連合会の監査を行った。

実施の陣容、重点等は次のようであつた。

- (一) 監査日数は事業分量により四日、三日あるいは二日と定め、職員二名（主事一名、主事補若しくは書記一名）を以てこれに充てる。

- (二) 監査に当っては、県庁または支会職員一名乃至二名の援助を受ける。
- (三) 監査の執行に当っては、左記に重点を置く。

- 1、組合経営上の改善刷新に関する事項
- 2、会計記録、帳簿内容の正否
- 3、所有物の実査及び債権、債務の内容の検討
- 4、経営並に計理上の実地指導を行う。

そして、監査の施行を終ったときは、その場で役員の参集を求めて監査の結果による必要な注意を与えるとともに、組合内容の改善について懇談をし、監査施行者帰会后、中央会は書面をもって改善すべき事項を監査組合に通知し、同時に農林省、大蔵省（市街地信用組合に限る）、該当道府県知事及び支会に写しを送って爾後の指導を依頼し、改善事項に対しては、改善整理の結果を支会を経て中央会に報告させ、報告がおくれているものについては、速かに改善の実を挙げるよう、その督励にあたらせるものであったが、事業開始以来の実績は、次の通りである。

産業組合中央会の監査実績（大正一三年～昭和一二年）

年 度	組 合 数	連 合 会 数	計	監 査 経 費	監 査 職 員 数
大正一三年度	四八		四八	一〇、九六四円	四
一四年度	一三九		一三九	二五、〇七七円	六
一五年度	一三六		一三六	二五、一二五円	八
昭和 一六年度	一四四		一四四	二六、三四一円	八
一七年度	一四四		一四四	二六、〇三一円	八
一八年度	一四四		一四四	二二、七〇二円	八
一九年度	一四七		一四七	二二、九八五円	八
二〇年度	一四五		一四五	二四、六四四円	九
二一年度	一三九		一四二	二五、八四七円	九
二二年度	二一四	一	二一五	三七、八九一円	一三
二三年度	二二六	一	二二七	四〇、七一四円	一三
二四年度	二二五	一	二二六	四六、九一五円	一六
二五年度	二二三	一	二二三	五二、〇六七円	一六
計	二、〇四八	九	二、〇五七	三八四、三〇三円	一

産業組合中央会に於ける監査の外に、各道府県支会に於ても、それぞれ監査専任職員を設置して実地監査を行い、あるいは監査講習会を開催して、組合指導職員並びに監事の監査能力の

向上に努めた。その状況を次に示す。

昭和一〇年度における各支会の監査施設に関する概要

(一) 監査専任職員	
1、専任の職員を設置した支会数	二
2、右専任職員数	四
3、右に対する経費	五、七四〇円
(二) 監査	
1、監査を実施した支会数	二六
2、右支会の監査組合及び連合会数	九三五
3、監査を行わなかった支会数	二一
(三) 監査講習会	
1、講習会を開催した支会数	三二
2、講習会開催回数	一七八
3、受講者数	七、三九五
(四) 右の外主なる監査施設	

- 1、委託監査制度を設け申請により実費を徴収し監査を行った支会数 二
- 2、監事の監査協議会を開いた支会数 三
- 3、自治監査週間を設け監事に自治監査の指導奨励を行った支会数 一七
- 4、監査要項の配布を行った支会数 三

このように、産業組合の自治監査確立の機運は、次第に醸成されてきたのである。

因みに、自治監査ではないが、当時の行政庁に於ける産業組合に対する監督について見ると、農林省に於ては検査官六名、検査官補一二名を置き、六つの検査班を組織して事業分量の大きな組合及び連合会の検査に当り、昭和六年度より一〇年度までの五年間に於ける検査数は一二六連合会と二一一組合で合計三三七の検査を行っている。また、道府県庁の検査は農林主事、農林主事補によって行われているが、昭和一〇年度に於ける組合及び連合会の検査数及び監査事項の概要は、次の通りである。

道府県に於ける組合及び連合会検査数及び監査関係事項の概要

- (一) 組合及び連合会検査
- 1、組合及び連合会検査数 四、八九七
- 2、一道府県当り平均検査数 一〇四
- 3、一組合及び連合会検査に要した平均延人員数 三
- (二) 監査規程
- 1、監事に対し道府県令を以て定期検査を命じ、其の監査報告を徴する道府県の数 二二三
- 2、監事に対し道府県令を以て定期検査を命じている道府県数 六
- 3、監事の監査に対し特別なる規程を設けおる道府県数 一八
- (三) 右の外主なる監査関係事項
- 1、監査講習会を開催した道府県数 四
- 2、支会主催の監査講習会に補助金を交付した道府県数 三
- 3、監査講習会を支会と共同して開催した道府県数 一
- 4、自治監査週間を設けて、監事の自治監査の督促をした道府県数 七

三、自治監査制度確立の必要と産業組合自治監査法 制定に対する要望

組合及び連合会自体には、監査機関として監事があり、常時監査の任に当たっているが、監査の知識に欠くる者もあり、また当時は多くの場合第二流の人物が監事に選任されていたとも言われ、あるいは事業の執行者である理事に遠慮してか、何れにせよ監事の職責を尽さない者が多く、理事が総会に提出した決算報告書にただ形式的に正確適法なるを述べる事が、監事の職務であると考えている者が大多数なる状況下に於ては、監事のみを監査を委せておいて、會計の正確、財務内容の充実、経営の合理化、違法行為の絶滅、不正事件の防止等を望むのは、百年の河清を待つようなもので、到底期待し得べきことではない。

監事に対しては、中央会としても監査講習会その他の方法によつて、監査技能の修練、監事の責任の自覚などを促し、監査を励行するように努力し、それぞれ相当の効果は収めつつあったが、監事のみを監査を委せるということは、当時の状態より推してこれに期待することは到底至難のことであつた。

翻って、当時の組合発展の状況を見ると、昭和八年産業組合拡充五カ年計画を樹立し、以来急速に事業の進展を来し、組合数一万五千、組合員数六百万人を超え、また運転資金も二〇億円となり、相当の発展を示しているのに反し、自治監査の面は旧態依然として、その進歩はまことに遅々たるものであった。元来、事業分量の増大と監査制度の充実とは、正比例的に進展すべきものであり、事業分量のみ増大し監査制度がこれに伴わなかったならば、堅実なる事業の発展を期することが出来ず、将来における事業発展上の一大障害となるであろうことは、火を見るより明らかなことである。

中央会に於ける大正一三年から昭和一一年まで、過去一〇年間の監査の実績である当時の監査報告書をひもとくときは、遺憾に思われる点が甚だ多く、例えば会計が紊乱して役員が費消した事実があるもの、財産状態が著しく不良なるもの、所有固定資産の減価償却が著しく不十分なるもの、法令・定款・総会の決議に違背しているものなどが相当にあり、あるいは経営が著しく営利的なるもの、組合が一部有力者の私有機関化しているもの、役員が組合を悪用しているものなど絶無とは言えない状態であったことがわかるし、なおまた会計事務不整理を極むるもの、会計組織著しく不備なるもの、総勘定元帳と補助簿との間に多額の不突合あるも

の、決算の適正を欠くものなどかなりあって、数字的外形の整っているのに反し、内容の伴わないものが甚しく、監査すればする程、監査の必要な所以を痛感させられたのである。これは、監査連合会が廃止されて、農協中央会に農業協同組合監査士が置かれるようになるまでの空白期間に、われわれが感じたと同様のことであったかと推察できるのである。

そこで、当時に於てもまた、これらの改善策を講じないと、真の産業組合の目的を達成することができないばかりか、将来どんなに恐るべき悪い結果を招くかも知れないと心配され、特に産業組合が、中小産者を相手とする経済団体であるだけに、その社会的影響の重大さを思わせたわけなのである。

わが国の産業組合が、従来何事も官庁に依存してきたことは、その発達の過程から見るときは、止むを得ないものがあつたとしても、今後ともいつまでも官庁に依存しなければ堅実な運営すらできないとすることは、組合の自主的本質から見ても考慮すべきことである。組合の自主性を実現するためには、監査に於ても、組合自らの機関である監事または他の自治的監査機関の活動により、自治的に自粛自戒の方法を講じなければならぬのである。またそうすることが、一層組合の発展を促す所以でもある。ところがわが国の自治監査は、さきに述べたよう

に甚だ幼稚なものであったし、監事の監査は有名無実のものが多かったし、中央会の監査部も又経費その他の関係で、一カ年に二〇〇余組合の監査をなし得るに過ぎず、組合事業の発展に比べて全く均衡がとれない状態にあったわけである。

産業組合法公布以来、すでに三十有七年を経過し、外観的には相当に発展しているのに、自治監査だけが取り残されているということは、甚だ遺憾に堪えなかつたのである。

また、諸外国に於ける産業組合の自治監査の状況を見ても、ドイツ、オーストリアの組合は二年に一度、スウェーデンの組合は毎年二回監査連合会の監査を受けなければならないことに法律で定められ、また米国でも監査連合会の設立を見ており、何れも自治監査は多数の国に行われ、皆好成绩をおさめている。このためわが国に於ても、組合の現状に鑑み、中央会の監査事業を拡大するか、或いはまた法律を制定して、この法律による監査連合会を設立し、自治監査の確立を期することは、ただに産業組合のためだけでなく、一般社会に対しても、喫緊の急務とされたのである。

そこで政府は、産業組合自治監査法案を議会に提案することとなる。これは組合界を挙げて多年の要望であったが、法案の通過に期待する一面、識者間に心配せられていた一事がある。

それは運用についてであり、のちに識者の希望となつてあらわれたとみるべきであらう。すなわち、産業組合自治監査法の趣旨及び法律の運用が、摘発的監査を主とするようなこととなつては、組合経営者が萎縮してしまい、その結果として事業の進展をはばむようなことはないかと心配された。もしそういうような結果を見るとすれば、せつかくの法律も組合發展上は何ら効果を挙げることはできないようになり、かえつて組合の發展を妨げる結果となり、角を矯めて牛を殺すようなことになるならば、組合界多年の要望を裏切ることとなるといふものであつた。

もちろんこのような心配は杞憂に終つたのであるが、法律の裏付けによる監査であるため、また何ぶんにもわが国としては初めてのことであつたために、識者間に於てさえもこうした憂慮がなされたのである。

四、産業組合監査連合会の設立

1、社団法人産業組合監査連合会の設立

産業組合自治監査制度設置の声は官民の間に高まり、識者の中で種々研究された結果、諸外国、特にドイツにおける監査制度に範をとり、産業組合監査連合会の構想が固まったのであるが、中央会の監査部が、直ちに産業組合自治監査法による産業組合監査連合会の設立に繋がったのかというと、そうではなく、その間に社団法人産業組合監査連合会の時代があったのである。

すなわち、昭和一二年一二月二七日農林省令第五二号を以て、

「産業組合及び産業組合連合会の自治監査を目的とし、民法第三十四条の規定により設立する社団法人に関する件」

が、農林、大蔵両大臣の連署によって、次の通り公布された。

農林省令第五二二号

産業組合及び産業組合聯合会ノ自治監査ヲ目的トシ民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立スル社団法人ニ関スル件左ノ通り定ム

昭和十二年十二月二十七日

農林大臣 伯爵 有馬 頼寧

大蔵大臣 賀屋 興宣

産業組合及び産業組合聯合会ノ自治監査ヲ目的トシ民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立スル社団法人ニ
關スル件

第一条 産業組合及び産業組合聯合会ノ自治監査ヲ目的トシ民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立スル社団法人（以下産業組合監査法人ト称ス）ハ左ニ掲ゲル事項ニ付農林大臣及大蔵大臣ノ承認ヲ受クベシ

一、理事、監事其ノ他ノ役員ノ選任及解任

二、毎事業年度ノ収支予算

三、社員ニ対スル経費ノ分賦収入方法

四、毎事業年度ノ監査計画

五、産業組合及産業組合聯合会ノ監査ニ関スル規程ノ制定及改廢

六、産業組合及産業組合聯合会ノ監査ニ従事スル職員（以下産業組合監査員ト称ス）ノ資格、服務及給

与ニ関スル規程ノ制定及改廢

第二条 産業組合監査法人ハ産業組合監査員ノ選任及解任ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

農林大臣監督上必要ト認ムルトキハ産業組合監査法人ニ対シ産業組合監査員ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第三条 産業組合監査法人ハ産業組合監査人ヲシテ監査ニ際シ産業組合監査員タルコトヲ示スベキ証券ヲ携帯セシムベシ

第四条 産業組合監査法人ハ産業組合監査員ガ監査ニ際シ産業組合又ハ産業組合聯合会ノ事業又ハ財産ニ関シ重大ナル事項アルコトヲ知りタルトキハ遅滞ナクソノ旨ヲ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ報告セシムベシ、但シ全国ヲ区域トスル産業組合聯合会ニ在リテハ農林大臣ニ報告セシムベシ

第五条 産業組合監査員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ其ノ服務ニ関シ知得シタル産業組合又ハ産業組合聯合会ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第六条 産業組合監査法人ハ産業組合監査員ガ監査ヲ為シタル産業組合又ハ産業組合聯合会ニ対シ監査書ヲ交付スベシ

産業組合監査法人ハ前項ノ監査書ノ写ヲ農林大臣及主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ、但シ全国ヲ区域トスル産業組合聯合会ニ在リテハ地方長官ニ提出スルコトヲ要セズ

第七条 産業組合監査法人ハ毎事業年度経過後二月以内ニ左ニ掲グル書類ヲ農林大臣及大蔵大臣ニ提出スベシ

一、財産目録

二、収支決算書

三、事業報告書

四、会員名簿

第八条 第六条中農林大臣トアルハ産業組合法第一条第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ為

ス信用組合ニ付テハ大蔵大臣及農林大臣トス

第九条 第五条ノ規定ニ違反シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

そこで、翌一三年二月二十九日、産業組合中央会、産業組合中央金庫、全国購買組合連合会、全国販売組合連合会、大日本生糸販売組合連合会の五団体を設立者として、「社団法人産業組合監査連合会」の設立申請書を東京府經由、農林、大蔵両大臣に提出し、同年三月七日付を以て設立の認可があつた。

こうして産業組合における自治監査機関はここに独立団体として成立し、従来の産業組合中央会監査部は廃止となり、監査職員は新しい団体に引継がれたのである。

そこで、社団法人産業組合監査連合会に於ては、団体としての経費徴収、監査職員に関する

諸規程、事業計画等を作成し、三月一五日付でこれら経費分賦収入方法、収支予算、監査計画、監査規程及び監査員の資格並びに職務に関する規程等について農林、大蔵両大臣の認可を得、また三月一七日には社団法人設立の登記も完了し、正式に発足を見たのである。

当時の会長には前農林次官戸田保忠氏、常務理事には中央金庫から松本都蔵氏が就任され、評議員には岩手県信連会長外一七名が、官庁側から農林省より産業組合課長岡本直人、官房文書課長石黒武重、経済更生部長岸喜二雄の各氏、大蔵省より銀行局庶民金融課長坂口芳人氏、同検査課長星野喜代治氏が選任されている。星野検査課長は七月二〇日退任し、後任には同じく銀行局検査課長相田岩夫氏が就任した。一方農林省の方も経済更生部長の異動により、小平権一氏が就任、さらに小平氏のあと三宅癸士郎氏が経済更生部長に発令され就任、監査部長には中央会から徳永一之丞氏を迎え、事務所は有楽町の中央金庫内におかれた。

その職員は中央会監査部の職員を引継いだほか、広く全国から（道府県庁の地方農林主事など）監査のベテランを集めて、監査陣容の整備が図られたが、この監査団体設立に尽力された戸田会長は、設立後間もなく病を得られ、この年一二月一八日惜しくも逝去された。このため後任の会長には産業組合中央金庫理事長で元農林次官の石黒忠篤氏が、同年一二月二八日就任

されたのである。

このようにして社団法人産業組合監査連合会は発足したのであるが、早くから特別法に基づく監査団体の設立が要望されながら、何故民法による社団法人として設立することになったのか、特に昭和一三年三月一七日には特別法である「産業組合自治監査法」が法律第一五号を以て公布されたが、それは社団法人の設立登記の当日のことであつたことから疑問に思われるのであるが、これは次のような経緯があつたためと思料される。

即ち、昭和一二年二月一七日、林内閣当時第七〇帝国議會に後年のそれと全く同一の産業組合自治監査法案が提出されていたが、祭政一致、国体明徴をうたつた林内閣（12・2・2）12・6・4）が倒れ審議未了となり、このため社団法人による設立に方針を変更し、近衛第一次内閣（12・6・4）14・1・5）の成立を見て、再び産業組合自治監査法が提出され、奇しくも社団法人成立時に法案が成立、直ちに公布されたものである。しかしながら、社団法人発足直後でもあり、その施行は勅令を以て一年後の昭和一四年四月一日とされた。

2、産業組合監査連合会の設立

林内閣が倒れ、近衛第一次内閣が成立して再び産業組合自治監査法は次の七一帝国議会に提出され、成立を見たものであるが、思えば昭和一二年二月、林内閣によつて産業組合自治監査法が提出されてから、昭和一四年四月同法が施行されるまで、僅か二年余りの間に、近衛内閣に次いで平沼内閣（14・1・5〜14・8・30）と三代の内閣が更迭している事実を思い合せるとき、今にして当時の複雑な政情が覗われるのである。従つて、法律の公布は近衛内閣が、施行日を定める勅令第一三五号は平沼内閣ということになった。そして勅令の公布と同じ同年三月三〇日には農林省令第一八号を以て産業組合自治監査法施行規則も公布され、同年四月一日には新法律を根拠法とする「産業組合監査連合会」が名称も新たに発足を見たので、ここに「社団法人産業組合監査連合会」は、その存立の責を完了して、発足以来一年余で解散したのである。

社団法人産業組合監査連合会の事業概要（自一三、三、七至一四、三、三一）

監査組合数	
一三年度	一二
一三年度	四一二
三六	
実地監査指導組合	
講習会	
特別監査講習会、東京外一カ所（四五日間）	
地方別講習会 仙台外六カ所	
会 員	
	昭和一二年度末
	昭和一三年度末
全 国 機 関	五 七
道 府 県 連 合 会	八 七二
そ の 他 連 合 会	一 五六
産 業 組 合	二 一〇、三五五
計	一五 一〇、四九〇

また、監査連合会の根拠法たる産業組合自治監査法は、次のようなものであった。

産業組合自治監査法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル産業組合自治監査法ヲ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年三月十七日

内閣総理大臣 近衛文麿

大蔵大臣 賀屋興宣

法律第十五号

第一条 産業組合ハ其ノ堅実ナル発達ヲ図ル為自治監査ヲ行フ目的ヲ以テ産業組合監査聯合会ヲ設立スルコトヲ得

産業組合聯合会ハ本法ノ適用ニ付テハ産業組合ト看做ス

第二条 産業組合監査聯合会ハ法人トシ全国ヲ通ジ一箇トス

産業組合監査聯合会ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ産業組合ニ対シ産業組合監査聯合会ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三条 産業組合監査聯合会ノ設立アリタルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ、登記シタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

産業組合監査聯合会ノ設立又ハ登記シタル事項ノ変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ

對抗スルコトヲ得ズ

第四条 産業組合監査聯合会ハ産業組合監査員ヲ設置ス

産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

産業組合監査員ハ産業組合監査聯合会ニ属スル産業組合ノ事務所、倉庫、加工場其ノ他ノ場所ニ臨ミ
金銭、物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ調査シ当該産業組合ノ事業及財産ノ状況ヲ監査スルコトヲ得

第五条 行政官庁ハ産業組合監査聯合会又ハ産業組合監査員ニ対シ産業組合ノ監査上必要ナル命令ヲ為ス
コトヲ得

第六条 産業組合監査聯合会ニハ所得税ヲ課セズ

産業組合監査聯合会ガ本法ニ基キテ為ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第七条 本法ニ規定スルモノノ外産業組合監査聯合会ノ設立、登記、管理、監督、解散、清算其ノ他産業
組合監査聯合会ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 産業組合中央会及産業組合中央金庫ハ産業組合監査聯合会ニ加入スルコトヲ得

第九条 産業組合ノ役員産業組合監査員ノ行フ監査ヲ拒ミタルトキハ三百円以下ノ過料ニ処ス

産業組合監査員第五条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ三百円以下ノ過料ニ処ス

産業組合監査聯合会ノ役員本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ三百円以下ノ過料ニ
処ス

非訴事件手続法第二百六条乃至二百八条ノ規定ハ前三項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朕産業組合自治監査法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月三十日

内閣総理大臣	男爵	平	沼	騏一郎
大蔵大臣		石	渡	莊太郎
農林大臣		櫻	内	幸雄

勅令第三百三十五号

産業組合自治監査法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(註) 産業組合自治監査法は、昭和一五年三月二九日法律第五九号を以て第一次改正が行われ、同一八年三月一日法律第四六条を以て農業団体自治監査法と改められ、更に戦後昭和二二年一月一九日法律第一三三号を以て農業協同組合自治監査法と三回の改正が行われた。

なお、産業組合監査連合会の設立当時の役員は、次の通りであった。

産業組合監査連合会の役員（設立当時）

会 長	石 黒 忠 篤
常務理事	松 本 都 蔵
理 事	佐 藤 寛 次
監 事	永 松 陽 一
	山 崎 梅 吉
	森 田 熊 吉
	千 石 興 太 郎
	村 上 半 太 郎

五、監査連合会の事業の概要

1、産業組合監査連合会の事業の概要

監査連合会の事業は、(一)産業組合及び同連合会の監査、(二)組合等に於ける監査事務の指導、(三)組合等の監査に関し必要な事業、の三つである。

行政庁の検査は、監督の立場から権力的に検査を実施し、主として合法性の検討に重点をおいて検査を行っているもので、この点は今も同じだが、監査連の監査は自治監査であるから、もっぱら指導者として、組合のよき助言者、よき相談相手として監査に従事したものである。

しかしながら、そうはいつでも行う仕事は監査であるから、いかに指導的立場とはいっても、そこに虚偽や不正がひそんでいるのを見落としてはいけない。その欠陥を見出してこれを是正すること自体また大切な指導の任務でもあり、他の方面をいか程懇切に指導しても、不正を見落としては監査の信用を失墜してしまうことになる。よって組合の組織、事業の運営等において不合理はないか、不備はないか、この組合にとって最も重要な改善点はどこか、これをどうして改善するかという点に力を注ぐ一面、組合財産は明確か、会計上に虚偽や不正はないかなどの点についても十分の注意を払わなければならず、監査にあたりこれらの兼合いはなかなかむずかしいものである。組合の事業の状況、事務組織の状況等をよく見て、内部牽制組織の強弱をよく判断して、監査手続をうまく調節し、能率的に監査を実施しなければならないので、監査の仕事はなかなか苦勞の多いものである。

監査連の監査は、広く全国に亘って多数の産業組合について、時には農林省の委嘱により水産業団体の監査も行った。

組合経営の適否は組合員の利害のみならず、社会問題にも及ぶところがあり、これに対し周到適切な監査を行って過ちを正し、成績を向上させるのは監査連合会の重要な使命である。然

るに監査の仕事は地味であり、ややもすると疎んぜられ財政的には常に悩みが多く、必要な施設をなし、監査能力を増強するには一方ならぬ苦勞を要したのである。

いま設立以来、農業団体監査連合会と名称を変更するまでの会員を見ると、次の通りである。

全 国 機 関	昭和一四年度末	昭和一五年度末	昭和一六年度末	昭和一七年度末
道 府 県 連 合 会	七	五	四	四
其 他 連 合 会	六七	六七	六二	五〇
産 業 組 合	一〇、七一九	一〇、七九三	一一、〇四七	一一、一六〇
計	一〇、八五三	一〇、九二五	一一、一七二	一一、二六七

以上の会員に対し、監査実施の状況は次の通りである。

実地監査組合数	昭和一四年度	昭和一五年度	昭和一六年度	昭和一七年度
書面監査組合数	七六七	八一四	七七九	八二〇
監査実地指導	三三	三〇	一、七四二	一、九三三

実地監査組合数は八〇〇を前後し、監査職員の充実とともに監査組合数も増加はしているが、年度予定の一千組合にはほど遠く、一六年度からは書面監査というものが行われた。これによって実地監査を補助とした狙いが汲み取れるが、「書面監査は監査に非ず」などと、実施については内部にも異論があったようだ。これは一定様式の書面監査書を該当組合に送付し、必要事項の記入を求めて報告させるもので、記載された事項からしか窺い知れないので、改善事項なども画一的なものとなり、こんなものが監査だと言われては権威にかかわると、徳永監査部長が辞任するという一幕もあった。がこれは一六年から一九年に至る四年間で打切られた。

また、講習会を実施したが、その状況は次の通りである。

特別監査講習会 終了者	昭和一四年度 一回 三〇日 三三名	昭和一五年度 一回 三〇日 三四名	昭和一六年度 一回 三〇日 三〇名	昭和一七年度 一回 三〇日 二四名
地区別監査講習会 終了者	一〇県 六七九名	九県 六一四名	八県 五三五名	一〇県 四五八名

このうち、特別監査講習会は東京で行われたが、講師は当代一流の東京商科大学教授増地庸

二郎博士、同大学教授太田哲三博士、神戸商科大学教授平井泰太郎博士等で、すすんで地区別講習会にも出講してもらえたのは、先生達にもいかに監査講習会を重視されていたかがわかる。戦後、監査技能者適格認証試験制度発足にあたり、一橋大学と名称は変ったが、太田哲三教授に試験委員を快よくお引き受けいただけただけのもの、この時の縁による。

それだけに監査連合会の力の入れようも大変で、講習係りの苦労も並大抵でなかった。

2、農業団体監査連合会の事業の概要

産業組合は戦時下、農業団体の統合により農業会となったのに伴い、産業組合自治監査法は昭和一八年三月一日法律第四六号をもって「農業団体自治監査法」と改められ、監査連合会の名称も「農業団体監査連合会」と変更された。

この頃から戦局は次第に険悪化の一途を辿り、物資の欠乏、人手の不足、交通事情の悪化はいよいよ深刻となって、監査連も事業の遂行に多大の困難を来すようになった。この間農業団体は戦時体制の強化とともに、食糧の確保のみならず、国策機関としてその重要度を増し、行政上の保護助長政策がとられたのに比し、自治監査事業は手不足と交通不便とにかかわらず、

多くの犠牲が払われた。

この頃、農業会の一団体の監査日程は、監査員一名、監査員補一名の計二名で、平均三日であった。一回の出張には六乃至七団体が生まれ、中に一日乃至二日の整理日が入るのが普通で、時には一回の出張日程が旅行日を入れて三週間から四週間になることもあった。このため思い切った機構改革を断行し、従来監査部は、大東亜戦争の勃発と共に地方別に東北課、関東課、北陸東海課、近畿中国課、九州課を置いて分担していたが、一七年一二月に仙台、大阪、福岡に事務所を開設したのを手始めに、一八年二月に札幌、高松に、一九年三月には更に金沢、名古屋に事務所を開設、関東課所属の職員を除き、監査部の職員はそれらの地方事務所に勤務することとなり、全国に分散した。このため監査部は第一、第二、第三の各課に縮小し関東課の職員等をそれぞれに所属替えしたが、二課の課長が三課を兼務し、実質監査部は二課となったのである。

そして、一六年三月徳永監査部長退職のあと空席となり、松本常務が事務取扱をしてきたが、一八年一〇月二五日、農林省から眞鍋博徳氏が理事、監査部長に迎えられ就任した。

この頃、監査連は農商務省の委嘱を受けて昭和一八年に水産業団体（八県二七団体）の監査

を行ったが、一九年には更に水産業団体（八県三〇団体）、農業保険団体（五県一五団体）、家畜保険団体（五県一五団体）など、農業会以外の団体の監査も実施した。これは、監査連合会の事業としては特記すべきことであつた。

しかるに、戦争の熾烈化と共に本土空襲もはじまり、監査の充実どころではなくなつてしまつた。その上二〇年三月九日の晩から一〇日にかけての大空襲により、大手町（現在富士銀行本店所在地）にあつた東京本所は、一夜にして灰燼に歸してしまつた。そこでとりあえず品川区大崎四丁目の農林中央金庫目黒分室に仮事務所を置いたが、狭隘のため監査部は同年五月二五日、長野県小諸町に出張所（のちに事務所）を開設し、これに移つた。

小諸で事務所を開くといつても、机一脚ないのはもちろん、鉛筆一本、用紙一枚なく、事務所の電球すらない空部屋であつた。買いたくても、物資が極度に欠乏している時であるから、買うこともできない。幸い事務所の建物が元旅館で、広いので職員はこの事務所に合宿し、真に協力一致、日夜かけ廻り、備品や消耗品を調達し、机らしきもの、椅子らしきものを並べて執務することになつたが、監査に出かけるのがまた大変で、リュックサックに米を背負い、書類を詰めたポストンバッグや鞆をさげて、殺人的列車に割り込んで出張するという有り様であ

った。そして八月一五日の戦争終結を迎えたのである。小諸に移って僅か三カ月後のことであつた。

社会は戦時統制の反動から一種の恐慌状態を呈するようになった。このことが農業団体の経営上に及ぼす影響も少なくなかつた。特に政府は、臨時軍事費の打切り、貯蔵物資材の放出、統制の一部撤廃等によつて事態の收拾を図つた。(これが将来農業会にはかえつて悪い影響を及ぼす原因となつた。)農業団体の業務運営上の混乱も少なくなく、自治監査の要請は極めて大きなものとなつてきた。そこでこの年の一〇月、監査連は次の声明を発表し、関係団体の協力を求めたのであつた。

声 明

産業組合自治監査制度創始以来、監査聯合会ハ系統団体ノ「監査」「監査指導」及び「監査ニ関シ必要ナ事業」ヲ行フ機關トシテ活動シ、之ニ依リ各地方ノ産業組合及ビ統合後ニ於ケル農業団体ノ経理状態ハ固ヨリ事業運営ノ適否ヲモ詳カニシテ其ノ「堅実ナル発達」ヲ幫ケ、殊ニ単位ノ組合竝ニ農業会ノ監査ニ於テハ往々其ノ業務ノ不備ヲ是正シテ信用ヲ回復向上セシムルノ機会ヲ与へ、而モ監査事務ノ性質上機密厳秘ヲ尚ブガ故ニ其ノ過程ハ外観ニ露ハルルコトナクシテ当該地方ノ福祉増進ニ寄与スルガ如キ相当ノ実効ヲ収メ得タルモノ尠カラズ

然ルニ爾來時勢ノ變遷ニ伴フ施策相踵イデ行ハレ、就中

1、農業団体ノ統合^{シユクキニウ}夙急ニ行ハレタルコト

2、農水産關係物資ノ需給、輸送、価格等ニ対スル統制方式ニ屢次ノ改変アリテ其ノ取扱方複雑ヲ極ムルコト

3、農水産關係ノ金融ニ付キ農林中央金庫ノ業務ノ範圍ガ全面ニ拡大セラレ從テ農山漁村ノ金融經濟事象ハ汎ク綜合的ニ之ヲ考察スルノ要アルニ至レルコト

等ノ事情ニ因リ、本会トシテハ各団体個々ノ監査ニ新タナル校覈^{コウカク}ヲ必要トシタルノミナラズ、更ニ

(イ) 系統機關相互間ノ連携、殊ニ中央、地方所屬団体各層ノ実務取扱方ニ關スル連絡ノ適否

(ロ) 系統機關ト官庁、關係団体、諸会社トノ間ノ取引方法ニ關スル協調ノ適否及ビ

(ハ) 物資、金融其他ニ付系統団体ノ事業ハ密接ノ關係アル諸事業ノ經營ノ適否等ノ諸点ニ關スル調査ニモ一層ノ努力ヲ致シ、其ノ資料ヲ基礎トシテ、各農業団体個々ノ監査ニ關シ時ノ情勢ニ即応シタル態度及ビ方針ノ企画ヲ用意シ、又會員ノ参考トモナルベキ事例等ニ付キ通報ノ方途ヲ講ジ、以テ系統組織並ニ關係諸機構全体ノ為メ、常ニ有益ナル裨補ヲ与フルコト極メテ緊要トナレル次第ニシテ、恰モ先般本会ニ調査部ノ新設セラルルアリ、是等ノ方面ニ於ケル実情ノ調査ニ最善ヲ竭スベキ機運到來ノ折柄、偶々戰爭終結後ノ大転換期ニ入り、農林水産關係諸事業ノ如キ素ヨリ重要ナル部門ニ屬スルモノトシテ其ノ運営ノ合理性如何ハ内外注視ノ的トナリツツアルニ鑑ミ、本会亦此際特ニ奮励、業務能力ヲ充実スルト共ニ、幸ニ關係各方面ノ協力後援ヲ得テ其ノ使命達成ニ精進セムコトヲ期スルモノナ

リ。

この声明の反響も見ないうちに時勢は移り、昭和二一年には金融機関再建整備法が施行せられるに至り、さきに施行された金融機関応急措置法に関する指導と共に、監査連は挙げてこの指導にあたった。

この間食糧危機が浮びあがっていた時でもあり、農業団体の使命を全うするためには、あらゆる面で監査の必要性が感じられたのである。こうしているうちに農業会は解散し、新たに農業協同組合が生まれた。そこで監査連では二二年一〇月、都道府県に支部を設置することになり、その府県に適応した職員を配置し、その地方の判断に基づいて最も有効適切な監査業務の遂行をなし得る体制をとることになったのである。

いま、昭和一八年農業団体統合以降における会員数、事業状況及び収入予算を見ると、次の通りである。

1、会員数

全国機関	昭和一八年末	昭和一九年末	昭和二〇年末	昭和二一年末	昭和二二年末
都道府県農業会	四七四	四七三	四六二	四六二	四六二
産業組合連合会	二一〇	一〇〇	六〇	九	九
市町村農業会	一〇、七六八	九、八五九	九、九九〇	九、七六五	九、八九〇
計	一〇、八四〇	九、九一九	一〇、〇四四	九、八二二	九、九四七

2、事業実績

実地監査組合数	昭和一八年度	昭和一九年度	昭和二〇年度	昭和二一年度	昭和二二年度
書面監査組合数	八四二	九七四	八八三	一、〇八三	八〇三
監査実地指導	一、五四四	一、〇二二	三〇	四五	四五
水産、農業、家畜	三一	三〇			
各保険団体監査数	(八県) 二七	(一八県) 六〇			
特別監査講習会	一回一五日				
終了者	三七名				
地区別監査講習会	九回	八回	五回	五回	二回
受講者	四二〇名	三五六名	一八二名	二九五名	一八一名

監事講習会 受講者	—	—	—	—	一九回 四九八名
--------------	---	---	---	---	-------------

3、収入予算（注 二一、二二両年度は収入決算額）

	昭和一八年度	昭和一九年度	昭和二〇年度	昭和二一年度	昭和二二年度
負担金	一一、八四〇円	一七、八〇〇円	一七、三八〇円	三〇、七五〇・〇〇円	三、七九五、二四三・〇〇円
特別負担金及寄附金	一六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	九六、二六二・〇〇円	一、一五〇、〇〇〇・〇〇円
政府交付金	一八八、七九五円	一八八、七九五円	一八八、七九五円	—	—
助成金	—	—	—	八四、九〇〇・〇〇円	二、二二三、四二〇・〇〇円
雑収入	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一四、七五〇・二二円	四、六三三・五八円
前年度繰越金	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一三五、二〇三・三四円	七六、三〇三・六七円
積立金繰入金	三、五〇〇円	—	—	—	—
計	四八四、六三五円	五六九、五五五円	五六九、五五五円	二、二六一、七七七・四六円	七、二七六、五七七・五五円

3、農業協同組合監査連合会の事業の概要とその廃止

(1) 事業の概要

敗戦によって連合軍総司令部から、日本政府に対し「農地改革についての覚書」が発せら

れ、農地改革を実施し、自主的な農業協同組合を育成すべきことを指令された。

第一次法案が作成されてから第七次法案まで、実に一年有半を経て、農業協同組合法は二二年一月一九日、第一国会で成立したが、これにより農業会は解散し、新たに農業協同組合が発足することになった。農業団体関係者の中には、新しい農業協同組合は農業会を母体として、それを民主的に改組してつくればよいとする考えが強かったが、その思惑は成らなかった。

「農業団体自治監査法」は昭和二二年一月一九日法律第一三三号を以て「農業協同組合自治監査法」と改正され、翌二月二四日には、政令第二八一号を以て同法施行令も改正され、茲に「農業団体監査連合会」は、その名称を「農業協同組合監査連合会」と改められたのである。

農業協同組合に於ては、組合の自主性が強く叫ばれ、全国的協力組織によって監査を行う自治監査の方式は一層適切と考えられ、新しい制度の下では行政庁の監督権も薄らぐことになり、自治監査の充実はいよいよ真剣に促進されなければならないと、監査連は従来の機構を再検討し、前述のように都道府県に支部を設置することにしたのである。二三年五月末には次の通り三一県に設置された。

監査連支部設置道府県一覧（一三年五月末現在）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	支部名	支部長
岡村文四郎	松尾節三	佐々木正耕	高橋謙造	武田謙三	吉松正彦	酒井百太郎	白田善一郎	榎本善躬	山崎勇造	鈴木勇造		
新潟県	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	三重県	滋賀県	大塚府	京都府	兵庫県	支部名	支部長
遠藤虎柄	高原耕造	奥村忠次	久保三郎	小松直一郎	山田治一	水谷栄一	藤井利平	中井広吉	大槻高蔵	多木貞吉		
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	宮崎県			支部名	支部長
駒井藤平	千田己代治	倉本繁良逸	松本美行	涌島秀好	今井美之登	小松耕吉	薬師神岩太郎	長友繁雄				

このように、道府県に監査連支部を設けて、構成団体の自主的監査運営の機能を強化し、監査職員の増員並びに再訓練を実施して、能力の増強を期し、臨時監査事務指導計画を立案し、市町村農業会の清算経理の指導、実務の点検等をなし、速やかなる農業協同組合設立の促進を図るかたわら、全農業協同組合に対し、次のような文書を以て自治監査機能の理解を求め、監

査連に加入をすすめた。

農業協同組合の皆様へ

首尾よく組合の設立を完了されたことを心からお慶び申し上げます。皆様の組合は平和的な、民主的な、日本農村建設の基盤でありますから、これから十分に御活躍なさって、輝かしい業績を挙げられますよう、切にお祈り致します。

さて、皆様の組合が農業生産力の増進と、農民の経済的、社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期するという目的を達成されるか否かは、組合の経営が適正に行われるかどうかにかぎりますが、すこぶる大きいのであります。ところが、経営を適正に行う責任は農業協同組合法の建前上、一に皆様御自身に懸つていと申さなければなりません。従来の農業団体でありますと、政府がいろいろと干渉したり監督を行つたりして、その一半の責任を背負つていたわけでありましたが、農民の自由な意思に基づく自主的な農業協同組合には、そのようなことは絶対に行われたいからであります。この意味において適正な経営を行うための、皆様御自身の創意工夫が、きわめて必要であるとともに、業務並びに経理の監査ということが、従来と比較にならないほど緊要となつた点に、深く御注目を願いたい次第であります。監査の重要性がハッキリみとめられますれば、新たに監事に就任された方々の責務並びに農業協同組合の所謂自治監査機関である監査連合会の任務が如何に重大であるかは、おのずから明らかであります。

農業協同組合監査連合会については、皆様はおそらくすでに御承知のことと思ひますが、別紙にその大略を記して置きましたから御一覽下さい。(省略)昭和十四年に「産業組合監査連合会」として発足して

以来、「農業団体監査連合会」といった時代を通じて、自治監査事業はすでに九年の経験を重ね、ことに戦時中もろもろの団体に対する監督や監査の中止されたときにも、その事業を続けて、農業会の堅実な発展のために実質的な貢献をしたことを、ひそかに喜んでいる次第であります。地味な仕事であるだけに、時節柄とかく十分の事ができず、大方の御期待に副い得なかつたことがないでもありませんでした。

農業協同組合法においては、監査の必要性が絶対的となつたためと思われませんが、自治監査機関である本会に関してはその存続を確認し、その名称を「農業協同組合監査連合会」と改め、農業協同組合、同連合会をもつて会員と為すべきことを規定しております。この新しい機運に対処して、本会は態勢整備の必要を痛感し、農業協同組合法の施行とともに、都道府県毎に支部を設置することとし、役員員擧つて業務の刷新につとめ、新しい農業協同組合のために、微力を盡して奉仕したいと、張り切っている次第であります。

自治監査事業は協同組合主義の本領に則り各箇の農業協同組合の協力によつてはじめて効果的なものとなるのであります。換言すれば、全農業協同組合の団結によつて最善の監査が実施でき、経営の適正が期せられるのであります。従来地方農業会は、ほとんど全部が本会の会員でありましたが、今後自治監査事業の重要性から見て、全農業協同組合が一つ残らず会員となれることが望ましい次第であります。

何卒本会の意の在るところをお酌み取り下されまして、ただちに本会に加入の手續をとられますよう、せつに、おすゝめ致します。

昭和二十三年七月

農業協同組合監査連合会

この間、小諸事務所も開設後丸三年で、二三年六月には閉鎖されたが、監査職員は三月頃から順次、四谷区新宿一丁目の協和銀行支店内にあった本部に移り、監査部に復帰した。そして四月六日から二三日まで、農林省の行政検査が、岩手県農業会に対し本山検査官を班長として実施されるに当り、酒井諭一、孤島洋次郎、成田健次、蒲原易雄の四監査員は求められて農林省の高森、小原両検査官と共に、検査に従事した。これには監査連から片岡監査員補外五名も監査員に同行した。

また、翌五月一三日から二七日迄は、栃木県農業会の検査を栃木県が小口農地部長を検査班長として実施するに当り、監査連に対し全面的協力方要請があり、前記酒井、孤島、成田、蒲原の四監査員と六名の監査員補が派遣されたが、これらの職員は検査期間中、栃木県事務嘱託を命ぜられ、農地部農業協同組合課勤務となり行政検査に従事したものである。これは監査技能者として、その能力を認められた一例であるが、自らも農業会等の監査も実施していたが、この頃になると監査連は、後述するような事情から二三年度の計画は八月迄で、監査職員は地方事務所から逐次、地方庁等に移る者もあり、本部のみが監査に従事したが、八月まで七九団体を監査して打切られたのである。

農業協同組合監査連合会の事業は、設立以来戦時中でさえ中断することなく(一)農業協同組合等の監査、(二)農業協同組合等に於ける監査事務の指導、(三)その他監査連の目的を達するに必要な事業であるが、これらの事業について左に掲げておく。

(一) 農業協同組合等の監査

これは監査連本来の事業であり、法令、定款ならびに監査規程の定めるところによつて、(イ)毎年度監査計画を樹立し、これに従つて、(ロ)監査班をもつて順次監査を行い、(ハ)監査終了のときは、その場所で講評をなし、帰会後速やかにその組合に監査書を交付することになる。

監査計画は、農林、大蔵両大臣の認可を受けて決められる。

監査の結果、もしその組合に重大な欠陥などがあつたときは、監査員は速やかにこれを知事に報告しなければならないことになつていたが、これは事態を早く適切に解決するためにする法令の趣旨でもあつた。

(二) 農業協同組合等に於ける監査事務の指導

指導事業として主なるものは、(イ)監査の実地指導と、(ロ)監査講習の開催であつた。

監査の実地指導は、広く多くの組合を巡つて助言を与える普遍的な方法と、個々の組合の全

般について直接指導するものと、二つの方法がとられ、できる限り広く指導するよう努力されていた。

監査講習は、大地区毎に開くものと、各都道府県内に数カ所ずつ開くものがあつたが、前者は監査事務指導者を、後者は組合の監事を受講させて、専ら経理能力、監査能力の向上を図るのを目的としていた。

(三) 監査連の目的を達するに必要な事業

この事業の主なるものは、(イ) 監査後の改善事務の実地指導、(ロ) 常時の組合経理事務の指導、(ハ) 監査関係一般の調査、組合事業と密接な関係にある諸事業経営の考査及び会員の参考となるべき事例、統計等の作成配布などであつた。

監査後の改善事務の実地指導は、監査の効果を完全にするにはぜひ行わねばならない事業で、組合の堅実な運営に益するところが多かつた。

常時の経理事務の指導は、監査の能率をあげるためにも必要な事業で、経理事務は組合経営の基本的指標を提供するだけでなく、合理的な経理組織によって日々正確に処理されなければならないので、広く組合関係者に対して、この事業をすすめてきたのである。

また、監査関係一般の調査等は、監査連自体の事業企画のためにも、また会員の組合経営の改善のためにも重要な事業であった。

このため都道府県に支部を設置し、構成団体の自主的監査機能を強化し、再教育を行い監査能力の向上を期してきた。また臨時監査事務指導計画を立案し、市町村農業会の清算事務の指導、農業協同組合の設立の促進を図り、全組合に対して自治監査についての理解を深めてきた。

(2) 変貌と廃止

しかしながら、監査連を繞る諸情勢はまことにきびしく、新たに設立された農業協同組合一般の自治監査事業に関する意嚮は統一見解を見るに至らず、農業会の解体に際し、旧農業会と新農業協同組合との間に、監査連の会員の自動的交替を期待されたにも拘らず、農業協同組合の監査連への加入が五千組合程度で他の農業協同組合連合会への加入のように進まない事實は無視できず、農業協同組合の加入が期待出来ない現実に立脚すれば、農業協同組合を構成員として再発足することは不可能の状態で、監査連の機構を維持することは極めて困難となった。

従来のように国庫補助に依存することは国の財政の現状と、総司令部の指令による補助金政

策理念の変化は、政府に於ても如何ともし難く、最近の実勢に鑑み、畢竟、現行の法制に根本的変革を加えるべき時機が到来したものと判断せられ、農林省に於ても一先ず自治監査法を廃止すると同時に、法律の効果により概ね二三年度末を以て監査連を解散せしめ、更に一般の要望と機運の醸成を俟つて新制度を再建すべきであるとの方針を確認し二三年一二月に入ると、そういう方針であると監査連に内示してきた。内示の趣旨は、役員会に於ても、政府助成金等の全廃せられた現状、農業協同組合の加入の進捗極めて遅滞で、漸く五千組合に達した程度で加入皆無の地方さえ少なからず、今後会員数が相当の割合に達することを期待し難い模様から、この際全く已むを得ない措置として諒承するが、監査機能に空白を生じないよう、対策を講ずることになった。

このようにして、監査連は幾多の困難と闘いながら、戦前戦後を通じて自治監査の実施と、監査機能の普及に努め、その効果も大いに挙げたのであるが、終戦によつて農業会から農業協同組合に移行する過渡期において、従来、地方農業会は殆んど全部が監査連の会員であつたが、農業協同組合となるに及んで農民の自由な意志に基づく自主的な組合ということで、かえつて業務並びに会計、經理の監査ということが、従来にも増して緊要であるにも拘らず、経費

を抛出してまで（二三年度分賦金は一組合平均千円位であった。）監査を期待するという農業協同組合一般の認識は低く、従来の自治監査法に基づく監査連の性格から、例えば、監督官庁の役員及び評議員の任免権、監査員の選任及び解任、収支予算書並びに監査計画についての認可権、未加入団体に対する加入命令権、その他監査員の監査に関し任意の命令権を有するなど、強力な監督権を持ち、監査員は一方的な臨検監査権を与えられ、また監査拒否団体に対しては罰則規定が存在するなど、多分に官僚的性格を有していたことなどが民意にそわなかったようだ。

戦後政府は、このため団体民主化の要請に応え、役員任免を総代会における選任制に改め、その他の監督権による干渉も事実上行うことなく、自主的活動に委ねる方針をとったが、農業協同組合の自主的監査機関として、自治監査法そのものの存続の理由はないではないかと、遽かにその廃止が唱えられるに至ったのである。そこで已むを得ず、二三年一二月には事業を全面的に縮小して、解散準備体制に入り札幌など八カ所の事務所は順次閉鎖して、その職員は道府県庁、農協関係団体、水産関係団体、あるいは信用金庫等にそれぞれ分散して吸収された。これらの諸情勢は、会長湯河元威名を以て各監査員にも内報されたが、職員の身分の安定保障については、地方庁との交流斡旋など格段の努力がなされた結果である。

一方行政側も年明けの二四年一月二七日（二四農局第二四九号）農林省農政局長名を以て、「農業協同組合自治監査法の廃止後の問題を議する為の会議」を二月二日（水曜日）午後一時から、農林中央金庫会議室で開催する旨通達が、下記の関係者に発せられた。当日、出席者の意見を承りたい事項としたのは、次の四項目であった。

(一) 農業協同組合自治監査法廃止後における農業協同組合について考えなければならない事項

(二) 農業協同組合の監事の監査能力を向上せしめるための具体的措置

(三) 農業協同組合の監査事業団体について

(四) 農業協同組合監査員制度について

出席者（イロハ順——敬称略）

東京都生産農協連合会 理事 泉澤義一

全国指導農協連合会 常務理事 飯島連次郎

農業協同組合協会 針尾島驥郎

農業総合研究所 研究員 東井金平

農業復興会議	理事	岡田宗次
埼玉県庁農業協同組合課	主事	成田健次
全国購買農協連合会	理事	小川豊明
協同組合研究所	常務理事	笠原千鶴
埼玉県指導農協連合会	会長	武正總一郎
農業協同組合研究会	理事	辻誠
農業協同組合監査連合会	常務理事	眞鍋博徳
東京都砂川村農業協同組合	専務理事	須崎順平
全国指導農協連合会	参事	青木一己
農林中央金庫	副理事長	大矢半次郎
同	企画部長	永井国男
農業協同組合監査連合会	会長	湯河元威
全国新聞情報農協連合会	副会長	森田文吾
山梨県七保村農業協同組合	組合長	鈴木利太郎

農業綜合研究所

研究員 角 玄

全國組合金融協會

主 事 森 益 雄

(以上二〇名)

農林省よりの出席者は、

農林省農業協同組合部

部 長 打 越 顯 太 郎

同

課 長 平 木 桂

同

農林事務官 山 下 貢

外 関 係 係 官

でこの會議における説明は、農林省側から行われ、(一)自治監査法に基づく監査連が昭和一四年創立以來、産業組合時代、農業會時代を通じ、會員団体の堅実な發達を図るための監査活動を續けてきたが、その間監査連の事業に対する會員団体の関心には相當の消長があつたこと。特に今次戦争の末期には幾多の困難を克服し、事業の重要性に思いを致され、その目的達成に多大の成果を挙げられたこと。産業組合——農業會に代つた農業協同組合においても、この種事業の重要性は毫も減少しないのみか、益々その重大さを加えるものであること。しかし、それ故に監査連の現在の態勢をそのまま維持すべきかは慎重な検討を要するところで、戦後にお

ける諸情勢の大きな変化を見定め、この種事業の将来の正しい発展を望むとき、徒らに従来の機構に拘泥することなく、抜本的な改革を考慮しなければならぬ時期が到来していること。

(二)自治監査法の存在意義の変化、(三)監査連を繞る諸情勢、これらの諸点を考慮し、この際自治監査法を廃止して、現在の監査連は一旦解散することとするのが適當であると認め、政府は目下その措置を講究中であること。このため来るべき国会に「農業協同組合自治監査法を廃止する法律案」を提案し、その法律の効果により監査連を解散させる予定であり、その解散の時期を概ね昭和二四年三月と致したいこと。(四)自治監査法の廃止と監査連の解散に関する措置、就いては監査連の円滑な解体と、農業協同組合の新しい自治監査体制確立への氣運の醸成に、関係者の格別の配慮を煩わしたい。というものであった。

また、優秀な監査の技能は一朝にして修得できるものでないので、例え一旦監査連は解体されるとも、監査員の多年の経験に培われたこの貴重な技能は、何らかの方法によつて充分活用しつつ、将来新しい体制の確立される日まで、大切に保存したい。政府においても、この点については遺憾のないよう努力する所存である旨の開陳があった。

これに対し、出席者よりもそれぞれ意見の開陳があったが、大勢は行政上の方針に遵う方向

であつた。

かくて、農業協同組合発足後になつても存在していた監査連も、存立の根拠法である農業協同組合自治監査法が、統制的、強権的団体であるとの理由から、遂に二四年五月二五日法律第一〇四号を以て廃止され、昭和一三年三月、社団法人として発足以来、わが国最初の、そして唯一の農協自治監査制度は、十有一年にして消滅したのである。

こうして、農業協同組合監査連合会は解散せられ、法律上の監査員による監査業務は行われなくなつたが、創立以来の伝統精神は一部関係者と共に指導農協連に受け継がれた。

解散時の収入予算、法令、定款、歴代役員、内部機構及び監査員の氏名等

収入予算	
負担金	一二、三〇〇、〇〇〇円
特別負担金及寄附金	二、〇〇〇、〇〇〇円
助成金	二、〇〇〇、〇〇〇円
役員	計 一六、三四〇、〇〇〇円
会長	就任
石黒忠篤	一三、一二、二八
	退任
	一五、七、二四

第1章 産業組合と自治監査

古江雄吉	眞鍋博徳	中尾桂一郎	杉浦畊作	倉繁良逸	元尾光輝	越智太兵衛	村上半太郎	千石興太郎	佐藤寛次	理事	杉浦畊作	眞鍋博徳	松本都蔵	常務理事	湯河元威	荷見安
一八、一二、二四	一八、一〇、二五	一八、五、二三	一七、一、三〇	一七、一、三〇	一七、四、一	一六、二、一〇	一四、四、一	一四、四、一	一四、四、一		二二、三、二九	二二、三、二九	一四、四、一	(社団法人二三、三、七より引続)	二二、三、二九	一五、八、一三
二〇、八、二一	二二、三、二九(常務理事就任)	二一、三、二九	二二、三、二九(常務理事就任)	二一、八、二九	二一、二、一五	二二、二、九	一九、三、三一	二〇、八、一七	二四、五、二五		二四、五、二五(二七、一一、三〇理事就任)	二四、五、二五(一八、一〇、二五理事就任)	二四、五、二五(解散に伴い清算人となる)		二四、五、二五	二二、三、二九

山崎梅治	森田熊吉	永松陽一	監事	米倉龍也	萩原寿雄	酒井百人	石井徳久次	谷口源十郎	大内竹之助	片野重脩	江川為信	周東英雄	柳川宗左衛門	大矢半次郎	小平権一	加藤嘉蔵
一四、 四、 一	一四、 四、 一	一四、 四、 一		二三、 三、 二九	二三、 三、 二九	二三、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	一九、 四、 一	一九、 三、 二八	一八、 一二、 二四
一九、 三、 二八	一六、 九、 二	一五、 一一、 七		二四、 五、 二五	二四、 五、 二五	二四、 五、 二五	二二、 三、 二九	二二、 三、 二九	二二、 三、 二九	二二、 三、 二九	二二、 八、 一四	二四、 五、 二五	二三、 三、 二二	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九	二一、 三、 二九

歴代評議員

柳川 宗左衛門	一六、二、九	二一、三、二九 (理事に就任)
川名 伝	一六、九、二	二四、五、二五
谷口 宇右衛門	一八、一二、二四	二一、三、二九
二瓶 泰次郎	一九、六、七	二二、三、二九
古江 雄吉	二一、三、二九	二二、一、二、四
長田 保之	二一、三、二九	二二、三、二九
西田 正次	二一、三、二九	二二、三、二九
猪飼 清六	二二、三、二九	二二、八、一四
河内山 勝市	二二、三、二九	二四、五、二五
吉澤 與仁	二二、一、二、四	二四、五、二五
更級 學	二二、一、二、四	二四、五、二五

松隈秀雄 (大蔵省銀行局長)、濱田道之助 (中央会常務理事)、堀 豊、相川 湄、高橋武美 (農林省総務局長)、周東英雄 (農林省経済更生部長)、佐々木休次郎 (岩手県信連会長)、黒河内 透 (農林書記官)、石黒武重 (農林省経済更生部長)、井出正孝 (農林省経済更生部長)、岡本直人 (農林省経済更生部長)、近藤直人 (農林省産業組合監督官)、入間野武雄、入江 昂 (大蔵省銀行局検査課長)、相田岩夫 (大蔵省銀行局長)、岸 喜二雄 (大蔵省銀行検査官)、岸 良一 (農林省農政局長)、倉繁良逸 (全

購連専務理事）、深井 功（長野県信連会長）、石井徳久次（福岡県信連会長）、山際正道（大蔵省銀行局長）、阪田泰二（大蔵省書記官）、坂口芳久（大蔵省庶民金融課長）、重政誠之（農林省総務局長）、石井英之助（農林省農政局長）、藤田 巖（農林書記官）、東畑精一（東京帝国大学教授）、新井高四郎、熊野 英（中央会常務理事）、平田慶吉、根尾宗四郎、片野重脩（秋田県信連会長）、守屋松之助、奥谷愛昶（全購連専務理事）、岩切 正、森田豊寿（静岡県信連会長）、古江雄吉（中央金庫理事）、山本米三、奥 久登（広島県信購販連会長）、伊野部重明、浜平右衛門、楠見義男（農林省総務局長）、坂 信彌（大蔵省）、松任谷健太郎（農林省団体課長）、東浦庄治、西村彰一、迫水久常（大蔵省書記官）、河野通一（大蔵省）、大城戸仁輔、馬岡次郎、三宅癸士郎、坂口芳人、星野喜代治（大蔵省庶民金融課長）、小平権一（農林省経済更生部長）、越智太兵衛（奈良県信連、購販連会長）

内部機構（本所）

昭一三、三、七（社団法人産業組合監査連合会設立）

総務部	部	長	常務理事（兼）	松本都藏
		総務係長	主事	高橋敏男
		文書係長	主事	車田千春
		講習係長	主事	細谷小麓
監査部	部	長	監査員	徳永一之丞
		第一課長	監査員	塩谷虎松

第1章 産業組合と自治監査

昭一七、一二、	昭一六、一二、一八	昭一五、一、一	
総務部	総務部	第三課長	第二課長(兼)
部長	部長		後二
総務課長	総務課長	監査員	監査員
主事	主事	監査員	監査員
高橋敏男	高橋敏男	藤原一	中島光司
常務理事	常務理事		塩谷虎松
松本都蔵	松本都蔵		
九州課長	文書課長		
監査員	文書課長		
中島光司	文書課長		
監査員	常務理事		
塩田亀蔵	藤原一		
監査員	常務理事		
辻定男	松本都蔵		
監査員	主事		
葦原米蔵	高橋敏男		
監査員	主事		
藤原一	高橋敏男		
監査員	常務理事		
東北課長	常務理事		
藤原一	松本都蔵		
監査員	主事		
関東課長	主事		
藤原一	主事		
監査員	主事		
北陸東海課長	主事		
辻定男	高橋敏男		
監査員	高橋敏男		
近畿中国課長	高橋敏男		
塩田亀蔵	高橋敏男		
監査員	高橋敏男		

昭二〇、三、

監査部
文書課長
部長
主事
車田千春

常務理事
松本都蔵
眞鍋博徳（二八、一〇、二五）

第一課長
監査員
中島光司

第二課長
監査員
葦原米蔵

第三課長
監査員
葦原米蔵

総務部
部長
松本都蔵

常務理事
高橋敏男

後二増員
主事
三舟地宗一（中途退職）

後二増員
参事
三須亮一

監査部
部長
眞鍋博徳

監査員
中島光司

後二
監査員
伊藤信載（中途退職）

後二増員
参事
葦原米蔵

調査部
部長
杉浦畊作

次長
主事
堀直幹

第1章 産業組合と自治監査

		内部機構 (地方事務所)			
		所長(△印所長事務取扱)		次長	
仙台	理事	倉繁良逸	監査員	藤原一	
後二理事	加藤嘉蔵	後二監査員	太田富二		
大阪	理事	杉浦畊作	監査員	奥瀬庸之助	
後二監査員	△塩田亀蔵	後二監査員	塩田亀蔵		
後二囑託	伴四郎				
後二監査員	三須亮一				
福岡	監査員	△吉田一二	監査員	吉田一二	
札幌	監査員	△竹内虎太	監査員	竹内虎太	
高松	監査員	△塩田亀蔵	監査員	塩田亀蔵	
後二監査員	△茂中圭三	監査員	茂中圭三		
金沢	監査員	△辻常造	監査員	辻常造	
名古屋	監査員	△林久四郎	監査員	林久四郎	
小諸	理事	眞鍋博徳	監査員	葦原米蔵	
後二監査員	△葦原米蔵				
広島	監査員	中島光司			

解散時における「農業協同組合監査員」の氏名

本所監査部

葦原米藏	酒井諭一	孤島洋次郎	成田健次
蒲原易雄	永藤和	田村嘉雄	上田伝竹
札幌	竹内虎太	柿本四郎	
仙台	太田富二	久保秋繁	
小諸	高山勝二	青木守一	美斉津 憲
金沢	辻常造		
名古屋	林久四郎		
大阪	塩田亀藏	西富三	地上正治
	小林勉		岩淵之彦
広島	中島光司		
福岡	吉田一二	佐々木秀世	古賀美義
高松	茂中圭三	富田 潔	
計	二八名		

農業協同組合自治監査法（旧産業組合自治監査法、旧農業団体自治監査法）

公布 昭和十三年三月一七日法律第一五号

改正 昭和一五年 三月二九日法律第五九号

昭和一八年 三月一日法律第四六号

昭和二二年 一月一九日法律第一三三号

廃止 昭和二四年 五月二五日法律第一〇四号

第一条 農業協同組合ハ其ノ堅実ナル発達ヲ図ル為自治監査ヲ行フ目的ヲ以テ農業協同組合監査連合会ヲ設立スルコトヲ得、農業協同組合連合会ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ農業協同組合ト看做ス

第二条 農業協同組合監査連合会ハ法人トシ全国ヲ通ジ一箇トス

農業協同組合監査連合会ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農業協同組合ニ対シ農業協同組合監査連合会ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三条 農業協同組合監査連合会ノ設立アリタルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ 登記シタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

農業協同組合監査連合会ノ設立又ハ登記シタル事項ノ変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第四条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ヲ設置ス

農業協同組合監査員ノ選任及ビ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

農業協同組合監査員ハ農業協同組合監査連合会ニ属スル農業協同組合ノ事務所、倉庫、加工場其ノ他ノ場所ニ臨ミ金銭、物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ調査シ当該農業協同組合ノ事業及財産ノ状況ヲ監査スル

コトヲ得

農業協同組合監査員及其ノ行フ監査ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 行政官庁ハ農業協同組合監査連合会又ハ農業協同組合監査員ニ対シ農業協同組合ノ監査上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第六條 農業協同組合監査連合会ニハ所得税及法人税ヲ課セズ、農業協同組合監査連合会ガ本法ニ基キテ為ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外農業協同組合監査連合会ノ設立、登記、管理、監督、解散、清算其ノ他農業協同組合監査連合会ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 農業協同組合中央会及農林中央金庫ハ農業協同組合監査連合会ニ加入スルコトヲ得

第九條 農業協同組合ノ役員農業協同組合監査員ノ行フ監査ヲ拒ミタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ処ス

農業協同組合監査員第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ処ス

農業協同組合監査連合会ノ役員本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ処ス

料ニ処ス

非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和一四年三月勅令第一三五号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

農業協同組合自治監査法施行令（旧産業組合自治監査法施行令、旧農業団体自治監査法施行令）

公布 昭和一四年三月三十一日 勅令第一三六号

改正 昭和一八年九月一三日 勅令第七一三号

昭和二〇年七月六日 勅令第四〇五号

昭和二〇年九月五日 勅令第五二五号

昭和二一年一月六日 勅令第二六号

昭和二一年三月二日 勅令第一一七号

昭和二二年二月四日 政令第二八一号

廃止 昭和二四年五月二五日 政令第 号

第一条 農業協同組合監査連合会ハ左ノ事業ヲ行フ

一 農業協同組合及農業協同組合連合会ノ監査

二 農業協同組合及農業協同組合連合会ニ於ケル監査事務ノ指導

三 其ノ他農業協同組合監査連合会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第二条 農業協同組合監査連合会ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

農業協同組合監査連合会ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ従タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三条 農業協同組合監査連合会ノ設立者ハ定款ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ差出シ設立ノ認可ヲ受クベシ

農業協同組合監査連合会ハ設立ノ認可アリタル時成立ス

第四条 農業協同組合監査連合会ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 会員ノ加入及脱退ニ関スル事項

五 会員ノ権利義務ニ関スル事項

六 事業及其ノ執行ニ関スル事項

七 役員ニ関スル事項

八 会議ニ関スル事項

九 資産ニ関スル事項

十 公告ヲ為ス方法

第五条 本令ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六条 農業協同組合自治監査法又ハ本令ニ依リ登記スベキ事項ハ第三十二条ノ規定ニ依リ準用スル民法

第四十八条ノ場合ヲ除クノ外其ノ事実ノ生ジタル後主タル事務所所在地ニ於テハ二週間以内、其ノ他ノ

事務所所在地ニ於テハ三週間以内ニ之ヲ登記スベシ

登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起

算ス

第七条 農業協同組合監査連合会ノ設立ノ登記ハ左ノ事項ニ付之ヲ為スベシ

一 第四条第一号、第二号及第十号ニ掲グル事項

二 事務所

三 成立ノ年月日

四 会長、常務理事、理事及監事ノ住所氏名

第八条 農業協同組合監査連合会ニ役員トシテ会長、常務理事各一人及理事監事各二人以上ヲ置ク

第九条 会長、常務理事、理事及監事ハ主務大臣之ヲ任命ス

会長、常務理事及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十条 会長ハ農業協同組合監査連合会ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス

常務理事ハ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ会長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

常務理事及理事ハ会長ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ農業協同組合監査連合会ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ農業協同組合監査連合会ノ業務ヲ監査ス

第十一条 農業協同組合監査連合会ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ任命ス、但シ其ノ半数以上ハ

農業協同組合関係者中ヨリ之ヲ選任スベシ

評議員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ業務執行ニ関スル重要ナル事項ニ付会長ノ諮問ニ応ジ必要アルトキハ之ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名誉職トシ其ノ任期ハ二年トス

第十二条 農業協同組合監査連合会ニ総代会ヲ設ク

総代ノ員数、任期及選挙ニ関スル事項ハ定款ニ之ヲ規定スベシ

総代ハ道府県毎ニ会員之ヲ互選スベシ

第十三条 左ニ掲グル事項ハ総代会ノ議決ヲ經ベシ

一 経費ノ分賦収入方法及手数料ノ徴収方法

二 事業報告及収支決算

三 借入金（一時借入金ヲ除ク）

四 定款ノ変更

前項第四号ニ掲グル事項ハ総代ノ半数以上出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

前項ノ規定ニ依ル決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十四条 会長ハ少クトモ毎事業年度一回通常総代会ヲ召集スルコトヲ要ス

会長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時総代会ヲ召集スルコトヲ得

第十五条 総代会ヲ召集スルニ少クトモ一週間前ニ会議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各総代ニ通知スベシ

シ

総代会ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ為スコトヲ得但シ定款ニ別段

ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 総代会ノ議決ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル総代ノ議決権ノ過半数

ヲ以テ之ヲ為ス

第十七条 各総代ノ議決権ハ平等ナルモノトス

総代ハ他ノ総代ニ委任シテ其ノ議決権ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ其ノ総代ハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ受任者ハ委任状ヲ農業協同組合監査連合会ニ差出スベシ

第十八条 総代会ノ議決ヲ経ベキ事項ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ総代会成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ会長、主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ專決処分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ專決処分ヲ為シタルトキハ会長ハ次ノ総代会ニ之ヲ報告スベシ

第十九条 農業協同組合監査連合会ノ事業年度ハ一年トス

第二十条 農業協同組合監査連合会ハ定款ノ定ムル所ニ依リ全員ニ対シ経費ヲ分賦シ及過怠金ヲ課スルコトヲ得

農業協同組合監査連合会ハ定款ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第二十一条 農業協同組合監査連合会ハ主務大臣之ヲ監督ス

主務大臣ハ農業協同組合監査連合会ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十二条 主務大臣ハ農業協同組合監査連合会ノ決議又ハ役員ノ行為ガ法令、法令ニ基キテ為ス処分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、農業協同組合監査連合会

ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

策二十三條 農業協同組合監査連合会ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 総会員ノ四分ノ三以上ノ同意

二 破産

三 主務大臣ノ解散命令

前項第一号ノ事由ニ因ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十四條 農業協同組合監査連合会ノ清算ハ其ノ主タル事務所所在地ノ区裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為シ又ハ特ニ選任シタル者ヲシテ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

第二十五條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スベシ

第二十六條 農業協同組合監査連合会ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ区裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ農業協同組合監査連合会登記簿ヲ備フ

第二十七條 設立ノ登記ハ会長、常務理事、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ為スベシ

申請書ニハ定款、設立アリタルコトヲ証スル書面及申請人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十八條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他登記事項ノ変更ノ登記ハ会長又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ為スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ証スル書面及事務所ノ新設又ハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

但シ前ニ登記ノ申請ヲ為シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ其ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要セズ

第二十九条 農業協同組合監査連合会ガ第二十三条第一項第一号ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ為スベシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ証スル書面及會長ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

農業協同組合監査連合会ガ第二十三条第一項第三号ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ之ヲ為スベシ

第三十条 清算人ニ関スル登記及清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ為スベシ

第三十一条 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スベシ

第三十二条 民法第四十四条第一項、第四十五条第三項、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第二項、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第七十条、第七十二条乃至第八十一条及第八十三条並ニ非訟事件手続法第三十七条ノ二、第三百三十六條乃至第三百八十八條、第四百二條乃至第五百一十一條ノ六、第五百一十四條、第五百十六條、第五百十七條、第五百七十五條及第五百七十六條ノ規定ハ農業協同組合監査連合会ニ之ヲ準用ス 但シ民法中主務官廳トアルハ農林大臣及大蔵大臣トス

第三十三条 農業協同組合自治監査法及本令中主務大臣トアルハ農林大臣及大蔵大臣トス 但シ同法第二

条第三項（農業協同組合法第一条第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ為ス信用組合ニ関スル場合ヲ除ク）及第四条第二項ニ付テハ農林大臣トス

第三十四条 農業協同組合自治監査法第五条中行政官庁トアルハ農林大臣及当該命令ニ係ル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ主タル事務所所在地ノ地方長官トス 但シ全国ヲ区域トスル農業協同組合連合会ニ係ル命令ニ付テハ農林大臣トス

前項中農林大臣トアルハ農業協同組合法第一条第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ為ス信用組合ニ係ル命令ニ付テハ農林大臣及大蔵大臣トス

附 則

本令ハ産業組合自治監査法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業協同組合自治監査法施行規則（旧産業組合自治監査法施行規則、旧農業団体自治監査法施行規則）

公布 昭和一四年三月三十一日 農林省令第一八号

改正 昭和一八年九月一四日 農林・大蔵省令第一号

昭和二一年三月二九日 農林省令第二〇号

昭和二二年二月二四日 農林・司法省令第一号

廃止 昭和二四年五月二五日 農林省令第一号

第一条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ノ資格ニ関スル規程ヲ設クベシ

第二条 農業協同組合監査員ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ、但シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三条 農業協同組合監査員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務ニ関シ知得シタル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第四条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ヲ其ノ服務ニ関スル規程ノ定ムル所ニ依リ懲戒処分ニ付スルコトヲ得

前項ノ処分ヲ為サントスルトキハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

第五条 農林大臣監督上必要アリト認ムルトキハ農業協同組合監査連合会ニ対シ農業協同組合監査員ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第六条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ヲシテ監査ニ際シ農業協同組合監査員タルコトヲ示スベキ証票ヲ携帯セシムベシ

前項ノ証票ハ別記様式ニ依ル

第七条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ガ監査ニ際シ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ事業又ハ財産ニ関シ重大ナル事項アリタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ報告セシムベシ 但シ全国ヲ区域トスル農業協同組合連合会ニ在リテハ農林大臣ニ報告セシムベシ

第八条 農業協同組合監査連合会ハ農業協同組合監査員ガ監査ヲ為シタル農業協同組合又ハ農業協同組合

連合会ニ対シ監査書ヲ交付スベシ

農業協同組合監査連合会ハ前項ノ監査書ノ写ヲ農林大臣及主タル事務所所在地ノ地方長官ニ提出スベシ但シ全国ヲ区域トスル農業協同組合連合会ニ在リテハ地方長官ニ提出スルコトヲ要セズ

第九条 左ニ掲グル事項ハ農林大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受クベシ

- 一 毎事業年度ノ収支予算
 - 二 毎事業年度ノ監査計画
 - 三 経費ノ分賦収入方法及手数料ノ徴収方法
 - 四 農業協同組合及農業協同組合連合会ノ監査ニ関スル規程ノ制定及改廢
 - 五 農業協同組合監査員ノ資格、服務及給与ニ関スル規程ノ制定及改廢
- 第十条 農業協同組合監査連合会ハ毎事業年度經過後二月以内ニ左ニ掲グル書類ヲ農林大臣及大蔵大臣ニ提出スベシ

一 財産目録

二 収支決算書

三 事業報告書

四 会員名簿

第十一条 農業協同組合監査連合会ニ於テ業務執行其ノ他ニ関シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣及大蔵大臣ニ届出ツベシ 之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

別記様式

<p style="text-align: center;">(表面)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">農業協同組合監査員証</p> <p style="text-align: center;">農業協同組合監査連合会</p> <p>注意</p> <p>一、本証ハ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会監査ノ際之ヲ携帯スベシ</p> <p>二、本証ハ監査ヲ受ケル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ</p> <p>三、本証ヲ紛失シタルトキハ直チニ本会ニ届出ズベシ</p> <p>四、農業協同組合監査員ノ職ヲ退キタルトキハ本証ヲ直チニ本会ニ返付スベシ</p>	
---	--

<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">現 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">右本会農業協同組合監査員タルコトヲ証明スル</p> <p style="text-align: center;">農業協同組合監査連合会</p> <p style="text-align: center;">会 長</p> <p style="text-align: center;">(印)</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">貼 付 欄</p> <p style="text-align: center;">会 長 印</p>
--	--

第十二条 地方長官、農業協同組合自治監査法第五条ノ規定ニ依リ命令ヲ為シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨

ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第十三条 第八条第二項及前条中農林大臣トアルハ農業協同組合法第一条第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引

又ハ貯金ノ取扱ヲ為ス信用組合ニ付テハ農林大臣及大蔵大臣トス

第十四条 第三条ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ産業組合自治監査法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業協同組合監査連合会監査規程（旧産業組合監査連合会監査規程、旧農業団体監査連合会監査規程）

昭和十三年 三月 一五日 農林・大蔵大臣認可

改正 昭和十八年 九月 一四日 農林・大蔵大臣認可

昭和二十二年 二月 二四日 農林・大蔵大臣認可

第一条 監査ハ本会ニ於テ必要ト認メタル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ニ付毎事業年度ノ監査計

画ニ基キ之ヲ行フモノトス

第二条 監査ハ前条ニ依ルノ外左ノ場合ニ於テモ之ヲ行フモノトス

一 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ申出アリタルトキ

二 官庁又ハ農業協同組合関係団体ヨリ依頼アリタルトキ

第三条 監査ヲ行ハントスル場合ニ於テハ其ノ日程ヲ定メ豫メ当該農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ニ通知スルモノトス、但シ監査ノ都合ニ依リ通知ヲ為サザル場合アルモノトス

第四条 監査ハ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ組織、運営及会計ノ一切ニ亘リ監査當時ニ於ケル状況ニ付之ヲ為スモノトス、但シ必要ニ依リ其ノ一部ニ付又ハ既往ニ遡リテ之ヲ為スコトアルベシ

第五条 監査ハ本会ニ設置スル農業協同組合監査員ニ依リ之ヲ行フモノトス

農業協同組合監査員ハ農業協同組合自治監査法施行規則第六条ノ規定ニ依ル農業協同組合監査員証ヲ携帯スルモノトス

第六条 監査ヲ行フ場合ハ当該農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ理事一人以上及監事一人以上ノ立会ヲ求ムルモノトス 但シ従タル事務所又ハ出張所ニ付監査ヲ行フ場合ハ事務ノ立会ヲ以テ足ル

第七条 監査ハ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ事務所ニ於テ其ノ執務時間内ニ之ヲ行フモノトス 但シ必要アルトキハ執務時間外ト雖モ之ヲ行フコトアルベシ

第八条 農業協同組合監査員監査遂行上必要アルトキハ当該農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ニ対シ其ノ取引関係ヲ有スル者ヨリ証明ヲ得ベキコトヲ要求スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ証明ヲ為スベキ者ガ本会会員ナルトキハ農業協同組合監査員自ラ調査ヲ為スコトアルベシ

第九条 現金及現物ハ立会人ニ其ノ在高ヲ確認セシメ然ル後之ガ実査ヲ為スモノトス

第十条 監査ヲ終了シタルトキハ監査書ヲ作成シ其ノ一通ヲ当該農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ニ

農業協同組合監査連合会定款（旧産業組合監査連合会定款、旧農業団体監査連合会定款）

昭和一四年四月一日認可

改正
昭和一七年二月九日認可

昭和一八年九月一五日認可

昭和一八年二月一三日認可

昭和一九年三月一〇日認可

昭和二〇年七月五日認可

昭和二一年三月一八日認可

昭和二二年六月一〇日認可

昭和二二年二月一五日認可

第一章 総 則

第一条 本会ハ左ノ事業ヲ行フヲ目的トス

- 一 会員タル農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合及産業組合連合会ノ監査
- 二 会員タル農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合及産業組合連合会ニ於ケル監査事務ノ指導
- 三 其ノ他農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合及産業組合連合会ノ監査ニ関シ必要ナル事業

第二条 本会ハ農業協同組合監査連合会ト称ス

第三条 本会ハ主タル事務所ヲ東京都新宿区ニ、従タル事務所ヲ札幌市、仙台市、大阪市、福岡市、高松市、金沢市、名古屋市、長野県北佐久郡小諸町及広島市ニ置ク

第三条ノ二 本会ハ都道府県毎ニ支部ヲ置クコトヲ得

第四条 本会ノ公告ハ官報及日本農業新聞ヲ以テ之ヲ為ス

第二章 会 員

第五条 本会ノ会員タルコトヲ得ル者ハ農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会及農林中央金庫トス

第六条 本会ニ加入セントスル者ハ加入申込書ニ住所、名称及代表者ノ氏名ヲ記載シ本会ニ差出スコトヲ要ス

本会前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ申込者ニ通知シ遅滞ナク会員名簿ニ記載スルモノトス

会員ハ第一項ノ加入申込書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ本会ニ届出ヅルコトヲ要ス

第七条 会員ハ別ニ定ムル規程ニ依リ経費ヲ負担スルコトヲ要ス

第八条 会員合併ニ因リ解散シタルトキハ合併後存続シ若ハ合併ニ因リ設立シタル農業協同組合、農業協

同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ニ於テ其ノ会員タル地位ヲ承継スルモノトス

会員解散又ハ合併シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ本会ニ届出ヅルコトヲ要ス

第九条 會員ハ其ノ解散ノ場合ヲ除クノ外脱退スルコトヲ得ズ

第三章 役員及職員

第十条 本会ニ理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

理事ハ会長一人、常務理事若干人ヲ互選ス

第十一条 会長ハ本会ヲ代表シ業務ヲ総理ス

常務理事ハ会長ヲ輔佐シテ業務ヲ分掌シ互選ニ依リ豫メ定メタル順位ニ依リ会長事故アルトキハ会長ノ職務ヲ代理シ、会長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本会ノ業務ヲ監査ス

第十二条 理事及監事ハ総代会ニ於テ之ヲ選任ス

理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トシ選任ノ日ヨリ之ヲ起算ス 但シ任期満了後ト雖モ後任者中少クトモ一人ノ就任スル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス

補欠又ハ増員ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ノ任期ハ現任者ノ残任期ニ依ルモノトス

第十三条 理事及監事ハ任期中ト雖モ総代会ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

総代会理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ其ノ総代会ニ於テ補欠選任ヲ為スモノトス

第十四条 理事及監事ニハ総代会ノ決議ニ依リ報酬其ノ他ノ給与ヲ支給スルコトヲ得

第十四条ノ二 本会ニ評議員二十人以上以内ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス 但シ其ノ半数以上ハ農業協同組合関係者トス

評議員ノ任期ハ二年トス

評議員ハ業務執行ニ関スル重要ナル事項ニ付会長ノ諮問ニ応ジ必要アルトキハ之ニ対シ意見ヲ述ブル
モノトス

第十四条ノ三 本会ニ支部長ヲ置クコトヲ得

支部長ハ当該都道府県内ニ於ケル農業協同組合関係者中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

支部長ハ支部ノ事務ヲ掌理ス

支部長ニハ手当ヲ支給スルコトヲ得

第十五条 本会ニ農業協同組合監査員ヲ置キ会長之ヲ任免ス

農業協同組合監査員ハ理事ノ指揮ニ従ヒ監査ニ関スル事務ニ従事ス

農業協同組合監査員ノ資格、服務及給与ニ関スル規程ハ理事之ヲ定ム

第十六条 本会ニ参事其ノ他ノ職員ヲ置キ会長之ヲ任命ス

参事其ノ他ノ職員ノ服務等ニ付テハ理事之ヲ定ム

第四章 総 代 会

第十七条 本会ニ総代会ヲ設ク

第十八条 総代ノ員数ハ都道府県毎ニ一人トシ会員之ヲ互選ス

総代ハ選挙ニ於テ多数ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ当選者ト為ス 同数ノ場合ニ於テハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 総代ノ選挙ハ都道府県毎ニ会員タル農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組

合連合会理事ノ中ヨリ会長ノ指定スル者ノ管理ニ依リ之ヲ行フ

第二十条 総代選挙ノ方法ハ管理者ノ定ムル所ニ依ル

管理者ハ総代選挙ノ状況ヲ記録シ之ヲ会長ニ報告スルコトヲ要ス

第二十一条 総代ノ任期ハ三年トス 但シ再選ヲ妨ゲズ

総代ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄猶其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二条 総代ニ欠員ヲ生ジタルトキハ遅滞ナク補欠選挙ヲ行フコトヲ要ス

補欠選挙ニ依リ就任シタル総代ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

第二十三条 通常総会ハ毎年一回四月又ハ五月之ヲ召集ス

臨時総代会ハ理事左ノ場合ニ於テ之ヲ召集ス

一 理事必要ト認メタルトキ

二 監事ガ農業協同組合自治監査法施行令第三十二条ノ規程ニ依リ準用スル民法第五十九条ノ規定ニ依

リ必要ト認メタルトキ

第二十四条 総代会ノ召集ハ少クトモ十日前ニ書面ヲ以テ各総代ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ会議ノ目的タル事項、日時、場所及召集者ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十五条 左ニ掲グル事項ハ総代会ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

一 経費ノ分賦収入方法及手数料ノ徴収方法

二 事業報告及収支決算

三 借入金（一時借入金ヲ除ク）

四 定款ノ変更

第二十六条 総代会ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ総代会ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルモノハ理事之ヲ専決処分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ理事ハ次ノ総代会ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十七条 総代ハ総代会ノ当日會議ヲ開ク前ニ出席者名簿ニ記名捺印シ代理ノ委任ヲ受ケタル者ハ其ノ旨ヲ附記スベシ

第二十八条 総代会ノ議事ハ出席シタル総代ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

理事又ハ監事ノ選任若ハ解任又ハ定款変更ノ決議ハ前項ノ規定ニ拘ラズ総代ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ為スモノトス

第二十九条 総代会ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外議決ヲ為スコトヲ得ズ 但シ緊急ヲ要スル輕微ノ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十条 総代ハ他ノ総代ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ其ノ総代ハ出席者ト看做ス前項ノ受任者ハ委任状ヲ本会ニ差出スコトヲ要ス

第三十一条 総代会ノ議長ハ會長之ニ当ル 會長事故アルトキハ常務理事之ニ代ル 會長及常務理事共ニ

事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

監事ノ招集シタル総代会ノ議長ハ総代会ヲ招集シタル監事之ニ当ル 其ノ多数ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

第三十二条 議長ハ総代会ノ決議録ヲ作り開会ノ日時、場所、会議ノ顛末及出席者ノ員数ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十三条 総代会ノ議事ニ関スル細則ハ総代会ニ於テ之ヲ定ム

第五章 業務執行

第三十四条 監査ハ監査規程及監査計画ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フモノトス

監査計画ハ毎事業年度理事之ヲ定ム

第三十五条 会員ヨリ監査ノ申出アリタルトキハ本会ハ監査計画ノ施行上支障ナキ限り監査ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依リ監査ヲ行フ場合ニ於テハ本会ハ別ニ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴スルコトアルベシ

第三十六条 農業協同組合監査員ハ監査ニ際シ農業協同組合自治監査法施行規則第六條ノ規定ニ依リ農業協同組合監査員証ヲ携帯スルモノトス

第三十七条 本会ハ監査ヲ為シタル農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ニ対シ監査書ヲ交付スルモノトス

監査ヲ受ケタル農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ヨリ申出アリタルトキハ本会ハ別ニ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴シテ前項ノ監査書ノ写ヲ交付スルモノトス

第三十八条 本会ハ本会ガ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル者ニ対シ監査書ノ写又ハ監査報告書ノ写ヲ交付スルコトヲ得ルモノトス

第三十九条 監査事務ノ指導ハ本会必要アリト認ムルトキ又ハ会員ヨリ申出アリタルトキ之ヲ行フモノトス

シ 会員ヨリノ申出ニ依ル指導ヲ行フ場合ニ於テハ本会ハ別ニ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴スルコトアルベ

第四十条 本会ハ監査ニ関スル講習、講話、調査其ノ他必要ナル事業ヲ行フモノトス

第四十一条 事業執行ニ関スル細則ハ理事之ヲ定ム

第六章 資産及会計

第四十二条 本会ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第四十三条 本会ノ資産ハ会員ノ負擔金、手数料、寄附金、補助金、交付金及雑収入ヨリ成ルモノトス

資産ノ管理会計ニ関スル規程ハ理事之ヲ定ム

第七章 解 散

第四十四条 本会解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト為ル

第四十五条 本会解散ノ場合ニ於ケル残余財産ノ処分ハ総代会ニ於テ之ヲ決スルモノトス

第二十八條第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

附 則

第四十六條 本會設立ノ際現ニ社団法人産業組合監査連合會ノ會員タリシ者ハ第六條ノ規定ニ拘ラズ同會ノ理事タリシ者ヨリ其ノ會員名簿ヲ本會ニ提出アリタルトキハ本會ノ會員タルモノトス

(以下改正附則略)

六、監査連解体に関する善後措置

監査連は解散したが、農業協同組合の堅実な發達を期する上において、組合の組織、運営、會計の全般に亘る常時の監査が、極めて必要であることは、農協関係者の多くが組合経営の過去と現在とから、充分に再認識したところである、多年の要望によつて折角創設し、一一年を経たところで、しかも農業協同組合の初期、一年余の間自治監査の制度を持ちながら、根本的に消滅せしめたのは行き過ぎではなかつたかと、日ならずして自治監査制度復活の必要が、識者の間に盛んに唱えだされたのは皮肉なことであつた。

そこで、監査連解体に関する善後措置として、農業協同組合の現状並びにその将来の進展に鑑み、自治監査の事業は益々その重要性を加えて来るものと考えられるので、従来、監査連が担当してきたような自治監査の仕事そのものの必要は、例え根拠法がなくなつたとしても、毫もかわることはない。よつて既存の自治監査機能は、よくこれを農業協同組合組織内に再生し、従来自治監査に携わつてきた有能の技能者を、先ずその関係方面に保存し活用することが、最も適切な措置であると考えられた。そして農業協同組合の新しい自治監査体制確立の気運の到来を俟つべきである。

このような趣旨に基づいて、監査連解体後は差し当り、次のような措置をとることになつたのである。

一、自治監査機構について

(一) 全国組織

自治監査全体の総合的事業、即ち従来監査連本部が担当した凡そ左の如き事業は、これを全国指導農協連合会に移すこと。

(イ) 自治監査の企画、指導及び連絡

(ロ) 監査技能者の育成及び認証

(ハ) 講習及び講師の派遣

(ニ) 監査に関する調査、研究及び資料の提供

(二) 地方施設

地方における自治監査の事業、即ち従来監査連支部が担当した凡そ左の如き事業は、これを組合経営指導の事業を行う地方の協同組合連合会又は監査を行う目的で、組合及び連合会が組織する団体に移すこと。

(イ) 自治監査の企画、指導及び連絡

(ロ) 実地監査の施行

(ハ) 実地指導その他による監事監査への協力

(ニ) 講習及び講師の派遣

(ホ) 監査に関する調査、研究及び資料の提供

(三) 全国施設及び地方施設の連繫

全国指導農協連合会の会員である協同組合連合会による地方施設に対する関係について

ては、全国指導連及び当該連合会の定款で定めること。

全国指導連の会員でない団体による地方施設に対する関係については、事実上全国指導連の会員と同様に取扱われるようにし、また所要の経費は特別負担として拠出するよう双方の間に取極めをすること。

二、監査職員について

監査技能は一朝にして修得できるものでないから、多年の経験を持つ現存の監査職員は、将来新しい体制の確立するまで、全国及び地方の施設に於てこれを保存すること。

この措置により、監査連が解散準備体制に入り、それぞれ県庁や農協関係機関に移行していたが、全国組織としては、全国指導農協連合会に於て、農協自治監査の再建を目指すこととなったので、前年九月から埼玉県庁農政課で、主事として農協の設立事務などを担当していた監査員酒井諭一、同成田健次の両名は、二四年三月二〇日呼び戻され、理事監査部長眞鍋博徳氏、監査部次長、参事兼監査員葦原米蔵氏と共に、当時設立間もない全国指導農協連合会に移り、監査の指導事務にあたることになったのである。

第二章

全指連時代における監査事業の概要

一、自治監査機能確立要綱の制定

監査連合会が解散したことは、決して自治監査を不要とするものではなく、農業協同組合が、本来の機能を立派にはたして行くためには、自治監査機能の確立は聊かもゆるがせにすることができない問題である。

そこで眞鍋監査部長を中心に葦原、酒井、成田の三氏に組織部の杉山源太郎氏らが加わり検討した結果を取りまとめ、全指連青木参事以下各部長出席の内部の討議を経て、早速四月一、一二の両日、全指連主催のもとに開催された都道府県指導、生産連合会参事会議に提案し、次の自治監査機能確立についての方針が決定されたのをうけて、同二六日中野橋場寮で開催された中央機関連絡会長会議で協議の上確定した。すなわち自治監査機能確立要綱は、

- (一) 監事の相互連絡、監査能力の向上、社会的地位の向上を図るために、郡、県、全国の段階に夫々監事協議会をつくること。
- (二) 農協の経営指導等を担当する連合会の監査陣容を整備して、農協及び同連合会からの委

託監査に応ずるほか、監事の監査技能の向上、監事協議会との連絡に当らせること。

(三) 農業協同組合自体による監査技能者の適格認証制度を確立して、監査技能の社会的保全を図ること。

の三項目である。

このため、夫々要綱並びに方針が示されたが、その詳細は次の通りである。

農業協同組合監事協議会設置要綱

一、目的

農業協同組合の健全なる発達を促進するため、監事の相互連絡と監査能力の向上を図り、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監事の行う監査の徹底を期すること

二、組織

郡、県及び全国の段階に設け、その構成を左の如く定める

(一) 郡監事協議会は郡内の単位組合及び郡以内を区域とする連合会の監事を以て組織する

(二) 県監事協議会は郡の区域を超え県以内を区域とする組合及び連合会の監事と、郡監事協議会とを以て組織する

(三) 全国監事協議会は県の区域を超える組合及び連合会の監事と、県監事協議会を以て組織する

第2章 全指連時代における監査事業の概要

三、事業

- (一) 監事の相互連絡に関する事業
- (二) 監事の監査能力の向上に関する事業
- (三) 資料、情報の提供
- (四) その他目的達成のため必要な事業

四、機関

(一) 総会

毎年一回通常総会を開き、必要により臨時総会を開く

左の事項は総会に附議するものとする

- (1) 規約の変更
 - (2) 毎年度事業計画、経費収支予算及び決算
 - (3) 毎年度の経費分賦収入方法
 - (4) 委員の選任
 - (5) その他会の運営上重要な事項
- (二) 委員

委員長一名、委員若干名を置く

委員は総会に於て選任する

委員長は委員の互選による

五、経費

監事協議会の経費は、会員の属する組合及び連合会並びに会員たる監事協議会が、それぞれの総会の議を経て負担する会費と寄附金とを以て充てる。

(附) 郡、農業協同組合監事協議会規約例

第一条 この会は農業協同組合の健全なる発達を促進するため監事の相互連絡と監査能力の向上を図り農業協同組合及び農業協同組合連合会の自己監査の徹底を期することを目的とする。

第二条 この会は何郡農業協同組合監事協議会といふ事務所を何々に置く。

第三条 この会の会員は本郡内の単位農業協同組合及び本郡の区域以内を区域とする農業協同組合連合会の監事を以て組織する。

第四条 この会はその目的を達する為左の事業を行う。

一、会員相互の経営、経理その他監査上必要な研究、調査、意見の発表、交換等を行うための連絡会の開催

二、優良組合及び連合会の視察

三、監査講習会及び組合経営座談会の開催

四、監査に関し必要な資料の配布及び情報の提供

五、その他目的達成のために必要な事業

第五条 この会に委員何名を置き総会で会員中からこれを選挙する。

委員は委員長一名を互選する。

委員長は会務を総理しこの会を代表する。

委員は豫めその互選によって定めた順位に従い委員長が事故あるときはその職務を代理し委員長が欠員のとときはその職務を行うものとする。

第六条 委員の任期は何年とする。但し再選することは差支ない。

委員長の任期は委員の任期に従う。

この会に必要な職員を置き委員長がこれを任免又は委嘱、解嘱をする。

第七条 委員長は毎年度一回何月通常総会を招集し必要に応じて臨時総会を招集するものとする。

総会の議長は委員長がこれに当る。

第八条 総会は会員の半数以上が出席しなければ議事を開いて議決することが出来ない。総会の議事は出席した会員の過半数の同意を以て決する。

第九条 左に掲げる事項は総会の議決を経るものとする。

一、規約の変更

二、毎事業年度の事業計画及び経費の収支予算

三、毎年度の経費分賦収入方法

四、その他この会の運営上重要な事項

毎年度の経費の収支決算は総会に報告してその承認を経るものとする。

第十条 この会の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十一条 この会の経費は会員の属する組合又は連合会の負担する会費と寄附金その他の収入を以てこれに充てるものとする。

全国及び都道府県の経営指導担当機関並びに単位組合に於ける監査事業の活動方針

全国指導農業協同組合連合会の為すべき事項

- (一) 監査技能者を設置し経営及び監査活動の企画、指導及び連絡体制を整える。
 - (二) 都道府県の経営指導及び監査担当者を養成する。
 - (三) 監査技能者の認証制度を実施する。
 - (四) 監査講習会並びに協議会を開催する。
 - (五) 地方監査講習会への講師の派遣及び斡旋をする。
 - (六) 委託監査に応ずる。
 - (七) 監査に関する調査、研究、資料の作成配布並びに情報の提供をする。
 - (八) 監事協議会の育成指導並びに連絡をする。
- 都道府県指導連合会の為すべき事項
- (一) 監査担当部門を確立し監査技能者を設置して経営指導及び監査の体制を整える。

- (二) 監査技能者をして認証を受けさせその資質の向上を図る。
 - (三) 豫め委託を受け事業計画中に監査計画を織り込みこれに基いて委託監査を行う。
 - (四) 自己監査指導その他により監事の監査能力の向上を図る。
 - (五) 監査講習会、協議会を開催する。
 - (六) 監査講習会に講師の派遣及び幹旋をする。
 - (七) 監査に関する調査、研究、資料の作成配布並びに情報を提供する。
 - (八) 監事協議会の育成指導並びに連絡をする。
- 市町村農業協同組合の為すべき事項
- (一) 積極的に都道府県連合会の監査を受ける。
 - (二) 監査規程を設け監事の監査を励行する。
 - (三) 監査講習会等には監事を出席せしめ監査知識、技能の向上を図る。
 - (四) 監事協議会の設置に協力しその経費の負担について総会の承認を経ておく。

農業協同組合監査技能者適格認証制度確立要綱

(一) 目的

全国指導農業協同組合連合会は農業協同組合、同連合会の監査及び経営指導に従事する者に対して資質技能の向上並びに社会的地位の保全を図るため左記により農業協同組合監査技能者適格認証制度を設

ける。

(二) 農業協同組合監査技能者適格認証方法

1、認証は本会会長の委嘱した農業協同組合関係者及び学識経験者をもって構成する銚衡委員会の銚衡によつて行う

2、銚衡委員会は左記科目の学術試験及び人物考査によつて銚衡する

(1) 農業協同組合論

(2) 農業協同組合の経理

(3) 農業協同組合の監査

(4) その他委員会が必要と認めた科目

但し、左の資格を有する者は学術試験を省略して認証することができる。

(1) 大学令（旧制による。以下各学校についても同様とする）による大学の学部で法律、経済、経理若しくは農業経済に関する学科を修めて卒業し二年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営、経理又は監査に関する実務に従事した者

(2) 専門学校令による実業専門学校で法律、経済、経理若しくは農業経済に関する学科を修めて卒業し四年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営、経理又は監査に関する実務に従事した者

(3) 中等学校を卒業し八年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営、経理又は監査に関する

る実務に従事した者

- (4) 以上各号の一に準ずる学識経験を有する者
- 3、認証を受けようとする者は農業協同組合監査技能者適格認証願に履歴書及び本人の属する団体の長の推薦状を添付して本会に提出するものとする。
- 4、認証を受けた者に対してはこれを証する証書を交付して認証名簿に氏名、登録番号その他必要事項を登録するものとする。

(三)、認証の取消

- 1、認証を受けた者が次の各号の一に該当するときは銚衡委員会の議を経て認証を取消すものとする。
 - (1) 監査の職務に関して知得した被監査団体の業務上の秘密を漏洩したとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 破産して復権しないとき。
- 2、認証の取消をしようとするときは本人及び本人の属する団体の長に対して認証を取消そうとする事由を記載した書面を送付し且つ辯明の機会を与えなければならない。
- 3、認証を取消したときは本会は直ちに本人及び本人の属する団体の長に書面を以てその旨を通知すると共に認証名簿の登録を抹消するものとする。

(四)、認証を受けた者の待遇

- 1、認証を受けた者については経済的社会的地位が確保されるよう優遇の途を講ずる。

以上の要綱により次の認証規程が制定された。

農業協同組合監査技能者適格認証規程

第一条 本会は農業協同組合、農業協同組合連合会の監査及び経営指導に従事する者に対しての資質、技能の向上並びにその社会的地位の保全を図るためこの規程によって農業協同組合監査技能者適格の認証（以下認証という。）を行う。

第二条 認証は農業協同組合監査技能者適格銓衡委員（以下銓衡委員という。）を以て構成する銓衡委員会の銓衡によってこれを行う。

銓衡委員は農業協同組合関係者及び学識経験者について本会会長がこれを委嘱する。

第三条 銓衡委員会に委員長を置き銓衡委員の互選によってこれを定める。

銓衡委員会の議長は委員長これに当る。

銓衡委員会の議事は銓衡委員の過半数の同意によって決する。

第四条 銓衡委員会の銓衡は左記科目の学術試験及び人物考査によってこれを行う。

一、農業協同組合論

二、農業協同組合の経理

三、農業協同組合の監査

四、その他銓衡委員会が必要と認めた科目

左の各号の一に該当する者は学術試験を省略して銓衡することができる。

- 一、大学令（旧制による。以下各学校についても同様とする。）による大学の学部で法律、経済若しくは農業経済に関する学科を修めて卒業し二年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営・経理又は監査に関する実務に従事した者
 - 二、専門学校令による実業専門学校で法律、経済、経理若しくは農業経済に関する学科を修めて卒業し四年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営、経理又は監査に関する実務に従事した者
 - 三、中等学校を卒業し八年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の経営、経理又は監査に関する実務に従事した者
 - 四、以上各号の一に準ずる学識、経験を有する者
- 第五条 認証を受けようとする者は農業協同組合監査技能者適格認証願に履歴書及び本人の属する団体の長の推薦状を添付して本会に提出するものとする。
- 第六条 認証を受けた者に対してはこれを証する証書を交付し認証名簿に氏名、登録番号その他必要な事項を登録するものとする。
- 第七条 認証を受けた者が左の各号の一に該当するときは銓衡委員会の議を経て認証を取消するものとする。
- 一、監査の職務に関して知得した被監査団体の業務上の秘密を漏洩したとき
 - 二、禁錮以上の刑に処せられたとき
 - 三、破産して復権しないとき

第八条 本会が認証の取消をしようとするときは本人及び本人の属する団体の長に對して認証を取消そうとする事由を記載した書面を添付し且つ辯明の機会を与えなければならない。

第九条 認証を取消したときは本会は直ちに本人及び本人の属する団体の長に書面を以てその旨を通知すると共に認証名簿の登録を抹消するものとする。

附 則

本規程は昭和二十四年五月一日からこれを施行する。

監査部はこれら三項目を重点に仕事をすることになるのだが、附随していろいろの仕事が持込まれたが、その中でも新経理制度の普及活動、事務競技大会の開催、農業協同組合整備促進の推進などが主であった。以下重点項目の外にこれらについても付言して述べることにする。

一、 監査技能者適格認証試験制度の制定と実施

農業協同組合監査技能者適格認証試験制度は、全指連がその自治監査機能確立要綱の一環として創設した事業で、認証規程によりその目的とするところは、農業協同組合の監査及び経営

指導者の資質技能の向上並びにその社会的地位の向上を図ろうとするものであって、昭和二四年一月二八日から三日間、第一回の適格銓衡試験が行われたが、当時は別に法的根拠を持つものではなかった。しかし農業協同組合の監査に携る者としては、技術的にも人格的にも立派な監査者として社会的に充分信頼のおける適格者でなければならぬことはもちろんである。

監査連当時の監査員については、農林大臣の認可によって就任したから、これによって適格認証が行われる形になっていたが、この制度が廃止されてからは、法的な認証制度は全くなくなってしまうたのである。しかしこれは監査ということが軽視された結果では決してなく、過渡期における一つの現象であつて、後日必ずや強力な制度の生まれることを期待し、全指連としては当時、ただ手をこまぬいて他力的な制度の制定を待つのではなく、まず以て自主的に認証制度を創設し、これによって権威ある認証を実施して、社会の要請に応えようとしたのがこの制度創設の趣旨であつた。

そこで、この制度を充分権威づけ、社会の信頼に応えるためには、別に権威ある銓衡委員会を設け、この委員会が厳正公平な銓衡をする組織として、主力をこの委員会の構成とその運営に注がれたのである。このため委員は学界、官界、組合界の学識経験者から選ばれ、全指連会

長から委員を委嘱されたが、発足時の委員は次の通りである。

委員長 東京大学名誉教授、東京農業大学学長 佐藤寛次氏

委員 東京大学教授 東畑精一氏

同 同 近藤康男氏

一橋大学教授 太田哲三氏

横浜国立大学教授 黒澤清氏

慶応義塾大学教授 鈴木保良氏

法政大学教授 笠原千鶴氏

協同組合学校教授 江上繁一氏

農林省農業協同組合部長 打越顯太郎氏

同 農業協同組合課長 平木桂氏

農林事務官 池田俊也氏

同 同 海住実氏

同 同 本山悌吉氏

全指連専務理事	武正 総一郎氏
同 組織部長	青木 一己氏
同 監査部長	眞鍋 博徳氏
同 嘱託（元監査員）	葦原 米蔵氏
同 嘱託（元産組中央会部長）	辻 誠氏
農林中央金庫理事	永井 國男氏
組合金融協会主事	水谷 重一氏
	（以上 二〇名）

これらの委員により、第一回の銓衡は認証規程の定めるところによって、「農業協同組合論」「農業協同組合関係法規」「農業協同組合の経理」「農業協同組合の監査」の四科目について、神田の日本大学本部で筆記試験と口述試験が実施された。尤も認証試験規程により、学識、経験が一定条件に適合した人は経理と監査の筆記試験を免除されたのであるが、試験施行の発表と試験期日との間が短期間であり、筆記、口述とも試験場が東京一カ所であったことなど、悪条件下にも拘らず一月一四日の締切日までに、一都二四府県、一全国機関から一四四

名の受験申込があつたが、實際試験当日に参加したのは九一名であり、試験結果に基づいて、一二月二一日の銚衡委員会の厳正な審査の上合格者は六一名であつた。

試験の程度は旧制専門学校卒業程度とし、筆記、口述とも同一科目について二名乃至三名の委員によつて出題と採点が行われたが、これは受験者に対し危険分散の利益を考慮したのと、公平妥当な結果を得ることを期したためである。

第一回の実施の結果、反省として五〇余名が欠席したこと、筆記試験場を全国数カ所に増やし、受験者の便を図るべきことなどが挙げられたが、これは全指連の予算と事務陣容とに至大の關係を持つものであつた。

そこで、第二回は二五年九月二八日、筆記試験を東京外、札幌、京都、福岡の四カ所で一日で施行し、受験者は右の内便宜な一カ所を選定してよいとされた。なお試験に先だち認証規程の一部が改正されたが、その要点は次の通りである。

- (一) 従来は学歴と経歴年数によつて、筆記試験の一部（経理と監査）を免除していたが、今回からこの規程を廃止して、全員が全科目を受験させることに改めた。
- (二) 従来は、受験資格については何の規定も定めなかつたが、本年度からは左の通り一定の

受験資格を定めた。

受験資格

- 一、学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校を卒業した者若しくはこれに準ずる者
 - 二、学校教育法による高等学校又は旧制中等学校卒業者を入学資格とする修業年限一年以上の協同組合学校又はこれに準ずる教育施設の教科課程をおえた後一年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の指導若しくは監査事務又は組合若しくは団体の実務に従事した者
 - 三、学校教育法による高等学校又は旧制中等学校を卒業し若しくはこれに準ずる者で卒業後三年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の指導若しくは監査事務又は組合若しくは団体の実務に従事した者
 - 四、年齢二五歳以上で六年以上農業協同組合若しくはこれに準ずる団体の指導若しくは監査事務又は組合若しくは団体の実務に従事した者
- これにより、右のうち何れかの号に該当しなければ受験できないが、何れかの一に該当すれ

ば誰でも受験できることになった。

受験者は総数一四三名で一〇月一八日に開催された銚衡委員会で第一次七九名が合格、一〇月三十一日東京での口述試験は口述試験延期者八名を除き七一名が受験し、最後の合格認証者は五六名であった。

第三回は二六年九月二六日受験者総数一三六名で第一次七四名が合格、口述試験は一二月一日前年の延期者を含め八三名が受験し、最後の栄冠は七三名であった。

第四回は二七年一〇月二一日、筆記試験が札幌、仙台、東京、名古屋、岡山、福岡の六カ所で行われ、口述試験は一月二〇日東京で行われ、合格者四四名を得た。

この年試験委員に次の通り異動があった。

(退任)

農林事務官

池田俊也氏

東大教授

近藤康男氏

農中理事

永井国男氏

(新任)

農林省経済局農業協同組合部長

谷垣專一氏

農林省農協課長

村田豊三氏

農林事務官

横尾正之氏

農中理事

諸富春太氏

第五回は二八年一〇月二〇、二一日と、従来筆記試験は一日だったのを二日間とし、一日二科目となった。試験場は札幌、東京、京都、岡山、熊本の五カ所となり、口述試験も一月二六、二七の両日東京で行われ合格者七七名を得た。

昭和二九年は第六回の銓衡試験が行われるべきであったが、農協法の改正により農業協同組合中央会が設立され、事業として「組合の監査」を行わなければならないこととなった。このため八月三日農林省令第五〇号を以て「農業協同組合監査士の選任資格を定める省令」が公布されたので、本年度の筆記試験は取り止め、規程により口述試験を延期していた者のみを対象に、九月二八日東京で口述試験が行われ、一〇月一日の銓衡委員会で一三名の合格者が決定された。この結果、これまでに監査技能者適格認証試験の合格者は三二四名となった。

この年一月九日には福岡県農協監査士会（会長古賀美義氏、会員二〇名）が、六月四日には静岡県農協監査士会（会長栗原祐幸氏、元防衛庁長官・現衆議院議員、会員四〇名）が誕生した。

三、監事の教育と内部監査の振興

監事の教育と内部監査の振興は、農協自治監査の再建を目標として全国指導連が仕事の第一着手として始めたのが、前述の農協監査技能者の養成と指導であり、監事の教育と内部監査の指導であった。

このため監事講習会の開催を奨励して、その教育を促進し、講師を派遣してその指導に努める一面、「監事協議会」の構想を樹て、郡、都道府県、全国の三段階に農協監事協議会を設立して、監事の相互研鑽の場とすることとし、まずもって中央に農協全国機関の監事をして、全国農協監事協議会を結成し、各地方に郡、県の監事協議会の結成を見るに及んで、県協議会の代表者をも会員に加え、「監事協議会だより」「監査資料」あるいは「監査手帳」を発行し、監事の監査知識と技能の向上を図ろうとするもので、次にこれら監事協議会の設立から解散に至る迄を述べることにする。

四、監事協議会の設置と指導

1、農業協同組合全国機関監事協議会

自治監査機能確立の方針が決定した直後の二四年五月一日、中央金庫小会議室で下記出席者の参集を得て、中央機関監事懇談会が開かれ、全国機関監事協議会を設置することが決つた。

会議は、全指連監事鴨下栄吉氏（東京都生産連監事）の司会のもとに、眞鍋監査部長より自治監査法廃止後の措置について経過を報告、懇談に入り、青木参事より現状をどうするかということで、農林省外関係方面とも協議の上、(一)監事協議会の設置、(二)経営指導担当機関の監査陣容の整備、(三)監査技能者認証制度の実施、の三項目にまとめた。既に監事協議会は、県、郡の段階で相当設置されていると説明、指導連との関係については事務局を担当する。同時に監査の委託があれば之に応ずると述べ、名称を全国機関監事協議会とし、将来全国農協監事協議

会ができたときはこれに併合することとし、設置が決つたのである。

出席者 中央金庫 佐藤監事外二名、全販連 井草監事外一名、全購連 関井監事外一名、
日本果実連 一名、全畜連 一名、全指連 鴨下監事、青木参事、眞鍋部長、葦原、酒
井、成田、計六名

そして、七月二六日参議院第三会議室で開催の第一回総会で、役員、規約、事業計画、予算を決定し、委員長に中金石川監事、副委員長に全購連関井監事を選任して発足した。

当初の規約、事業計画、予算等は次の通りである。

農業協同組合全国機関監事協議会規約

第一条 この会は監査事業の健全なる発達を促進すると共に農業協同組合全国機関監事の相互連絡を図り、全国監事協議会の結成を促進することを以て目的とする

第二条 この会の事務所は全国指導農業協同組合連合会内に置く

第三条 この会の会員は全国農業協同組合連合会、農林中央金庫及び家の光協会の監事を以て組織する

第四条 この会はその目的を達する為左の事業を行う

一、監査に関する研究及び調査

- 二、監査に関し必要な資料の蒐集配布及び情報の交換
- 三、その他目的達成の為に必要な事業

第五条 この会に委員長、副委員長一名を置く

この会に必要な職員を置き委員長がこれを任免する

第六条 この会の経費は会員の属する機関の負担する会費と寄附金その他の収入を以てこれに充てるものとする

事業計画（二四年度）

- 一、研究会 学識経験者を招いて、年三回（八月、十二月、二月）開く
- 二、協議会 会員相互の意見交換、研究論議のため年四回（七月、九月、一月、三月）開く
- 三、視察 見聞を開くため随時工場、倉庫、運送、病院、共同作業場などを視察する
- 四、資料の蒐集、配布
 - 1、各団体の監査制度、監査規程等の調査、蒐集、配布
 - 2、監査に関する書籍、出版物等の紹介
 - 3、監事の監査意見、経験談等の蒐集、配布
 - 4、各種情報の提供

収支予算と決算額（二四年度）

	予 算 額	決 算 額
収入	一〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
計	一〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
支出	二〇、〇〇〇円	一〇、六三五円
会議費	二〇、〇〇〇円	一〇、六三五円
調査研究費	六〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
印刷費	一〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
事務費	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円
計	一〇〇、〇〇〇円	二九、六三五円
差引		三〇、三六五円（翌年度繰越）

このように、農業協同組合全国機関監事協議会は、細々ながら呱呱の声を挙げたのである。ところが一二月一五日に至り、中金石川監事任期満了により退任することになり、同日開催の監事協議会に於て、委員長、副委員長一名とあるを会長一名、副会長二名以内とすることに規約を改正し、会長に全指連監事藤野繁雄氏（参議院議員）を選び、副会長に関井監事を引続きお願いする外、全販連より一名出すことを決めた。

この当時の監事協議会の設立状況は、県段階一〇、郡段階二五、準備中のもの九を数えた。

この間、経済安定本部企業会計基準審議会は、「企業会計原則」を発表し、財務諸表がこの原則に準拠して作成され、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示するか否かにつき、監査人が、職業的専門家としての意見を表明して、財務諸表に対する社会一般の信頼性を高めるため、中間報告として、「監査基準」及び「監査実施準則」を発表したので、監事協議会としては、何れは農協に於ても遵守すべきときが来るであろうと、これらの資料を配布したり、最近の社会情勢につき藤野会長の講演を聞き、国税庁明里法人税課長の改正法人税の話聞く懇談会を開いたり、傍ら監事の決算監査について指導のため会議を開くなど、実質予算以上の活動をしていった。

そして、二五年一〇月一〇日の第二回全国機関監事協議会に於て二四年度の決算と二五年度の予算が議せられ、これを決定し、欠員中の副会長に全販連の井草監事を選任した。次いで全国農業協同組合監事協議会結成の件を議題に供し、既に三二都道府県に監事協議会が結成されていることから、それと全国機関の監事をもって、全国農協監事協議会を結成することを了承され、規約等の検討と共に、全指連に対し速やかに結成方を要請した。

2、全国農業協同組合監事協議会

全国機関監事協議会の要請もあり、全指連は二五年一〇月二六日、全国農協監事協議会を結成するため、参議院議員会館第一会議室に於て、午前一〇時より開催した。当日は農林省よりも臨席、藤野全指連監事の挨拶、青木組織部長の中央情勢報告、出席県より地方情勢報告のあと、藤野監事を議長に(一)全国農業協同組合監事協議会結成の件、(二)全国一斉監査施行に関する件、(三)自治監査法案に関する件が議せられ、下記の通り、規約、役員、会費分賦収入方法、事業計画等を決定した。

全国一斉監査施行の件は、事業計画の中でとりあげ実施されることになった。

全国農業協同組合監事協議会結成のための会議出席者名

〔北海道〕 辺泥和郎(監事協議会長)、高田英雄、南波常夫(指導連)、〔岩手〕 菊地徳嘉(生産連)、〔宮城〕 笠松利次(指導連)、白鳥重孝、佐藤安行(監事協議会)、〔秋田〕 橋村次二(生産連)、〔山形〕 本間四郎(監事協議会)、〔福島〕 佐久間慶一(指導連)、〔茨城〕 大島耕平、関久(指導連)、〔栃木〕 吉高神為作(監事協議会)、早乙女敏男(生産連)、〔群馬〕 福田広一(指導連)、〔埼玉〕 中澤勲市(指導連)、山田正平(監事協議会)

会長）、〔千葉〕永藤和（指導連）、〔東京〕久家利友（生産連）、〔神奈川〕井上倉造（指導連）、〔山梨〕安藤隆（指導連）、〔長野〕増田政吉、今井寅三（教育連）、〔新潟〕宮下左文（生産連）、〔石川〕西村政男（指導連）、〔岐阜〕山田英一、浅野礼吉（農協協議会）、〔静岡〕木佐森清（農協協議会）、〔愛知〕小島慎一郎（教育連）、〔三重〕濱田九之輔（監事協議会長）、小林慧文、赤堀英雄（指導連）、〔京都〕山下伊作、木戸元司（農協連）、〔兵庫〕倉垣繁（監事協議会）、小林勉（指導連）、〔和歌山〕林泰治（那賀郡農協連）、〔鳥取〕寺島寅之（教育連）、〔岡山〕小野与輔（指導連）、〔山口〕松野輝雄（指導連）、〔高知〕横山忠司（農協協議会）、〔福岡〕中西民敏（指導連）、〔宮崎〕宮川文平（信連監事）、川村泰雄（販連）、〔鹿児島〕内村静（監事協議会長）、〔全指連〕松本六太郎（会長）、藤野繁雄（監事）、眞鍋博徳（監査部長）、青木一己（組織部長）、葦原米蔵、辻誠、小谷清太郎、杉山源太郎、国友則房、大神田啓二郎、酒井諭一、成田健次、桜井誠——三一県、四五名、主催者側一三名

全国農業協同組合監事協議会規約

第一条 この会は、農業協同組合の健全なる発達を促進するため、監事の相互連絡と監査能力の向上とを
図り、農業協同組合の自己監査の徹底を期することを目的とする

第二条 この会は全国農業協同組合監事協議会と称し、事務所を全国指導農業協同組合連合会内に置く

第三条 この会の会員は都道府県農業協同組合監事協議会の代表者並びに全国区域の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び社団法人家の光協会の各監事の代表者を以て構成する

第四条 この会はその目的を達するため、左の事業を行う

一、監査に関する研究及び調査

二、監査に関する資料の蒐集、配布及び情報の交換

三、その他目的達成のため必要な事業

第五条 この会に理事若干名を置き、総会で会員の中からこれを選任する

理事の任期は二年とする。但し再選を妨げない

補欠によって就任した理事の任期は前任者の残任期間とする

理事は任期満了後でも後任者が就職するまでは、尚その職務を行う

第六条 理事は会長一名、副会長二名を互選する

会長は会務を総理しこの会を代表する

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理し、会長が欠員のときはその職務を行う

第七条 この会に総会の承認を経て顧問を置くことができる

顧問は理事の諮問に応え又はこの会の事業について理事に意見を開陳するものとする

第八条 この会に職員若干名を置き会長がこれを任免する

職員は理事の指揮をうけて会務に従事する

第九条 理事は毎事業年度一回通常総会を招集する

理事が必要と認めるときは何時でも臨時総会を招集することができる

第十条 総会の議事は出席した会員の過半数の同意を以て決する

総会の議長は会長がこれに当る

第十一条 左の事項は総会の議決を経なければならない

一、規約の変更

二、毎事業年度の経費収支予算及び事業計画

三、会費の分賦収入方法

四、毎事業年度の収支決算及び事業報告

第十二条 この会の事業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする

第十三条 この会の経費は、会員の属する団体の負担する会費と寄附金その他の収入を以てこれに当てる

附 則

1、この規約は昭和二五年一月一日より実施する

2、都道府県農業協同組合監事協議会の設置のない所では、その都道府県内の郡監事協議会の代表者一名を定めてこの会の会員となることができる。この場合その会員は都道府県監事協議会の代表者とみなす

3、この会の創立当時の理事は第一回通常総会で改選する

4、理事が会員たる資格を失ったときは退任となるものとする

役員選出については、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の七地

区から各一名ずつ、中央機関から三名計一〇名の理事を選出すること、理事は会長一名、副会長二名を互選すること、創立当時の理事は第一回通常総会で改選することが申合され、次の通り決定した。

顧問 佐藤 寛次（農林中金監事）

会長理事 藤野 繁雄（全指連監事）

副会長理事 辺 泥 和 郎（北海道監事協議会長）

濱 田 九之輔（三重監事協議会長）

理事 関 井 仁（全購連監事）

井 草 市 郎（全販連監事）

白 鳥 重 孝（宮城監事協議会長）

山 田 正 平（埼玉監事協議会長）

土 井 静 太 郎（岡山監事協議会長）

内 村 静（鹿児島監事協議会長）

欠 員（近畿）

第2章 全指連時代における監査事業の概要

昭和二五年度収入支出予算

収入の部		支出の部	
項目	予算額	項目	予算額
会費 寄附 雑入金	二二五、〇〇〇円 一、〇〇〇円 一、〇〇〇円	事務諸費 事業費 懇談会費 情報資料費 監事懇談会費 情報資料費 監査手帳発刊費 雑備費	一七、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円
合計	二二七、〇〇〇円	合計	二二七、〇〇〇円

会費分賦収入方法

- 一、全国機関は一連合会当り一万円以内に就て会長之を定める。
 - 二、都道府県監事協議会は構成一組合当り三〇〇円、一連合会当り五〇〇円とする。
 - 三、会費は分賦後一月以内に全額を払込むものとする。
- 事業計画

一、監事懇談会の開催

全国各所に於て監事懇談会を開催し、監事に対し監査知識の普及を図ると共に、監事から監査に関する意見及び監査経験談等の発表を求めらる。

二、一斉監査の実施

指導連と連絡し、昭和二五年一月三十一日現在を以て昭和二六年一月を全国農協一斉監査月間とし、全国一斉に自己監査を実施する。

三、監査手帳の発刊

実地監査に於ける監査の懐中手帳として監査事項記入欄及び監査に関する法令、税法、その他参考資料を網羅した監査手帳を発刊し、監事監査の便に資する。

四、監査シリーズその他の発刊

監査の理論と実務に関する監査シリーズ及び監査についての情報、法令、通牒等を解説し配布する。

この事業計画に基づき早速事業が進められたが、第一回の監事懇談会は二六年一月一九日、雪の札幌市のホクレン会議室で開かれた。集う者、北海道監事協議会土井委員長、辺泥副委員

長始め各地区委員並びに永井北海道指導連経営指導部次長以下事務局員等総数三〇余名の参会を得て、全国監事協議会より派遣の酒井事務局員の中央情勢報告に次いで、決算監査の心構えについて説述し、少憩の後懇談に入り活発な意見も多く出て、監査知識の向上に極めて有意義であった。またこの際、監査シリーズ第一号「こんな場合はどうするか」を持参し、この資料を中心に研究した。

第二回は二月二三日杜の都仙台市で、県下から代表監事一二〇名余の参会を得て開催されるなどで、二五年度は六カ所で実施したが、事務局苦心の新機軸は見事に効を奏し、中央会になつてからも数多く開かれることになつたのである。

また、事業計画の一つとして取り上げた全国農協一斉監査実施月間は、二六年一月を期して全国一斉に展開されたが、農協設立後三年にして初めて実施されたものであるだけに、多大の反響を呼び、監事協議会もチラシを配布するなど徹底に努めた結果、短時日の準備であつたとはいえ、京都府ほか一七府県に於て実施せられたことが、二月一三日迄に報告されている。

なお、二五年一月から一二月迄に、監事の監査実施状況を四六八組合について調査したところ、九五五回に及び、一組合平均年二回は監査を行っていることが分つた。またこの時点で指

導機関の監査は二七〇回、行政庁の検査は一九八回と報告されている。

全国一斉自己監査運動もこの後毎年実施され、中央会に引継がれ年二回実施されるようになった。

また、「監査手帳」も、全国監事協議会結成初の試みとして出版されたが、初版以来素晴らしい好評を得て、監事の渴望するところとなり事務局として大いに自信を得たが、初めてのこ
とゆえ一三、〇〇〇部の限定出版であったため、全部の要望に応じられなかったのは遺憾であった。このため翌年からは紙型をとり、希望ある限り印刷してそれに応ずる体制をとったのであった。

監査シリーズ其の他の発行としては、監査上のいろいろの問題を集録した「こんな場合はどうなるか」を作成、監事懇談会あるいは講習会の際のテキストとして活用してもらい、多くの賞讃を得た。

更に「監事協議会だより」を二月二八日に第一号を発行し、年度内に第二号を発行、会員に無償配布したが、法令の解説、監査についての理論と実践の啓蒙、会員相互の連絡、情報の提供に努めた外、講師の派遣をした。

二五年一〇月二六日に発足した全国監事協議会は、二五年度は五カ月余であったが、それなりの実績を挙げることができた。

二六年度の通常総会は七月一二日家の光協会大講堂に於て、二二道府県代表、全国機関から農林中金外四監事、農林省検査課米坂技官らの出席を得て開かれたが、事業計画の中に新たに監査優良組合の表彰が加えられた。これは次掲の表彰規程により、年間三組合を表彰しようとするもので、調査費六万円、賞品費三万円、挙式費など一五万円を予算に計上した。このため事業計画も、(一)監事懇談会の開催(全国一ニカ所)、(二)一斉監査の実施(九月末を基準日とし一〇月一カ月間を一斉実施月間とする)、(三)監査手帳の発刊(一五、〇〇〇部)、(四)監査シリーズその他の発行(参考資料六種、監事協議会だよりを隔月刊とする)、(五)講師の派遣、(六)監査優良組合の表彰と、仕事の内容が整ってきた。

監査優良組合表彰規程

第一条 本会は自己監査の成績が優良と認める組合に対して予算の定める所によってこれを表彰するものとする

第二条 表彰される組合は左の各号に該当するものでなければならない

一、本会会員の所属組合であること

二、本会会員の推薦する組合であること

三、自己監査の成績が優秀で他の模範とするに足ると認められるもの

第三条 表彰は本会会長が本会の総会その他適当な会合の席上でこれを行う

第四条 表彰された組合名は本会の表彰組合名簿に登録しかつその実績を適当な方法で公表する

第五条 会長は会員から推薦された組合について書面審査及び実地調査を行い理事会の協議によつて表彰を決定する

なお、創立総会に於て選出された理事は、第一回通常総会で改選するとの申合せにより次の通り決定したが、栃木県監事よりの提案により関東甲信越は二名に増員された。

顧問には佐藤寛次博士が再推薦された。

会長 藤野繁雄（全指連代表監事）

副会長 眞鍋義秀（北海道監協委員長）（新）

濱田九之輔（三重県監協会長）

理事 白鳥重孝（宮城県 〃）

第2章 全指連時代における監査事業の概要

項目		収入の部	支出の部
会費収入	二四五、七三五・〇〇円		一〇、〇〇〇・〇〇円
過年度会費収入	一五二、五七〇・〇〇円		二四七、〇〇〇・〇〇円
事業収入	二五、〇〇〇・〇〇円		一二〇、〇〇〇・〇〇円
寄附金	一、〇〇〇・〇〇円		一一二、〇〇〇・〇〇円
雑収入	一、〇〇〇・〇〇円		一五、〇〇〇・〇〇円
理事		鈴木義光(茨城県監協会長)(新)	
		山田正平(埼玉県)	
		榎田由平(兵庫県)	
		土井静太郎(岡山県)	
		内村静(鹿児島県)	
		三上唯雄(全購連代表監事)(新)	
		井草市郎(全販連)	
事務諸費			一〇、〇〇〇・〇〇円
事業費			二四七、〇〇〇・〇〇円
(1) 監事懇談会費			一二〇、〇〇〇・〇〇円
(2) 情報資料費			一一二、〇〇〇・〇〇円
(3) 監査手帳発刊費			一五、〇〇〇・〇〇円

二六年度の予算は平年度となるため、次の通り承認された。

	前年度繰越金		八、六九七・一四円
計		表 雑 予 備 費	一五〇、〇〇〇・〇〇円 一〇、〇〇〇・〇〇円 一七、〇〇二・一四円
		彰 費	
計	四三四、〇〇二・一四円		四三四、〇〇二・一四円

なお、二五年度の決算額は、五ヵ月余であったため、収入額九四、五一四円一四銭、支出額八五、八一七円で、差引八、六九七円一四銭が二六年度に繰越されたのである。

この年から通常総会後は監事懇談会が開かれ、農業協同組合監査細則の制定とその励行、全国一斉自己監査実施の二件が申合せ事項として取り上げられ、監事の意見交換のあと、朝日新聞論説委員土屋清氏の「最近の経済事情」と題する講演を聴き盛会裡に終了した。
申合せ事項の監査細則例は次の通りであった。

農業協同組合監査細則（例）

第一条 監事の監査は法令及び定款に定めるものの外この細則による

第二条 監事はその協議により、常勤その他監査事務の分担を定めることができる。但しそれによって各
監事の職務上の権限及び責任は変更されない

第三条 監事は理事と協議の上必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当らしめることができる

第四条 監事は理事に対し帳簿、計表、書類及び物件の提示又は調書の作成を求め、且つ必要と認める事項につき、理事その他の責任者の説明を求めることができる

第五条 監事は左の書類及び計表の回付を受けるものとする

- 一、新規規程類の案
- 二、決議書類（関係団体のものを含む）
- 三、通牒類（行政庁に対する届出認可書等）
- 四、毎月末試算表
- 五、……………

第六条 監事は左の各号の監査を行うものとする

- 一、月例監査 毎月一回主として次の方法によるもの
 - (一) 帳簿間の照合
 - (二) 帳簿と現金、手形、証書、有価証券、棚卸品及び保管品の照査
 - (三) 契約書類及び往復文書の査閲
 - (四) 貸付金その他資金運用の監査
- 二、中間監査 每半期毎に一回、概ね次の事項につきその状況を精査するもの

- (一) 組合員及び役職員関係
- (二) 事業の種類及び規模
- (三) 組合員に対する奉仕
- (四) 事業内容の公開性
- (五) 法令、定款、その他諸規則及び決議の遵守
- (六) 総会その他諸会議の運行
- (七) 内部諸規則の整備
- (八) 規則類、決議書類、契約書類その他の書類及び帳簿の保存管理
- (九) 事業計画の遂行
- (一〇) 資金の調達及び運用
- (一一) 業務機構及び事務組織
- (一二) 帳簿組織及び内部牽制組織
- (一三) 記帳整理
- (一四) 流動資産及び保管物の出納管理
- (一五) 固定資産の取得、処分及び管理
- (一六) 損益の内容及び均衡
- (一七) 決算

三、臨時監査 監事の必要と認めるとき適宜行うもの

第七条 監査施行の際は理事その他の責任者の立会を求めるとする

第八条 監事は監査簿を設け、監査の顛末及び監事の意見を記録し、これを理事に提示するものとする

中間監査については別に意見書を作り、これを理事会に提出するものとする

監事は理事に提示した意見の中、事件の処理を求めたものについては、理事に対しその経過報告を求めることができる。この場合に於て必要な事項につき書面による報告を求めることができる

第九条 監事は通常総会に於て、当該事業年度の監査施行の日時、監査の顛末等を報告するものとする

附 則

この細則は昭和 年 月 日よりこれを施行する

監事協議会は以後毎年ほぼ、同様の事業を行ってきたが、以下各事業年度に於ける特記事項についてのみ述べることにする。

昭和二七年度の総会は五月一三日、参議院議員会館第一会議室で行われたが、総会後の監事懇談会に於て、(一)監事協議会の設立並びにその事業活動を促進するため国庫助成要望の件、(二)全国農業協同組合一斉自己監査の実施に対し国庫助成要望の件が協議せられ、それぞれ農林省並びに大蔵省に陳情を行った。広川農林大臣は不在のため秘書課長に手交し、大臣には藤野会

長より機会を得て説明することとし、山添事務次官に直接陳情した。これには大澤農政課長が立会った。平木検査課長は通常総会に臨席されていたのでよく理解され、打越農協部長、村田農協課長にも説明されるところがあつた。大蔵省には藤野会長が政務次官に陳情した。

これが後年農協中央会設立にあたつて、一斉自己監査はその事業として毎年四月及び一〇月の年二回行われ、国庫助成が得られる契機となつたのである。

昭和二八年度の通常総会は六月八日農林中央金庫大会議室で開催されたが、都道府県監事協議会に於て優秀監事の表彰をされたのに対し、全国監事協議会としてこれに賞金を贈呈したのは三重、宮崎の二県であつた。

なお、理事全員任期満了により改選されたが、新たに選任されたのは、

全販連代表監事 八木正保

宮城県監協会長 高橋智勇

埼玉県監協会長 安藤宰輔

の各氏で、井草、白鳥、山田の三理事は退任した。

なお、改選後の理事会に於て藤野会長、濱田副会長は重任したが、北海道の眞鍋義秀氏にか

わって関東甲信越地区から茨城県の鈴木義光氏が副会長に互選された。

昭和二九年度の通常総会は、五月二〇日農林中金大会議室で開催されたが、全国農協一斉自己監査の意義が認識せられ、実施率も六七％に達し、監事の監査能力の向上、組合事務処理の整備、理事の陥り易い弊害の牽制的効果など、監事の監査に対する認識が高まり、自己監査の効果として挙げられた。

昭和三〇年度の通常総会は六月一三日農林中金大会議室で開催されたが、前年の二九年一月一日、全国農協中央会が設立され、中央会の事業として組合の監査がとり上げられ、監事協議会が実施し指導してきた全国一斉自己監査も、全国中央会が行うこととなり、今後は監事協議会がこれに協力する体制をとることになった。

このため監事協議会の規約が一部変更され、次の通り改正案が議決された。

監事協議会規約の改正

改正

第一条 この会は、監事の相互連絡と監査能力の向上
とを図り農業協同組合の自己監査の発達に寄与する

改正前

第一条 この会は、農業協同組合の健全なる発達を促
進するため、監事の相互連絡と監査能力の向上とを

ことを目的とする。

第二条 この会は、全国農業協同組合監事協議会と称し、事務所を全国農業協同組合中央会内に置く。

第三条 この会の会員は都道府県農業協同組合監事協議会の代表者並びに全国農業協同組合中央会、全国区域の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び社団法人家の光協会の各監事の代表者を以て構成する。

第四条 この会はその目的を達するため左の事業を行う。

一、監査に関する研究会、懇談会の開催

二、監査に関する調査及び連絡

三、その他目的達成のための必要な事業

附則3 削除

また、役員に退任者があり補欠選任が行われた。

図り、農業協同組合の自己監査の徹底を期することを目的とする。

第二条 この会は、全国農業協同組合監事協議会と称し、事務所を全国指導農業協同組合連合会内に置く。

第三条 この会の会員は都道府県農業協同組合監事協議会の代表者並びに全国区域の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び社団法人家の光協会の各監事の代表者を以て構成する。

第四条 この会はその目的を達するため左の事業を行う。

一、監査に関する研究及び調査

二、監査に関する資料の蒐集、配布及び情報の交換

三、その他目的達成のための必要な事業

附則3 この会の創立当時の理事は第一回通常総会で改選する。

すなわち、安藤幸輔、三上唯雄の両理事が退任し、新たに岩田啓助（埼玉）、三浦利作（全購連）の両理事が選任されたほか、設立以来国政に参与せられる傍ら、会長を務められた藤野会長が全指連監事を最後に退任され、新たに発足した全国中央会監事には農林中金理事長の湯河元威氏が選任されたので、この日の総会で全国監事協議会の理事に選任され、互選の結果、会長に新任されたのである。

なお、退任した藤野会長と、全国中央会の荷見安会長は顧問に推戴され、顧問は佐藤寛次博士と三名になった。

藤野会長は通常総会の会長挨拶で、「全国監事協議会は二五年一月一日発足したのであります。が、監事の職責遂行上聊かの貢献をし、諸君のご協力によって近時監事の地位は著しく向上したのであります。が、組合の健全なる発達を図る為には、今後益々相互の連携を密にし、適切な活動を希求して止まない処であります」（……以下略）と言われたことが、今でも印象に残っている。

昭和三一年度の通常総会は五月二九日農林中金大会議室で開催され、事業計画、予算などの議案のほかに、役員任期満了による改選が行われ、次の通り選任され、第一回理事会で、会

長、副会長の互選が行われ決定した。

会 長 湯 河 元 威氏（全中監事）

副会長 鈴 木 義 光氏（茨城県監協会長）

濱 田 九之輔氏（三重県 ）

理 事 眞 鍋 義 秀氏（北海道 ）

多 田 久 平氏（岩手県 ）（新）

杉 田 正 司氏（埼玉県 ）（新）

檜 田 由 平氏（兵庫県 ）

川 崎 茂氏（岡山県 ）（新）

内 村 静氏（鹿児島県 ）

八 木 正 保氏（全販連代表監事）

三 浦 利 作氏（全購連 ）

この年から監事協議会の未設置県一九県に対し解消運動を展開した結果、福島は県監協を、福井、和歌山には郡監事協議会が結成された。

昭和三二年度の通常総会は六月四日、日本倶楽部で開催された。この年は直前の三月全購連事件の発端となった河村事件（費消事件）が発覚したこともあり、まず、湯河会長起って最近の諸情勢と監事の職責のいよいよ重要なるを強調し、併せて一身上の都合により本日をもって会長の職を辞任する旨の挨拶があり、次いで、本会顧問荷見全中会長より祝辞を兼ねて、全購連問題並びにこれが対策のため「農協経営刷新強化対策委員会」を設置し五月二七日第一回合会を開き協議したこと、その後の状況および所感発表があった。

因に、農協経営刷新強化対策委員会委員（全中会長委嘱）は次の通りであった。

全販連会長石井英之助、全購連会長山田治一、全共連会長岡村文四郎、家の光協会会長宮部一郎、農林中金理事長楠見義男、組合金融協会副会長鈴木勇造、全中副会長米倉竜也、埼玉県中会長武正總一郎、福岡県中会長森部隆輔、山形県信連会長山木武夫、鳥取県信連会長三橋誠、愛知県経済連副会長石垣徳重、和歌山県経済連会長澤井政造、京都大学教授大槻正男、東京大学教授川野重任、東京大学助教授大内力、全国農業会議所会長内田秀五郎、農林金融公庫総裁山添利作、以上一八名。

次いで湯河会長規約により議長席につき、第一号議案 昭和三一年度収支決算および事業報

告、第二号議案 同三二年度事業計画および収支予算、第三号議案 会費分賦収入方法をそれぞれ上程し可決、第四号議案 理事補欠選任の件を諮る。それは湯河全中監事、八木全販連代表監事、三浦全購連代表監事の各理事は何れも退任のため資格喪失されたので、その補選であったが、岩手県代表、北海道代表等より、欠員は何れも中央機関ゆえ、従来の選出方法により、それぞれ後任の代表監事をもって理事とせられるよう会長の指名によられたいと発言、一旦休憩の後再会、理事に楠見義男氏（全中代表監事、農林中金理事長）、全販連、全購連より推薦の代表監事佐々木勇三氏（全販連）、風見寛氏（全購連）を満場異議なく可決、また前会長湯河元威氏を顧問に推戴したい旨の緊急動議が出されこれを採択、議場に諮り可決し、補欠選任後の理事会で互選により会長に楠見義男全中代表監事の就任を見た。

なお、栗本平事務局長（全中監査部長）は二九年一月二七日監査部長に就任以来事務局長として事業の推進に努力されてきたが、指導部長に専念されることになり、その職を後任の本山監査部長に委ねられた。

また、これよりさき三月末を以て、全指連設立間もなく、監査連より移り自治監査制度確立のため、監査技能者適格認証試験制度の制定を始め、監事懇談会等に貢献された葦原米蔵氏が

高齢のため退任された。

総会後は引続いて監事懇談会を開催し、意見の発表、立正大学経済学部教授田原敏弘氏の「内部牽制組織と自己監査」について講演があり、質疑応答の後四時閉会した。

昭和三三年度の通常総会は五月八日農林中央金庫二階会議室で開かれた。出席者は会員二二団体五四名であった。

まず楠見会長より昨年来の経済界の動き、農協刷新拡充三カ年計画が二年目に入ったこと、貯蓄推進運動について農協の信用を獲得することが、貯蓄を伸ばす基であること、それには監事監査の徹底、監査機能の充実によって組合の信用度の向上を図ることであると強調された。当時の新聞の地方版には農協の不正事件の掲載されてない日はないくらいであったのである。次いで農林省河野農協部長及び全中荷見会長より祝辞があつたが、特に荷見会長よりは、農協の監事監査の独立性について強調し、前年春の全購連事件等を契機にして監査機構の整備を図ってきたが、更にこれは今回の農協法の一部改正の面にもあらわれている。この意義あるときあたり、監事の活動を切に望むと激励があつた。

そのあと予算等を原案通り可決し、資格喪失により退任した北海道地区眞鍋理事、近畿地区

樫田理事、九州地区内村理事の補欠選挙に移り、それぞれ茂手木一郎（北海道）、植木長二郎（兵庫）、濱田源二（鹿児島）の三氏を選任、全議案を終了し監事懇談会に移り、農林水産業生産性向上会議理事長東畑四郎氏の「日本農業の諸問題」と題する講演を聴き、参会者に多大の感銘を与えた。

なお、通常総会に先だち、前日の五月七日農協会館地下一階会議室に於て、都道府県農協監事協議会担当者会議を開き、事業計画及び予算、全中の行う一斉自己監査実施要綱、行政庁検査と中央会監査との調整、中央会監査規程、同監査士監査細則の一部改正、その他について意見の交換を行った。

しかし、この前後から全国中央会の方針として、出来る限り諸種の協議体、委員会はこれを整理解消して、全中本来の事業の中で解決していくという態度から、全国監事協議会の活動分野も自ら制約を受けることになるのである。

そして、この年八月八日午後三時四〇分、かねてから病気のため慶応病院に入院加療中であつた本会顧問湯河元威氏は、薬石効なく永眠された。

また、全国機関監事協議会設立以来の事務局員であつた成田健次氏（全中監査課長）は、一

○月一日付を以て農林漁業団体職員共済組合設立準備委員会に所向を命ぜられた。このため監事協議会だよりの編集は、経理課から配置換えになった伊東光男氏が担当することになった。

全中監査部もこのとき陣容が一新され、三四年を迎えた。そして三月二六日、全中の通常総会が開かれ、三四年の事業計画、歳入歳出予算書が附議されて議決を得た。事業計画は方針、重点計画、一般計画の三つに分れていたが、重点計画の⑤に「監査機能の拡充」があった。当時の農協の現状からは、より一層の拡充が必要とされていたのである。すなわち、農協の不祥事件は跡を絶たず、件数は減少したが、不正金額は増加の傾向にあり、三二年下期の全一斉監査実績報告によれば、回収不能の債権として貸付金五億四千八百万円、購買未収金六億二千万円、販売未収金二億円が計上されている。これを総合組合総数にひきなおして推計すれば、五〇億円をはるかに上廻るであろうと推計されている。

このため全中自体として、実地監査対象組合、同連合会の増加、自己監査の励行、監査士の養成と再教育、さらに監査技能の向上が強く求められ、全監協との関連では、全中自らが監事自身の監査能力の向上のため諸施策を行い、必要な監事教育、資料の発行を行うなら、全監協の活動分野は自ら狭くならざるを得ない。そこで全中としては、監事教育には一段と力を入れ

なければならぬのに、実際は監査部の体制が、監事協議会まで手が廻らない有様で、監事協議会だよりも三月三十一日発行の第四七号で廃刊となり、全監協自体も実質三三年度の事業を以て、終りを遂げたのである。

しかし、全国一斉自己監査制度は全国中央会発足と同時にこれに引き継がれ、監査手帳の発行も三四年度からは全中の出版となり、現在に至っているのである。監事協議会の果たした役割は決して尠くない。

いま、各事業年度の事業実績、解散当時の役員、収入支出予算は次の通りである。

解散時の役員

顧問 佐藤寛次、荷見 安、藤野繁雄

会長・理事 楠見義男（全中）

副会長・理事 濱田九之輔（三重）、鈴木義光（茨城）

理事 茂手木一郎（北海道）、多田久平（岩手）、杉田正司（埼玉）、植木長治郎（兵庫）、川

崎茂（岡山）、濱田源二（鹿児島）、佐々木勇三（全販連）、風見覚（全購連）

第2章 全指連時代における監査事業の概要

一、 事 務 費 二、 人 件 費 三、 旅 行 費 四、 会 議 費	項 目	三 三 年 度 予 算	前 年 度 予 算	説 明
五五、 〇〇〇 円		一、 〇五九、 三五 一円	一、 一九五、 〇九〇 円	
三五、 〇〇〇 円		一〇、 〇〇〇 円	二二五、 六九〇 円	預金利息 分収入
七五、 〇〇〇 円		七〇〇、 〇〇〇 円	七六〇、 〇〇〇 円	農林中金寄附金 監査手帳及び監協だより有償 分収入
一、 〇〇〇 円		二〇三、 二〇〇 円	一九四、 六〇〇 円	会員増による（県段階三〇、 郡段階四一） 一県分
三、 〇〇〇 円		四、 〇〇〇 円	四、 八〇〇 円	
二、 〇〇〇 円		一〇〇、 〇〇〇 円	一〇〇、 〇〇〇 円	
一、 〇〇〇 円		一、 〇〇〇 円	一、 〇〇〇 円	

収入の部
収入支出予算

支出の部

合 計	一、監事懇談会費 一、都道府県監事懇談会 助成費 一、監事表彰助成費 一、監協だより発行費 一、監査資料発行費 一、未設置県解消運動費 一、監査手帳発行費 一、雑備費 予備費	一〇七、五〇〇円 一四〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 三〇八、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 五五、四〇〇円 三三、四五一元	一一七、〇〇〇円 一二〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 三〇八、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六〇、〇〇〇円 八五、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円	全国監事懇談会一回開催 一四カ所一万元宛 一〇カ所五千円宛 年七回発行分 一回発行 一〇県分一万元宛 宣伝広告費 理事退任記念品代等
一、〇五九、三五一元	一、一九五、〇九〇円			

第2章 全指連時代における監査事業の概要

各事業年度の事業実績

設置数	未設置県の解消運動による	監事表彰	講師派遣	監事協議会だよりの発行	監査シリーズの発行	監査手帳の発行	一斉監査の実施	監事懇談会の開催	
			六県	二回	こんな場合はどうか	一三、〇〇〇部	二〇道府県	六回	昭和二五年度
			五県	四回	農協の監査	一四、〇〇〇部	二六道府県	七回	昭和二六年度
	三重、宮崎	二県	一〇県	五回	監査問答	二二、〇〇〇部	四六道府県 七三・八四%	一〇回	昭和二七年度
	岡山、三重、兵庫	三県	七県	各 一〇、五〇〇部	監査問答 第二集	二七、六〇〇部	三〇道府県 七、五九四 組合 三〇三連合会	八回	昭和二八年度
	岐阜、山口、兵庫	群馬、茨城、三重、岡山、兵庫	七県	各 一〇、〇〇〇部	監事の責務と 債権の確保	三〇、〇〇〇部	七、九〇五 組合 六七%	八回	昭和二九年度
三県	道	群馬、徳島、岡山、兵庫、茨城、北海	一〇県	各 一一、五〇〇部	監査問答 第三集	三四、五〇〇部	(全中に協力)	一一回	昭和三〇年度
二県		群馬、徳島、岡山、茨城、兵庫、福島	七県	各 一二、〇〇〇部	監事の責務	三五、二八〇部		一一回	昭和三一年度
三県		静岡、徳島、岡山、埼玉、兵庫、福島、群馬	八県	各 一二、八〇〇部	債権の保全と 回収の知識、 監事の責務	三五、〇〇〇部		一五回	昭和三二年度
六県		一〇県	三県	各 一二、八〇〇部		三三、〇〇〇部		八回	昭和三三年度

五、新経理制度の普及と経理改善委員会

1、農業協同組合の経理制度

農業協同組合の経理制度は、産業組合発達の初期において案出された収支簿記法に基づく経理方法により発達してきたものであるが、農協の業務は、これを以てしては既にその会計処理を充分に行い得ないまでに成長し、かねてからその根本的改善が要請されていた。

農協の会計処理については、それまで幾多の研究や論議がなされ、その都度改善されてはきたが、収支簿記の範囲を出ていない。農協設立の時も、農業復興会議の中に設けられた農協設立協力本部に経理委員会が設けられ、経理制度の設定を担当したが、この時も農協だけが収支簿記を採用しているのは考えものだから、思い切つて貸借簿記を採用すべしという声も高かった。しかし簿記は損益計算ができればいいではないか、主観的、客観的にみる考え方こそ改めるべきで、借方、貸方が受入、支払と言つても単なる勘定の左右を示す符合にすぎないとすれ

ば、旧来の方法を変える必要はないというので貸借簿記は採用しないことになった経緯がある。この時はただ統制業務の処理のため、それに適合するように帳簿様式を改め、混乱していた勘定科目を統一し、試算表の様式を決めたのに止まった。この時活躍したのは海住実（農林省）、水谷重一（組合金融協会）、笠原千鶴（計理士）の三氏であった。

一方、一般企業の会計制度については、すでに二四年七月経済安定本部によって「日本企業会計原則」が公表せられ、会計制度の検討、改善が行われていた。企業会計制度改善の目的は、わが国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などの合理的な解決のためであった。この目的にそって日本の企業会計制度は、従来のドイツ系統の経理制度から、アメリカ系統の経理制度に変わってきたのである。

農林省に於ても、農協の現状に鑑み、特に組合の会計事務の能率化と財産の内容、業務の推移の常時把握を容易ならしめ、以て組合経営の合理化を図るべく改善方を講究していたが、日本の協同組合の経理改善案作成のため二六年二月、連合軍総司令部（G・H・Q）天然資源局農業部特別技術顧問として、米国公認会計士エッセン（J.C.ESSENE）氏が三ヵ月間の滞

在予定をもって来朝した。(後に一カ月延長)

2、協同組合経理改善委員会

エッシーン氏の来朝は農協経理界に波紋を巻き起した。彼は行政その他から日本の農協経理の予備知識を得、現地調査をなし、農協経理の概念を得てから報告書作成のため、週二回、天然資源局に各団体の経理担当者を集めて討議が重ねられた。この討議と関連して三月一九日から農協を中心とした協同組合関係者に官庁関係及び会計学者の参加によって協同組合経理改善委員会が結成されエッシーン氏と協力することになった。委員会のメンバーは〔全指連〕眞鍋博徳、葦原米蔵、酒井諭一、成田健次、杉山源太郎、〔全購連〕牛山博、〔組合金融協会〕水谷重一、友松忠雄、〔漁村経済協会〕横山多嘉男、〔協組同盟〕木下保雄、〔中小企業連盟〕安藤豊作、〔農協研究会〕笠原千鶴、杉内一、〔協同組合学校〕江上繁一、〔早稲田大学〕佐藤孝一、日下部与市、〔農林省〕海住実、大澤義一、清水厚平、遠藤彌豊治、阿部次郎太、〔厚生省〕塩山公之助、の諸氏で、委員長には全指連監査部長眞鍋博徳氏が就任した。委員会には監査指導、経理組織、帳簿組織及び勘定科目の設定、財務諸表、決算、農協以外の協同組合、協同組合経理教育、経

理教科書等の八つの小委員会が設けられ、専門的な研究が行われた。

この研究結果は前述の討議にかけられ、エッシーン氏の勸告書の取りまとめに寄与し、六月二〇日任期を終えて帰国にあたり「日本の農業協同組合が現在採用している経理制度は、農協の急速なる発達に即応して当然改善されなければならない。日本の農協は組合員に対して種々有益なるサービスを提供し、いろいろの点においてアメリカの農協よりも発達しているが、今日の農協の複雑化した経済活動を記録する簿記としては、日本の多くの農協が現在採用している収支簿記は、不適當であると思われる。……以下略」とのステートメントを発表し、研究結果は「日本における農協の経理および監査の方法について」と題する報告書として提出された。

これに先だち六月四日から六日迄農林省主催で「農協経理改善講習会」が原宿の社会事業会館で開催され、江上、酒井、友松、大澤、成田の諸氏が講師として説明に当った。その内容は次の「農協経理についての一五原則」について帳簿から財務諸表にまで及んだ。

- (1) 出来得る限り伝票の発行を制限し、諸証憑書類を記帳のため直接利用すること。
- (2) 出来得る限り単一の記録、あるいは書類を二つ以上の目的（振替等）に利用すること。
- (3) 経理事務各部門間の関連を円滑にすること。

- (4) 諸帳簿類は一切ルーズリーフ式を採用し、装釘式帳簿を排すること。
- (5) 多桁式帳簿を採用すること。
- (6) 日計表、週計表または旬計表等より成る各種補助仕訳表を採用すること。
- (7) 勘定科目については全面的に番号法を採用すること。
- (8) 他の簿記慣習にならって資産は左側、負債は右側に統一すること。
- (9) 信用事業とその他の事業とは政令の規定通り金融事務と経済活動を分離するため、貸借対照表の科目を区分して経理すること。
- (10) 簡単な方式で収益と費用とを正確に部門仕訳すること。
- (11) 出納係を他の経理事務から独立させること。
- (12) 事業部門と経理部門と同一の記録を各自別個に記帳している場合は、事務を単一化して無駄な労力を省くこと。
- (13) 複雑な棚卸法をやめ、もつと簡単な方法でこれを実施すること。
- (14) 毎月末、月間の事業内容を了知し得ることとく決算を行う方法を考えること。
- (15) 補助簿の数を合理的に減らすこと。

以上の原則に対し、農協団体や農林省の方針は、その内容を更に日本の実情に即して検討し、新経理制度の樹立を図ることにあつたが、(1)、(2)、(3)、(4)は出来る限り採用、(5)は部分的に採用、(6)は採用しない、他はすべて採用という方向であつた。

3、経理改善委員会の研究と新経理制度の普及

次いで七月五日、農林省は全指連、全販連、全購連、農林中金、組合金融協会の五団体と、新経理制度案の研究と普及の方法について懇談した。その結果研究及び普及については全指連等五団体が責任を以て当り、それに必要な組織を設置して対応することに決定した。普及の方法としては、九月迄に趣旨の徹底を図り、二七年度からは相当数の単協及び連合会に新経理制度を採用させ、二八年度からはすべての組合に実施させることを決定した。

農林省は、農業協同組合の実情に即した経理制度改善案を完遂すべく、農業協同組合経営対策中央協議会（以下「経対協」という。）にその調査研究を委嘱した。

これを受けて八月二八日経対協の内部に、新たに「農協経理改善委員会」を設置することとし、九月四日に発足した。委員には全指連専務理事武正総一郎、全購連常務理事宮下英一郎、

農林中金理事窪田角一の三氏を、専門委員に全指連青木参事、眞鍋監査部長ほか全販連、全購連、農林中金から各一名の計五名、研究員は全指連職員葦原米蔵、酒井諭一、杉山源太郎、成田健次、全販連恩田徳一郎、全購連牛山博、組合金融協会友松忠雄、市塚幸一郎（この年四月茨城指導連から転じた）、協同組合学校江上繁一、農林省大澤義一の各氏のほか、農林中金、大蔵省などからも加わり合計一五人であった。

小委員会の研究は九月一二日から開始され、一〇月七日から一三日まで五班に分れ七農協、三県連の実地調査を行い、地方の経理改善事例についても行った。そして一月上旬まで一〇回の研究会が持たれ、第一次案がまとめられ、一月一三、一四日の二日間都道府県指導連、信連、経済連、地方庁の代表者の出席のもとに中央、地方の合同研究会が開催された。この研究会の検討に基づき、引続き研究が進められ一月一三、一四日の研究会を基に専門委員全員の意見の一致が見られた。これによつて第二次案が作成され、小委員会としての最終案がまとめられた。これが二七年一月二一日経対協の委員会に於てその決定を見て、「農業協同組合新経理制度の概要」として農林省に報告書が提出された。

その内容は、農協の会計事務の合理的且つ能率的処理に資し、その合理的経営の基礎確立に

寄与するところ大なるものがあると認められ、農林省に於てはこれを採用して、今後その普及に努める方針を決定した。このため一月二十八日付二七農局第一二〇号を以て、農林省農政局長から、「農業協同組合の経理制度改善について」都道府県知事あて通知が出され、管下農業協同組合、特に出資制度を採用する組合一般が速やかにこれを実施に移すよう、その普及指導につき格段の配慮方依頼するところがあった。

農林省は経理改善普及費補助として、一府県平均経費、指導者養成講習費三七、〇〇〇円、経理担当者実務講習費一五〇、八二〇円を昭和二七年度にその費用の一部として交付された。

新経理制度の主たる内容は、

第一に、四〇年の歴史を持つ收支簿記は貸借簿記に換えられることになった。

第二に、証憑書類の伝票化が考慮され、帳簿組織の能率化が図られた。

第三に、従来の勘定分類の不統一を改め、勘定科目相互の関係を明らかにするため、勘定組織、勘定番号の標準化が図られた。

第四に、従来の財産関係の表示は、信用事業資産、負債明細表と貸借対照表の二つからなっていたのを貸借対照表一つに統一し、左右対照式による報告式に改めた。また、従来の收支計

算書及び収支計算明細表を損益計算書一つに統合するなど、財務諸表に関する改善が図られた。

第五に、経営成果を月次計算によって判断できるように短期損益計算制度が新たに加えられた。

第六に、会計手続の指針たらしむるよう経理規程例を定めることとした。

単協については以上の通りであるが、連合会については八月中旬から研究会が開かれた。全指連は二月一〇、一五日の両日農協新経理制度協議会を開催して、二七年度の普及計画を決定した。このため新経理制度の研究講習会、教科書出版、帳簿、伝票などの共同印刷を行い、府県指導連はこれを幹旋することになった。

また二月二五日から二九日まで、五日間、中金会議室で農林省と経営対策中央協議会の共同主催で、府県庁、府県指導連の経理指導担当者を集めて「新経理制度講習会」を開催した。この時の講師は〔総括〕江上繁一、〔帳簿組織〕酒井諭一、〔勘定科目〕友松忠雄、成田健次、〔短期損益計算〕市塚宰一郎、〔財務諸表〕大澤義一の六人の研究員であった。この六氏がその後の調査研究の中心となつて委員会を存続せしめ、勧告に基づく改善について毎月四〜五回、

多い月は八回もの研究を重ね、遂に今日の経理方式を樹立し、農協経理に画期的な改善を遂げしめたのである。

事業連合会の経理組織についてエッシーン勸告は、単協経営の一五原則をできるだけ適用すること、支所勘定の処理方式は簡素化すること、系統内取引の経理事務を標準化の方向に発展、改善させることなどを指摘していたが、二七年一二月には農協と、農協連合会の勘定科目表および業務報告書について、二八年二月には厚生連、開拓連等の勘定科目および業務報告書の決定を見、それぞれ農林省農林経済局長名を以て通達され、ここに確立を見たのである。

その後、農協の経理規程例については、二八年七月、共済事業を行う農協及び同連合会の経理制度については三〇年三月に農林経済局長より府県知事あて指導方通達された。研究会はこれらの外、三〇年一月には、全購連の委嘱により成田研究員の執筆した「肥料の共同計算の経理」についても検討を加え、また同年八月には農協財務処理基準令の検討を行い、三一年一月にはその改正にも携った。

このようにして新経理制度は、普及期間のあと、二八年度から全面的に実施され、共済事業を除き連合会についても、ほぼ時を同じくして実施され、新経理制度の適用は、連合会の経営

管理方式の改善へと発展して行くことになったのである。

六、全国農協事務競技大会と農協全国機関珠算大会

全国農業協同組合事務競技大会は、農業協同組合法公布二周年記念事業の一環として、第一回を昭和二四年一月一八、一九両日、原宿の社会事業会館で開催したのを嚆矢とする。その目的は、地方において農業協同組合、農業協同組合連合会（三〇年から農業協同組合中央会を含む）の事務に従事している職員の資質と、事務能率の向上並びに技能の錬磨を図るために開催されたものである。

参加者の範囲は、地方予選を勝ち抜いた一都道府県四名（珠算、簿記各二名）の推薦者とする。

競技種目は、珠算は見取算、乗算、除算、耐久算、伝票算で、第四回から見取暗算が加わり六種目で珠算一級程度の問題が出題されていた。簿記は、試算表作成、仕訳、貸借対照表及び損益計算書の作成の三種目で、新経理制度が普及するに伴い高度のものになった。

競技方法は、参加者四名のうち二名宛珠算及び簿記の何れか一方を予め推薦した種目に出場させ競技させるもので、競技種目には予め制限時間を定め、最短記録の正解者を以て一位とし、珠算、簿記毎に各種目一〇名の入選者を決定する。そして、珠算、簿記毎に各種目の得点を総合し、個人総合賞を一位より一〇位まで決定する。次に一都道府県参加者四名の総合得点により団体優勝を決定するというものであった。

全国機関珠算大会は、全国農協事務競技大会より一年遅れの二五年一月一日から開始された。

主催は全指連で組織部が担当し成田健次氏が中心になり、農林中金預金部大森邦弘氏、庶務部田仲雄吉氏、組合金融協会友松忠雄氏らの支援を得て運営した。後援は農林省で、第一回から団体優勝県に農林大臣杯が授与された。二八年の第五回大会からは、南米ブラジルのコチア産業組合奨励基金運営委員会（委員長宮城孝治氏）も後援して下され、珠算、簿記の夫々の総合優勝者にコチア産業組合杯が授与された。広島県忠海農協の赤畑忠夫君は第五回大会以来三年連続簿記総合優勝に輝き、コチア産業組下元専務理事が三〇年来朝の折り、忠海農協を訪れ、同君を激励したというエピソードも伝えられている。

参加県は、第一回こそ二一県であったが第二回三〇県、第三回三一県、第四回三三県、第五回三六県、第六回三四県、第七回三七県、第八回、第九回はともに三六県、第一〇回は三三県で、年により消長はあったが、北は北海道より南は鹿児島まで、出場して覇を競い合った。殊に福岡県は第六回から三年連続団体優勝を遂げ、農林大臣杯を獲得した。したがって第九回から団体優勝県には農林大臣杯は優勝旗にかわり、その第一回は栃木県が手中にした。なお種目別入賞者には全指連会長賞（のちに全中会長賞）が授与された。

全国機関の殊算大会は、農林中金、全販連、全購連、日園連が常連で、農林中金が上位を占めることが多かった。

しかし第一〇回（全国機関は第九回）まで続き、事務能率の向上や簿記の技術の錬磨、新経理制度の普及に裨益する所多大であったこの大会も翌三四年から中止になった。

七、農協の再建整備と整備促進

1、再建整備の必要について

農協が設立されて三年程経過した頃から、歪みが出始め、農協の危機が貯払いの停止あるいは貯払いの制限の形であらわれ、更に赤字経営が憂慮されるのを契機として、これが打開対策が論議され、新聞紙上においても大きく取り上げられたのであった。これに対処して所謂農協振興刷新運動を展開して、先ず経済的自立の体制を整えることを期すると共に、政府に対しては農協再建整備法の制定による法的並びに財政的措置を要請したのであった。

政府に於てもその緊要性を認め、真剣に農協再建の方途を考慮することになり、再建整備法案をつくり、その骨子である利子補給についてG・H・Qと折衝の上、二六年二月一日農林省の省議で法案を決定、第一〇国会に提出した。そして農業協同組合再建整備法は、同年四月七日法律第一四〇号により公布、即日施行された。

2、再建整備法のあらましと指導

この法律のねらいは、自己資金が不足であったり、固定債権や固定在庫品が多かつたりして、このままでは事業の継続に支障を来すような組合や連合会（以下組合という。）は、再建整備計画を樹て、組合員が一致協力して五年以内に計画達成に努めさせ、組合の再建を図ろうとするものであった。

再建整備計画を樹てる組合は、農林大臣の指定する日現在で貸借対照表を作り、これに基づいて再建整備計画を樹てるのであるが、この時は、組合の債権や在庫品について適正な評価を行い、その評価によって損失が出たらこれを欠損金に算入するのである。

政府の助成は、奨励金の交付と、その他の助成とあり、前者は増資奨励金と固定化資金利子補給金との二種があり、後者は、計画について助言したり、再建整備のため債権者との間の話し合いに斡旋の労をとったり再建整備のため特別指導員を派遣したりするものであった。監査部は、酒井諭一氏、成田健次氏が要請により組合に出かけ、再建整備計画書の作成や、債権や在庫品の評価について指導を行ったものである。ところが二八年一〇月一日酒井諭一氏は青木参

事の兼務が解かれた組合経営部長に就任、再建整備は専ら組合経営部が行うことになり、監査部は応援体制となり新たに星三男氏が採用されて、この仕事に携わることになった。星はその後酒井、成田転出ののち、経理改善研究会でも、中央会を代表して中心メンバーに加わり、新経理制度の普及に貢献してきた。

3、連合会整備促進の指導

農協再建整備法はその後農林漁業組合再建整備法に改められ、農林漁業組合の整備は概ね順調に進捗していたが、連合会については欠損金が多額に上っているため、今後短期間に欠損金を補填するに足る事業収益を上げることが困難な実情にあるので、経済事業を行う農林漁業組合連合会の整備促進のために、新たに法的措置を講じ、再建整備法による増資目標額はその計画に従い、昭和三〇年度末迄に達成することとした。系統金融機関は、当該事業連に対し、固定化債権の条件の緩和、その他の援助をなし、政府はこの援助を行った場合にはその援助額の範囲内において、その援助の対象となった資金額につき、年五分以内の割合で計算した補助金を、当該金融機関に交付し一〇年間に全部これを整理するというもので、二八年三月の国会に

提案され、審議が進んでいたが、吉田内閣不信任案が三月一四日可決され、衆議院が解散したため廃案となった。

そして総選挙のあと五月一八日に開会された第一六特別国会に、改めて農林漁業組合整備促進法案が六月二四日衆議院に提出され、農林委員会に附托された。七月二三日衆議院を通過、八月三日参議院を通過して成立、八月八日公布、即日施行され、九月四日施行令、九月一日施行規則が相次いで公布され、整備促進に必要な法律的、行政的措置の体系が整い、全指連は監査部も組合経営部も挙げてこの指導に当たったのである。

八、全指連における実地監査

全指連における実地監査は、自治監査機能確立要綱の第二に掲げられた、「農協及び同連合会からの委託監査に応ずる」ということで実施されたもので、監査部の仕事は監事の監査技能の向上とか、認証試験など他の仕事の方が多く、実地監査を行ったのは僅かで、本格的になったのは二八年の表彰候補組合の監査からである。それ以前のものとしては、二、三の県からの

委託を受けて監査したり、経営分析を行ったりしたものである。

愛媛県温泉郡余土村農協は、愛媛県生産連よりの推薦があり、委託を受けて二四年一〇月二八日から二日間、組織部の杉山源太郎、成田健次の両部員が同村に派遣されて分析調査を行っている。

東京都北多摩郡保谷町農協については、東京都生産連を通じ委託され、二六年二月二二日より三日間、監査部酒井諭一、成田健次の両部員が協同組合学校生徒山田義雄外四名を補助員として、生産連田中統一氏外一名立会の下に監査を行っている。

また、社団法人家の光協会が二五年二月一四日北の丸、元参謀本部跡（現在、国立近代美術館工芸館）に仮住いの際、火災にあい帳簿一切を焼失、資産、負債関係把握のため、五月一七日から二日間酒井諭一、成田健次の両名が監査を行った。何分内部には何も残っていないので、農林中金や取引銀行に資料を求め、印刷関係などは外部資料により確認の作業を行ったが、前年一二月末現在の仮決算書が農林中金に提出してあり、以後焼失迄の一カ月半の空白を埋めるのに努力したが、この年は家の光五〇万部、地上四万部の目標達成はできなかったのみか、むしろ前年比減少の傾向があった。

しかし、このことがあつて以来、毎年監事監査の補助として、家の光協会の決算監査の手伝いをする事になり、昭和三四年頃まで継続されたのである。

第三章

農協中央会の発足と監査事業

一、指導機関強化の必要性和その在り方

農協の事業または経営の動向は、直ちに農業経営及び農家経済の上に著しい影響を与えるのみならず、国民食糧の円滑な供給を通じて国民生活及び国民経済一般に関連するところが少なくない。この重要な使命を担う農協の経営状態は、再建整備法の制定施行に集中的に表現されているように、一般に満足すべき状態ではなかった。一例を信用事業を行う単位組合の貯払停止状況を見るに、昭和二五年春、貯払停止制限組合の発生が問題になった当時の数は八九五組合（全組合の七％）であつたものが、二六年三月末では九三二組合と増加している。このように農協は、経営上の諸種の欠陥を露呈し、その早急な解決を迫られていたのである。即ち、再建整備適用組合を始めとして、何らかの形で外部からの援助または指導を与えなければ、その事業を計画的、合理的に運営し、その経営を積極的に健全化せしめ得ないのが一般の状況であつた。

然るに、これらの援助または指導は、第一に系統上級機関である連合会から与えられねばならないが、その連合会の多くが自らの事業体としての経営を第一義的に考えざるを得ない状態

にあり、一般に系統下部組織の育成指導など意を尽し得ない状況だったのである。またこれらの系統組織は、夫々の間の横の連絡調整も十分でなく、農協活動に総合や、統一を欠いてもいた。従つて、問題は第一に、総合農協の事業計画を合理化し、その計画的な実行を推進すると共に、経営管理能力の向上のために強力な指導を行うことが必要であり、第二に、その基礎の上に立つて系統上級組織である連合会が、相互に連絡を密にしつつ事業体制を整備して、全体としての農協の事業が総合性、一貫性をもつて推進せしめられなければならないが、そのためには、全国的な視野に立つて農協運動の方向を総合的に調整して、地方の実情にも即応した、専門的且つ強力な指導を、権威をもつて行いうる総合指導機関の確立が必要になってくるのである。

現に指導連は、このような総合指導機関たろうとして努力してきた。しかし率直に言つて総合指導機関にまで成長し切れない状態にあった。その第一に指導連の性格があつた。即ち指導連は、農協法第一〇条第一項第一〇号の事業を行ういわば「教育情報連合会」であつて、その機能は、本来主として「教育情報活動」であり、その形態は、農協連合会であり、他の連合会の上位に立ちうる性格ではない。第二に県指導連は、力の弱い農協を基礎として地方別に分立

し、各県の指導連の間に著しい機能の不均衡も生じており、そのような県指導連を主たる構成員とする全指導連もまた財政的その他の困難は回避できないことになる。第三に指導連の機能が不活発であると、特殊組合などはそれぞれの系統組織により別個の活動を行うため、全体としての農協運動の総合及び統一がなくなり、総合指導機関からは遠いものになる。第四に、このような指導連に対しては、国の財政支出を行うことも困難となる結果、その財政上の困窮は、事業活動を不活発とし、財政上の困難と事業の不円滑とが悪循環をするようになる。

このように見ると指導連は、総合指導機関としての適格性を持ちうるかどうか大いに疑問なきを得ないということになっていった。そこに以上の要件を備えた新しい組織が創設されることになったと見るべきで、それが農業協同組合中央会の構想なのである。

農協中央会の設立を主たる内容とする農協法の一部改正法案は、第一五、一六の両国会ともに流産した。その後いろいろの曲折があり第一九国会に於てようやく衆議院を通過し、参議院に回付され審議されていたが、一部を修正して二九年六月八日可決、更に一部修正案は衆議院に回付され六月九日可決、成立したもので、六月一五日法律第一八四号を以て公布され、即日施行となったものである。そしてこの改正によって中央会の制度が新設されたのである。

更に、われわれの関心は、農協中央会の制度が農協法に規定せられるについて、その事業に「組合の監査」が規定されたことである。さきに農協自治監査法の廃止以来、制度としての農協自治監査は消滅し去つたものが、農協法の改正によって復活し、これによって農協監査士の制度も確立したのであるから、何といつても喜ばしいことであつたし、全国中央会は設立と同時に「監査部」を設け、一二月二七日農林中金から栗本平氏を部長に迎えたのである。

二、農業協同組合監査士制度の制定

1、監査士の選任資格について

農協法の改正によって、中央会には、組合の監査に当らせるため、「農業協同組合監査士」を置かなければならなくなり、その監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならなくなった。このため、二九年八月三日農林省令第五〇号を以て「農業協同組合監査士の選任資格を定める省令」が公布され、公布の日から施行された。

省令は左掲の通りであるが、監査士の選任資格を得る途を三つ設けている。即ちその一は、全国中央会の行う資格試験に合格した者であり、その二は、一定の学歴と経験とを有する者で、全国中央会の認定を受けた者である。そしてその三は、全国中央会が前記の者と同等の学歴及び経験を有すると認めて、農林大臣の承認を受けた者である。

第一の選任資格試験については、全中は資格試験規程を設けて実施すればよいが、第二及び第三の資格認定の問題については、選任資格認定規程が設けられ、第二の場合の取扱いについては、省令に規定された資格に該当するか否かを認定するに必要な手続を定めればよいが、問題は第三の場合で「前二号に掲げる者の外、全国中央会がこれらの者と同等の学歴及び経験を有すると認めて農林大臣の承認を受けた者」をどうするかであった。しかし、二九年一月二〇日以来、農林省と打合せの結果、翌三〇年二月七日に至り、農業協同組合自治監査法による監査員であった者と、全国指導連の行った監査技能者適格認証試験に合格した者の二つを認めることに意見の一致を見たものである。

省令及び全中が制定した認定規程は、次の通りである。

農業協同組合監査士の選任資格を定める省令

公布 昭和二九年八月三日 農林省令第五〇号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の二十一第二項の規定に基き、農業協同組合監査士の選任資格を定める省令を次のように定める。

第一条 農業協同組合法第七十三条の二十一に規定する農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）に選任される資格を有する者は、全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）が行う資格試験に合格した者でなければならない。

2、前項の資格試験は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査を行うに足る学識と経験を有する者を適確に選抜することを目的として行うものとし、その試験科目、試験方法及び受験資格は、全国中央会が農林大臣の承認を受けて定める。

第二条 左の各号に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、監査士に選任される資格を有する。

一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第百九条に規定する大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業し、且つ、左の要件のいずれかを具備し、全国中央会からその旨の認定を受けた者。

イ、国、地方公共団体、農業協同組合連合会若しくは農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）において、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは中央会（以下「組合等」という。）の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達すること。

ロ、国、地方公共団体、農業協同組合連合会若しくは中央会において、組合等の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間と、国、地方公共団体若しくは農林大臣の指定する団体において、農林大臣の指定する団体の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間とを達し、且つ、国若しくは地方公共団体において組合等の指導監督の事務に従事した期間若しくは組合等において当該組合等の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達すること。

ハ、国、地方公共団体若しくは農林大臣の指定する団体において、農林大臣の指定する団体の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達し、且つ、国若しくは地方公共団体において、組合等の指導監督に従事した期間若しくは組合等において当該組合等の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達すること。

二、学校教育法第九十九条に規定する大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校その他農林大臣の指定する教育機関を卒業し、又は旧専門学校卒業程度検定規定（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和十六年文部省令第五十四号）、若しくは旧実業学校教員検定に関する規定（大正十一年文部省令第四号）による検定に合格し、且つ、左の要件のいずれかを備え、全国中央会からその旨の認定を受けた者。

イ、国、地方公共団体、農業協同組合連合会若しくは中央会において、組合等の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上に達すること。

ロ、国、地方公共団体、農業協同組合連合会若しくは中央会において、組合等の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間と、国、地方公共団体若しくは農林大臣の指定する団体において農林大臣の指定する団体の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間とを通算した期間が五年以上に達し、且つ、国若しくは地方公共団体において組合等の指導監督の事務に従事した期間若しくは組合等において当該組合等の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達すること。

ハ、国、地方公共団体若しくは農林大臣の指定する団体において、農林大臣の指定する団体の検査、監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上に達し、且つ、国若しくは地方公共団体において、組合等の指導監督に従事した期間若しくは組合等において当該組合等の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達すること。

三、前二号に掲げる者の外、全国中央会がこれらの者と同等の学識及び経験を有すると認めて農林大臣の承認を受けた者。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

農業協同組合監査士選任資格認定規程

第一条 この会が、農業協同組合監査士の選任資格を定める省令（昭和二十九年農林省令第五十号、以下

「省令」という。)第二条の規定によって行う農業協同組合監査士に選任される資格に関する認定については、この規程の定めるところによる。

第二条 省令第二条第一号又は第二号の規定による認定を受けようとする者は、様式第一号の願書に左に掲げる書面を添付し、本人の就職している団体(就職している団体がない場合は本人)が住所を有する地の都道府県農業協同組合中央会を経由してこの会に提出するものとする。但し、本人の就職している団体が国又は全国の区域を地区とする団体である場合は、この会に直接提出するものとする。

一、履歴書

二、省令第二条第一号又は第二号の学校若しくは教育機関の卒業証明書(同条第二号の検定に合格した者はその合格証の写)

三、省令第二条第一号又は第二条の学校若しくは教育機関を卒業し、又は同条第二号の検定に合格した後において省令第二条第一号又は第二号に掲げる職務に従事したことについて、本人の就職している又は就職していた団体の長の証明書

2、前項第三号の証明書には、省令第二条に掲げる職務毎に専らその職務に従事した期間及びその期間勤務した組合又は団体名、所属部、課、係名並びに職名を明らかにしなければならない。

第三条 省令第二条第三号の規定によって、この会が認定する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一、旧農業協同組合自治監査法(昭和十三年法律第十五号)による農業協同組合監査員であった者で、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農業協同組合中央会(以下「組合等」という。)の実務に

従事した期間、国若しくは地方公共団体において、組合等の指導監督の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達するもの。

二、全国指導農業協同組合連合会から、農業協同組合監査技能者適格認証規程による認証を受けた者で、国、地方公共団体、農業協同組合連合会若しくは農業協同組合中央会において、組合等の検査、

監査若しくは経理指導に従事した期間又はこれ等の期間を通算した期間が一年以上に達するもの。

第四条 前条の規定による認定を受けようとする者は、様式第二号の願書に履歴書及び職務についての本人の就職している又は就職していた団体の長の証明書を添え、本人の就職している団体（就職している団体が不在の場合は本人）が住所を有する地の都道府県農業協同組合中央会を経由してこの会に提出するものとする。但し、本人の就職している団体が国又は全国の区域を地区とする団体である場合は、この会に直接提出するものとする。

二、前項の証明書には第二条第二項の規定を準用する。この場合において「省令第二条」とあるのは「前条第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第五条 会長は、第二条又は前条の規定により提出した書類に、重要な事項について虚偽の記載があったことを発見したときは、当該認定を取消することができる。

附 則

1、この規程は、昭和三十年二月七日からこれを施行する。

2、第二条及び第四条中「都道府県農業協同組合中央会」とあるのは、該当する都道府県農業協同組合中

央会が設立されていない場合には、これを「都道府県指導農業協同組合連合会又はこれに準ずる団体」と読み替えるものとする。
(様式第一号、第二号略)

これによって、全指連当時「監査技能者適格認証規程」による試験に合格した三二四名の者は、監査士選任資格者となったのである。これらのうち、三〇年度末までに認証規程による選任資格の認定を受けた者は二七〇名にのぼった。

2、選任資格を定める省令の一部改正と認定制度の廃止

前述の通り、省令では農協監査士の選任資格を得るのに、試験による方法と、これによらずに特定の資格、条件を具える者の中から申請のあった者につき、適当と認められる場合これを有資格者として認定する方法の二通りがあった。

本来この種制度は試験制度によることが建前である。しかしながら監査事業発足の初期に於ては、年一回程度の試験では監査士の充足、普及上支障を来す虞があるので、これが補完的意味をもって認定制度も過渡的に必要であった。然るに施行後三年も経過すると、認定制度による認定資格を有する者は殆んど出願を了したものの如く、申請は三二年度の如き一九名の認定

に過ぎず、省令第二条存置の目的は達成されたと考えられるのみでなく、逆にこのままこの規定を存置すれば、試験不合格者が、職歴期間の達するのを待って認定を出願することとなり、弊害も生ずることとなる。中央会職員で有資格者で監査士に選任されてない者も一〇〇余名あり、今後の試験合格者を見込む時は、監査士の普及上支障は生じないと見込まれた。このため三三年二月五日、次のように省令の一部が改正されて、認定制度は三月末日をもって廃止され、四月一日からは試験制度一本建となったのである。

農林省令第二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の二十一第二項の規定に基づき、農業協同組合監査士の選任資格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十三年二月五日

農林大臣 赤 城 宗 徳

農業協同組合監査士の選任資格を定める省令の一部を改正する省令

農業協同組合監査士の選任資格を定める省令（昭和二十九年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中（以下「監査士」という。）及び（以下「全国中央会」という。）を削り、同条第二項中

「全国中央会」を「全国農業協同組合中央会」に改め、第二条を削り、第一条第一項及び第二項をそれぞれ本則第一項及び第二項とする。

附 則

- 1、この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2、改正前の農業協同組合監査士の選任資格を定める省令第二条第一号若しくは第二号の認定を受けた者又は同条第三号の承認を受けた者の農業協同組合監査士に選任される資格については、なお従前の例による。

以上の改正により、選任資格を定める省令は、次の通りとなったのである。

農業協同組合監査士の選任資格を定める省令

公布 昭和二十九年八月三日 農林省令第五〇号

改正 昭和三十年三月一日 農林省令第一三三号

昭和三十三年二月五日 農林省令第二一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十三号）第七十三条の二十一第二項の規定に基き、農業協同組合監査士の選任資格を定める省令を次のように定める。

- 1、農業協同組合法第七十三条の二十一に規定する農業協同組合監査士に選任される資格を有する者は、全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者でなければならない。

2、前項の資格試験は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査を行うに足る学識と経験を有する者を適確に選抜することを目的として行うものとし、その試験科目、試験方法及び受験資格は、全国農業協同組合中央会が農林大臣の承認を受けて定める。

附 則

1、この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2、改正前の農業協同組合監査士の選任資格を定める省令第二条第一号若しくは第二号の認定を受けた者又は同条第三号の承認を受けた者の農業協同組合監査士に選任される資格については、なお従前の例による。

なお、この省令の改正前までに認定された資格者は省令第二条第一号による者五六名、同条第二号による者一一七名、同条第三号により認定規程第三条第一号による者一二名、同条第二号による者二三〇名合計四一五名であった。試験合格者は第一回六九名、第二回五〇名、第三回四六名で合計一六五名、選任資格者は五八〇名となった。

3、監査士選任資格試験規程の制定と資格試験の実施

監査士選任資格認定規程が公表されると、二月下旬から全国中央会あて、監査士の認定願が

続々提出されるようになった。併行して試験規程も中央会発足直後から草案を作り、農林省と精力的に打合せを行い、農林大臣の承認を受けて、三〇年二月二八日施行の運びとなった。この間僅か二カ月余で、専ら葦原米蔵氏が農林省の横尾正之事務官と折衝してまとめあげたもので、葦原氏が監査連の出身者だけに、魚が水を得たようだと評する者もいた。

資格試験規程は、次の通りであった。

農業協同組合監査士資格試験規程

施行 昭和三〇年二月二八日

第一条 この会が、農業協同組合監査士の選任資格を定める省令（昭和二十九年農林省令第五十号）第一条の規定に基いて行う農業協同組合監査士資格試験（以下「資格試験」という。）は、この規程の定めるところによる。

第二条 資格試験は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査を行うに足る学識と経験を有するかどうかを判定するため、筆記及び口述の方法によって行う。

2、口述試験は、筆記試験に合格した者について行う。

第三条 筆記試験及び口述試験は、左の科目について行う。

科目	事項
監査	監査論、農業協同組合監査の実務
会計学	財務諸表論、管理会計（経営分析、予算統制）
簿記	簿記理論、農業協同組合の簿記の実務
法規	農業協同組合関係法
協同組合論	農業協同組合論、協同組合史

第四条 資格試験は、各科目とも百点をもって満点とする。

2、筆記試験及び口述試験の合格基準は、それぞれ総点数の六十パーセント以上とし、かつ、一科目につきその満点の四十パーセント以上とする。

第五条 資格試験を受けることのできる者は、左の要件のいずれかを具えるものとする。

一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは農業協同組合監査士の選任資格を定める省令第二条第二号の規定による農林大臣の指定する教育機関を卒業し、又は旧専門学校卒業程度検定規定（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和十六年文部省令第五十四号）若しくは旧実業学校教員検定に関する規定（大正十一年文部省令第四号）による検定に合格し、卒業又は合格後、国、地方公共団体において別表に掲げる団体の指導

監督の事務に従事した期間若しくは別表に掲げる団体において、その団体の事務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間（以下「職歴」という。）が一年以上に達すること。

二、学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）附則第四項の表の番号の上欄各号に掲げる者のいずれかに該当する者で、卒業又は該当するに至った後職歴が三年以上に達すること。

三、年齢二十五歳以上の者で十八歳以後の職歴が五年以上に達すること。

第六条 資格試験は、毎年一回以上これを行う。

2、筆記試験は、全国に数個所の試験場を設け、同時にこれを行う。

3、口述試験は、東京都においてこれを行う。

第七条 会長は、資格試験の施行期日及び施行地その他資格試験の施行に関し必要な事項を試験期日六十日前までに公表するとともに、都道府県農業協同組合中央会を通じてその周知を図るものとする。

第八条 資格試験を受けようとする者は、受験願（別記様式第一号）に左の各号に掲げる書類を添えてこの会に願い出なければならぬ。ただし、第五条第三号の規定による受験資格者は、第二号の書類の添付を必要としない。

一、履歴書

二、第五条の学校若しくは教育機関の卒業証書の写、同条の検定合格証の写又は大学入学資格検定期程附則第四項の表の番号の上欄各号に掲げる者に該当することを証する書面

三、就職している団体の長又は就職していた団体の長の職歴証明書（別記様式第二号）

2、受験願は、本人の就職している団体（就職している団体がない場合は本人）の住所地がその地区内に
ある都道府県農業協同組合中央会を経由して提出するものとする。ただし、本人の就職している団体
が、国又は全国の区域を地区とする団体である場合は、この会に直接提出するものとする。

第九条 この会に、農業協同組合監査士資格試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2、委員会の委員は、会長が学識経験者及びこの会の役職員のうちからこれを委嘱し又は任命する。

第十条 委員会は、委員のうちから試験問題の作成及び採点する者を選任し、受験者につき合格、不合格
を決定する。

2、委員会は、資格試験の運営に関し、会長の諮問に応ずる。

第十一条 委員会は、会長がこれを招集する。

2、前項に定めるものの外委員会の運営につき必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第十二条 会長は、合格者に対して合格証書を交付し、かつ、その氏名を公表する。

2、この会に、資格試験合格者名簿を備え、合格者の住所、氏名その他必要な事項を記載する。

第十三条 会長は、不正の手段によって資格試験を受けた者に対しては、合格の決定を取り消すことがで
きる。

附 則

この規程は、昭和三十年二月二十八日からこれを施行する。

別表

農業協同組合

農業協同組合連合会

農業協同組合中央会

農林中央金庫

農業協同組合監査連合会（産業組合監査連合会、農業団体監査連合会を含む。）

様式（第一号〜第三号略）

以上の規程に基づいて監査士資格試験委員会を設置し、第一回のこの試験の筆記試験は、八月二六、二七の両日、札幌、仙台、東京、金沢、京都、岡山、熊本の七カ所に試験場を設置し、受験者三三九名に対して一斉に施行し、その結果、委員会に於て合格者七五名を挙げた。口述試験は九月二九、三〇の両日東京に於て筆記試験合格者七五名について、一〇名の試験委員によつて施行し、その結果に基づいて委員会で審議し、合格者六九名（合格率二〇・三％）を決定した。これにより資格認定者と合せ、選任資格者は三三九名になったが、三〇年度末までに監査士に選任されたと報告のあった者は一八六名に上り、未設置県は岩手、栃木、長野、富山、広島、徳島、宮崎の七県であつた。

4、監査士の再教育と監査技能者の養成

監査士に対しては、その職務上特に必要な科目について、相当高度の再教育を行う目的を以て、三〇年度において「監査士研修講習会」を開催し、会計学（講師・慶応大学助教高橋吉之助氏）、監査手続（講師・横浜市立大学教授田島四郎氏）の二科目について、一カ所各二〇時間ずつ、東日本地区は二月二一日から七日間、東京に於て、西日本地区は三月一五日から七日間神戸市に於てそれぞれ開催し、受講者は一二〇名にのぼった。

また監査技能者養成の目的を以て、五月中旬から七月上旬にかけて、仙台、身延、伊勢、岡山、熊本の五カ所に於て養成講習会を開催し、監査、会計学、簿記、農協関係法及び協同組合論の五科目につき講義を行ったが、受講者は五カ所で六二二名にのぼった。

5、監査士資格試験規程の一部改正

昭和三〇年度の第一回監査士資格試験の結果、委員会に於て種々意見が出され、規程の不備も指摘されたが、一番大きな問題は筆記試験合格者で口述試験に不合格となった六名について

て、次回に限り何とか救済の道は無いものかということであった。そこで慎重審議の結果、農林大臣の承認を得て、第五条の二に条文を次の通り設け、三〇年度の資格試験の受験者からこれを適用することにされた。

農業協同組合監査士資格試験規程の一部改正（三二年三月一九日）

第三条 試験科目、協同組合論の事項欄、農業協同組合論に（経営論を含む）と加える。

第五条の二 筆記試験に合格した者で、病気その他止むを得ない事由によって、口述試験を受けることのできない者は、予めその事由を記載して口述試験の受験を延期する旨をこの会に届出でなければならぬ。

2、前項の届出をした者又は筆記試験に合格した者で、口述試験に不合格となつた者は、次回に行う資格試験に限り、筆記試験を受けないで口述試験のみを受けることができる。を挿入

第八条 第一項第四号に「写真」を加える

第三項に次の一項を挿入

3、第五条の二第二項の規定によつて口述試験のみを受けようとする者は、口述試験受験願（別記様式第三号）をこの会に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

附則 に第二項として挿入

2、第五条の二及び第八条第三項の規定は、昭和三十年度に行つた資格試験の受験者からこれを適用する。

更に昭和三三年四月一日には、第五条中に「農業協同組合監査士の選任資格を定める省令第二条第二号の規定による農林大臣の指定する教育機関を卒業し」を削り、「別表(一)に掲げる教育機関を卒業し」に改め、同条中「別表に掲げる団体」を「別表(二)に掲げる団体」に改め別表は、次の通り(一)(二)に改められた。

別表(一)

財団法人農民教育協会鯉淵学園

旧財団法人農民教育協会高等農事講習所

旧全国農業会高等農事講習所

別表(二)

農業協同組合

農業協同組合連合会

農業協同組合中央会

農林中央金庫

6、監査士資格試験委員の動き

第一回試験委員会委員（五〇音順）

葦原米蔵（全中嘱託）、井上鋼作（全購連総務部長）、今村宣夫（農林事務官）、打越顯太郎（協組短大学長）、江上繁一（協組短大教授）、海住実（農林省農村工業課長）、片野一郎（一橋大学教授・公認会計士試験委員）、栗本平（全中監査部長）、黒澤清（横浜国立大学教授）、小高泰雄（慶大教授・公認会計士試験委員）、佐藤寛次（東大名誉教授・農大校長・試験委員長）、鈴木保良（慶大教授）、田倉秀雄（中金総務部長）、田原敏弘（立正大教授・公認会計士）、辻誠（協組短大講師）、東畑精一（東大教授）、富岡正雄（全販連総務部長）、平木桂（農林省組合検査課長）、保坂信男（農林省農協課長）、眞鍋博徳（弁護士）、本山悌吉（農林事務官）、森川武門（全中参事）、計三二氏

第二回試験委員会以後の異動

三一年五月二五日次の五氏は転任により解嘱した。

井上鋼作、田倉秀雄、富岡正雄、保坂信男、海住 実

右補充及び一名増員のため左の六氏を委員に委嘱した。なお平木桂氏は農林省を退官、農林漁業金融公庫共同利用部長に、本山悌吉氏は、三〇年九月一日全中監査士にそれぞれ転出したが、引続き委員を委嘱した。

大和田啓気（農林省農協課長）、安井三郎（農林省組合検査課長）、島田日出夫（全購連常務理事）、栃内千里（全販連監事）、永井国男（中金総務部長）、成田健次（全中監査士・監査課長、五月一〇日付）

昭和三二年五月二〇日、葦原米蔵委員は三月末日退職により、島田日出夫委員は四月六日全購連を辞任したので解嘱、あらたに横浜市立大学教授田島四郎氏を委員に委嘱した。

三三年五月二〇日大和田啓気氏、安井三郎氏、永井国夫氏、今村宣夫氏は転任により解嘱、後任の尾中悟（農林省農協課長）、石田茂（農林省組合検査課長）、馬場毅六（中金総務部長）の三氏を委員に委嘱した。なお島田委員辞任後欠員中の委員に古志已一氏（全購連監事室長）を委嘱した。

三五年四月二八日東畑清一、黒澤清、栗本平、尾中悟の四委員は辞任、転職その他の理由に

より解嘱し、あらたに次の四氏を委員に委嘱した。

中澤三郎（農林省農協課長）、細川実衛（中金検査部長）、浅川文哉（全共連監理室長）戸川英胤（全中教育部長）

三六年五月二日石田茂氏、古志巳一氏は転任、転職によりそれぞれ解嘱、あらたに吉原平二郎（農林省組合検査課長）、室賀明德（全購連監事室長）の二氏を委員に委嘱した。

三六年一〇月二日細川実衛氏、中澤三郎氏、吉原平二郎氏は転任により解嘱し、あらたに亀井邦人（中金検査部長）、大河原太一郎（農林省農協課長）、加藤賢吾（農林省組合検査課長）の三氏を委員に委嘱した。

三七年五月二日亀井邦人氏は転職により解嘱し、後任の松井通高氏（中金検査部長）を委員に委嘱した。

なお、同年六月二九日打越顯太郎氏（協組短大学長）ご逝去により委員一名減となった。また、三一年五月委員を委嘱され、第二回試験以来「簿記」の出題にあたってきた成田健次氏は三八年四月一〇日委員を解嘱された。

三、監査士関係諸規程の制定

1、全国農協中央会監査規程の制定

農林大臣から全国中央会の設立認可があつたのは、二九年一月二〇日農林省指令二九農経第四六五一号を以てである。翌二五日第一回の理事会を開催、二九日設立登記を完了し、業務開始は一月一日である。この日総務、業務、監査の三部を置くことが決つた。全指連当時組合経営部に所属していたわれわれは、新設の監査部に所属することになつたが、全指連の幹部職員であつた参事、部長等は農林中金外中央機関に転出したので、一月二五日、参事及び各部長が発令されるまで一カ月近くの空白があつた。監査部長は栗本平氏で中金審査部次長から就任されたが、着任は二七日であつた。しかし部長不在でも、われわれの関心はその事業の「組合の監査」ということと、これに伴う監査士のことに集中し、葦原氏は専ら監査士資格試験関係を、成田氏は監査規程や監査指導関係を担当し、星三男氏はそれぞれを補佐した。

監査規程は、農協法第七三条の一一により、組合の監査を行うときはこれを定め、主務大臣の承認を受けなければならないことになっている。そこで草案を練り、一月二〇日に監査士試験規程などと一緒に四谷寮で、農林省と最後の詰めを行い、農林大臣に承認申請し、翌三〇年一月一八日より施行されたものである。

2、全国農協中央会監査士監査細則の制定

監査規程の制定により、監査士の監査の要領及びその実施方法、服務等について定められたが、更に監査士が組合に対して行う監査について、実施事務、実施手続等についてこれを定め、三月一日、二日の両日には都道府県農協中央会監査関係担当課長会議を農林中金大会議室で開催、会側より荷見会長、更級副会長、森川参事、農林省より藤巻農協部長臨席のもと、第一日は農協中央会監査事業に関する件と全国一斉自己監査実施に関する件が、第二日は事業連整備促進に関する件、再建整備に関する件、決算及び税務に関する件、経理改善に関する件、その他連絡事項として二九年度表彰関係と役員選挙規程（案）について、栗本監査部長の司会で協議が行われた。

中央会監査事業に関する件では、(1)中央会監査事業の在り方について(三〇年度監査事業計画)、(2)都道府県中央会監査事業について―陣容、事業計画及び予算大綱―、(3)農協監査士の資格について(試験規程、選任資格認定規程、認定願添付書類)、(4)農協監査士監査細則について(全国中央会監査士監査細則(案))が議題に供された。

そして、この監査細則は三月三〇日開催の第五回理事会に於て承認され、三〇年四月一日から当分の間これを内規として施行することになったものである。

その後三二年に至り、四月四日監査士監査細則の打合せを監査部内で行い、四月一五、一六の両日都道府県中央会の地区別代表との会議を開き、検討を行ったが、変更は無かった。監査規程及び監査士監査細則は、次の通りである。

全国農業協同組合中央会監査規程

第一章 監査の要領及びその実施方法

第一条 この会が組合に対して行う監査は、この規程の定めるところによる。

第二条 この会は、毎事業年度監査計画を定める。

2、前項の監査計画には、監査を実施しようとする組合の数、監査に従事する人員、監査日数その他監査

の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

第三条 この会は、前条の監査計画に基き、監査予定組合を定める。この場合において必要があるときは、関係都道府県中央会及び行政庁と協議するものとする。

2、この会は、前項の規程により監査予定組合を定めたときは、組合に対して、その旨を通知するものとする。

第四条 監査は、この会に置かれる農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）が実施する。

第五条 監査は、組合の組織、運営及び会計の全般にわたり、監査当時の状況につき、これを行う。但し、必要がある場合には、その一部につき又は既往にさかのぼってこれを行うことができる。

第六条 監査にあたっては、組合の理事及び監事のそれぞれ一人以上の立会を得て行うものとする。但し、従たる事務所、出張所等につき監査を行う場合には、職員の立会を得ればよい。

第七条 監査は、組合の事務所又は出張所において、その執務時間内にこれを行うものとする。但し、理事又はその他の責任者の承諾を得たときは、執務時間外であってもこれを行うことができる。

第八条 監査にあたっては、必要に応じ、組合の事務所、出張所、倉庫、加工場その他の場所に立ち入り、金銭、物品、帳簿その他の物件を調査し、理事、監事又は職員に対し説明を求め、又は必要な書類の作成を求めるものとする。

第九条 監査士は、別記様式の農業協同組合監査士証（以下「監査士証」という。）を携帯し、監査を行う際これを組合の理事又はその責任者に提示しなければならない。

第十条 監査士は、監査を終了したときは、組合の理事及び監事に対し、その監査結果につき意見を述べらるものとする。

第十一条 監査士は、監査を終了したときは、できる限りすみやかに監査報告書を作り会長に提出しなければならぬ。

2、監査報告書には、監査に従事した監査士及び補助者の氏名、監査実施期間、所要日数、監査の範囲、順序及び手続につき特に必要と認める事項並びに当該監査における監査士の意見を記載するものとする。

3、この会は、監査を受けた組合に対し、当該監査についての監査報告書を交付するものとする。

第十二条 この規程に定めるものの外、監査の実施についての細則は、別にこれを定める。

第二章 監査士の職務

第十三条 監査士は、監査士としての正当な注意をもって誠実にその職務に服し、監査士の信用を傷つけ又は監査士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第十四条 監査士は、正当な理由がなく、その業務上取扱ったことについて知り得た秘密を他に洩し又は窃用してはならない。監査士でなくなった後であっても同様とする。

第十五条 監査士は、過去一年以内において役員若しくは職員であった組合又は著しい利害関係を有する組合については監査を行うことができない。

第十六条 監査士は、疾病その他止むを得ない事由により監査ができず、又は監査の実施に関し変更の必

要が生じた場合には、すみやかに会長の指揮を受けなければならない。但し、止むを得ない事由によつて指揮を受けることができないときは、監査日程の変更その他必要の措置を講じ、できる限りすみやかに、その旨を会長に報告しなければならない。

第十七条 会長は、監査士を懲戒することができる。この場合においては、本人に対しあらかじめその旨を通知して弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の懲戒は、左の三種とする。

一 戒告

二 停職

三 解任

3 会長は、第一項の規定により監査士を懲戒する場合には、前項第一号及び第二号の懲戒にあつては理事会の決定を、第三号の懲戒にあつては副会長及び過半数の理事の同意を得なければならない。

第十八条 停職の期間は、一年をこえない期間内において理事会で定める。

2 停職者は、監査の職務に従事することができない。

第十九条 監査士が故意に虚偽、錯誤又は脱漏のある財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類を、虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、停職とし又は解任することができる。

2 監査士が相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財産目録、貸借対照表、損益計算書そ

別記様式（農業協同組合監査士証の様式）

注 意

- 一、本証は農業協同組合又は農業協同組合連合会の監査の際必ずこれを携帯しなければならない。
- 二、本証は、監査を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に必ずこれを提示しなければならない。
- 三、本証は、これを他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 四、本証を紛失したときは、直ちにその旨をこの会に届け出なければならない。
- 五、農業協同組合監査士がその職を退いたとき又は停職とされたときは、本証を直ちにこの会に返付しなければならない。

裏 面

.....折 目.....

第 号

農業協同組合監査士証

全国農業協同組合中央会

表 面

内 面

身 分 証 明 書

現住所

氏 名

年 月 日 生

右の者はこの会の農業協同組合監査士であることを証明する。

昭和 年 月 日

全国農業協同組合中央会会長

氏名印

.....折 目.....

写 真
貼 付 欄

会 印

(註) 折目の左右同幅

その他財務に関する書類を、虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、戒告し又は停職とすることができる。

第二十条 監査士が第十三条の規定に違反したときは、戒告し又は停職とすることができる。

2 監査士が第十四条の規定に違反したときは、停職とし又は解任することができる。

第二十一条 監査士は、監査士でなくなったとき又は停職とされたときは、監査士証を会長に返付しなければならぬ。

第二十二条 監査士の服務に関しては、この章に定めるものの外、職員服務規定の定めるところによる。

附 則

この規程は昭和三十年一月十八日より施行する。

全国農業協同組合中央会監査士監査細則

第一章 総 則

第一条 この会が組合に対して行う監査については、この会の監査規程（以下「監査規程」という。）に定めるものの外この細則の定めるところによる。

第二条 会長は、特定の職員をして農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）の行う監査の補助に従事させることができる。

第三条 前条の規定により、監査の補助に従事する職員（以下「監査補助者」という。）は正当な理由がなく、監査の補助に従事したことによって知り得た秘密を他に洩し、または窃用してはならない。監査補助者でなくなつた後であっても同様とする。

第四条 監査を実施するについての監査班の編成および監査日程は、おおむね左の標準により主管部長がこれを定める。

- 一 単位組合については、監査士、監査補助者各一人をもって一班とし、監査日数四日間
- 二 連合会については、監査士二人、監査補助者三人をもって一班とし、監査日数七日間

第二章 監査実施事務

第五条 この会は、監査規程第三条の規定により、監査予定組合を定めたときは、別記第一号様式によつて当該組合にその旨を通知し、かつ関係都道府県農業協同組合中央会にその旨を通知するものとする。ただし、当該組合が全国の区域を地区とする組合の場合は、都道府県農業協同組合中央会への通知を要しない。

第六条 この会は、監査予定組合名簿を備え、都道府県別に、組合名、組合住所および地区その他の参考事項を記載し、監査実施の都度、実施期間および監査に従事した監査士ならびに監査補助者の氏名を記載する。

第七条 この会は、監査を実施しようとするときは、別記第二号様式によつて当該組合にその旨を通知

し、かつ関係都道府県農業協同組合中央会にその旨を通知するものとする。ただし、当該組合が全国の区域を地区とする組合の場合は、都道府県農業協同組合中央会への通知を要しない。

第八条 この会は、監査組合台帳を備え、監査を実施した都度左の事項を記載するものとする。

- 一 監査報告書の通し番号
- 二 監査組合の名称および住所
- 三 監査基準日
- 四 監査実施期間
- 五 監査に従事した監査士および監査補助者の氏名
- 六 監査報告書を交付した年月日
- 七 その他参考事項

第九条 監査規程第十一条第一項の規定により監査士が会長に提出する監査報告書（以下「監査復命書」という。）は別記第三号様式により左の各号に区分して作成するものとする。

- 一 監査の要領
- 二 組合の概況
- 三 監査意見
- 四 監査調書

第十条 監査復命書はこれを秘密書類とし、関係者以外の披見を許さないのはもちろん、その取扱および

保管には特別の注意を払わなければならない。

第十一条 監査規程第十一条第三項の規定により、監査を受けた組合にたいして交付する監査報告書は、第九条の規定による監査復命書により、別記第四号様式によつて作成するものとする。

2 この会が、監査を受けた組合にたいして前項の監査報告書を交付するには、別記第五号様式によるものとする。

第三章 監査実施手続

第十二条 監査士は、監査の実施に当つては、当該監査の範囲、順序、監査手続およびその適用ならびに監査士と監査補助者との監査事務の分担、予定時間割その他必要な監査計画を定めなければならない。

第十三条 監査士は、監査の実施に当つては、当該組合の内部統制組織および監事の監査その他の事情を勘案して、適当に試査の方法を用いることができる。

第十四条 組織に関する監査については、主として左の事項について突合および質問等の手続によつてその適否を明らかにするものとする。

- 一 組合員に関する状況
- 二 役員に関する状況
- 三 総会に関する状況
- 四 定款、その他諸規程類に関する状況

五 事業組織、事務組織および事務整理に関する状況

第十五条 運営に関する監査については、事として左の事項について突合、質問、確認等の手続および経営分析の方法によってその適否を明らかにするものとする。

一 事業計画、資金計画、収支計画の樹立および実行の状況

二 資金の構成および運用に関する状況

三 各種事業の現状および発達状況

四 事業の安定性に関する状況

五 事業の収益性に関する状況

第十六条 会計に関する監査については、主として左の事項を明らかにするものとする。

一 試算表（貸借対照表および損益計算書）における資産、負債、資本および損益の正確性および妥当性に関する状況

二 会計組織、帳簿組織の適否の状況

三 経理方法その他会計事務処理の適否の状況

2 前項第一号の監査については、突合、勘定分析、実査、立会、確認、質問など監査士が必要と認める一切の正規の監査手続を選択適用するものとする。

3 第一項第二号および第三号の監査については、突合、質問等の手続を適用するものとする。

第十七条 監査士は特に必要と認めるときは、前三条に掲げる監査手続の外その他の監査手続を選択、適

用することができる。

附 則

この細則は、昭和三十年四月一日から当分の間これを内規として施行する。

別記様式

(第一号) (監査予定組合に組入の通知様式)

年 月 日

会 長 名

組合長 あて

拝啓 貴組合いよいよ御隆盛の段御慶び申し上げます。

さて、本会監査規程第三条の規定によって、貴組合を本年度の監査予定組合に組入れましたから御通知いたします。

追て、監査実施期日等については改めて通知いたします。

(第二号) (監査実施期日等の通知様式)

年 月 日

会 長 名

組合長 あて

拝啓 かねて御通知いたしましたとおり、今回監査士 何 某 監査補助者 何 某 を派遣して、何月何日から何日まで何日間の予定で貴組合の監査を実施したいと思いますから、御協力下されたく御通知いたします。

なお、御多用中恐縮ですが、左記のとおり御準備おき下されたくお願いいたします。

記

- 一 監査開始日になるべく近い日現在の試算表
- 二 前年度の業務報告書
- 三 組合の状況調書
- 四 別紙用紙による補助簿からの書抜（試算表の日付現在による）

（第三号）（監査復命書様式）

（表紙）

④ 何々県

何々農業協同組合監査復命書

（背表紙）

監査報告書 番号	第 号	何々県何々農業協同組合
-------------	-----	-------------

(備考)

厚表紙を以て袋綴とし、裏表紙に契印を施すこと。

(二一三〜二二〇ページ参照)

(第四号) (監査報告書様式)

(表紙)

④ 監査報告書

第 号

番号

何々県 何々農業協同組合監査報告書

全国農業協同組合中央会

(第五号) (監査報告書送付様式)

年 月 日

会 長 名

組合長 あて (親展)

本会農業協同組合監査士によって昭和 年 月 日現在を以て実施した貴組合の監査結果に基く監査報告書を別冊の通り送付いたします。

第3章 農協中央会の発足と監査事業

監査報告書 番 号	第	号	昭和	年	月	日
監 査 復 命 書						
全国農業協同組合中央会会長 何 某 殿						
命によって下記の通り監査を実施しましたからその結果を復命いたします。						
農業協同組合監査士 何 某 ㊦						
監査補助者 何 某 ㊦						

第一 監査の要領

一 監 査 組 合	県 郡 村 組 合
二 監 査 基 準 日	昭和 年 月 日
三 監 査 期 間	昭和 年 月 日から 月 日まで 日間
四 監 査 に 立 会 っ た 役 職 員	
五 監 査 に 立 会 っ た 監 査 員	何県農業協同組合中央会 監 査 士 何 某 同 監査補助者 何 某
六 監 査 の 範 囲	

第二 組合の概況

一 組 合 の 成 立 日	昭和 年 月 日
二 地 区	
三 組 合 員 の 状 況	
四 役 職 員 の 状 況	
五 事 業 組 織 状 況	
六 事 務 組 織 状 況	
七 各 種 事 業 状 況	
八 財 務 状 況	

九 会 計 状 況									
十	最近五カ年事業 分量比較	組合 員数	自己 資本	貸出金	貯金定期積金	剰余金	販売品 販売高	購買品 供給高	利用料
	昭和 年度								
	昭和 年度								
	昭和 年度								
	昭和 年度								
	昭和 年度								
十一	主な沿革及び 参考事項								
十二	特記事項								
十三	経営成績の判定	組 織	事 業	財 務	会 計	総 合			
(判 定 の 基 準)									
秀	(4)	完備して いる	よく発達 している	資金が豊 富で資産 内容は堅 実である	会計組織も 整備し事務 は整然とし ている				
優	(3)	逐次完備し つつある	逐次発達し つつある	心配はない	おおむねよ ろしい				
良	(2)	努力すれば よくなるで あろう	努力すれば 発達するで あろう	不十分など ころがある	よくはない が悪質では ない				
可	(1)	まだ不備で ある	まだ不振で ある	資金が乏し く資産内容 もよくない	不整理であ る				
不 可	(0)	甚だ不備で ある	甚だ不振で ある	著しく悪い	紊乱してい る				

記載上の注意 監査の範囲には (1)全部監査か 部監査かの別、又は特定の期間をとらえて監査したものについてはその期間を記載すること。
(2)全部監査において監査から除外した事項があるときは、除外した事由とその事項を、一部監査においては、監査した事項を記載すること。

第3章 農協中央会の発足と監査事業

第三 監査意見 (監査報告書の記載)

(甲) 総評

(記載上の注意)
組織、運営、会計を通じて組合の状況を総括的に批判し、これによって経営成績の概況を把握し得るとともに組合の長所短所を明らかにすること。

(乙) 改善を要する事項

(一)
(二)
(三)
(四)
(五)

(記載上の注意)
組織、運営、会計を通じて改善を要するおのこの事項について、その現状および改善を要する事由を正確に指摘し、かつ改善の方法を述べ、改善の熱意を助長するように記載すること。

第四 監査調書

一 資産、負債、資本および損益状況 (昭和 年 月 日現在)

(監査報告書に添付する参考資料)

(一) 資産

科目	総勘定元帳額	監査金額	差額 (△印は資産減)	説明
計				

(二) 負債および資本

科 目	総勘定元帳 金 額	監査金額	差額 (△印は 負債増)	説 明
負 債 計				
資 本 計				
計				

(三) 損 益

科 目	総勘定元帳 金 額	監査金額	差 額	説 明
損 失 計				
利 益 計				
資産損失合計				
負債資本合計				
利益				

(本表記載上の注意)

1. 科目および総勘定元帳金額は、監査の対象とした総勘定元帳の科目、金額をそのまま記載すること。
2. 監査金額は、監査の結果監査士が正当と認めた金額を記載すること。
監査しなかった科目があるときは、監査金額には総勘定元帳金額を記載し、説明欄にその旨を記載すること。
3. 損益の科目に限っては差額の生じたものを除きその他は一括して記載しても差支えないこと。
4. 説明欄には(1)主要な科目の内訳明細 (2)差額の理由およびその処理 (3)整理を要するもの (4)特殊な科目に対する勘定の性質等監査について明かになった事項を詳細懇切に記載すること。
5. 説明欄の記載例

第3章 農協中央会の発足と監査事業

科 目	総勘定元帳 金 額	監査金額	差 額	説 明
預 金	×××	×××		内訳 系統機関預金 ×××
				系統機関外預金 ×××
有価証券	×××	×××	△××	差額は国債に対する経過利息分 を本科目に計上したものであつ て要償却分
				監査金額内訳
				国 債 円
				地 方 債 円
				何 々 円
				計 円
信用事業 仮 払 金	×××	×××	△××	差額は何某に対する支払である が実質は何々貸付金であるから 当該科目に振替整理を要するも の
				監査金額内訳
				何某に対する何々 円
				何某に対する何々 円
固定資産	×××	×××		内訳
				事業用
				宅地 事務所敷地何坪 円
				建物 事務所 何棟 円
				何々 何 程 円
				小 計 円
				非事業用
				何（担保流込）何程 円
				何 何程 円
				小 計 円
何貸付金	×××	×××	△××	差額は回収不能見込のもので償 却を要するもの その内訳次の とおり
				何 某 円
				何 某 円
				固定著しく回収整理を要するも の
				何 某 円
				何 某 円
				計 円

				総会議決の貸付最高限度額を超過したもので整理を要するもの
				何 某 円
				何 某 円
			××	差額は信用事業仮払金からの振替額
貯 金	×××	×××		帳簿突合の結果, 計数突合表のと おりの不突合があるが誤謬によるものと認める
購 買 品 未 払 金	×××	×××	△××	差額は購連からの何々買掛代金の未計上分であって購買品受入高と振替計上を要するもの
購 買 品 受 入 高	×××	×××	××	差額は購買品未払金と振替計上分 購買損益見込はつぎのとおり
				前年度繰越 円
				本年度受入 円
				現品在庫 円
				差引供給原価 円
				本年度供給 円
				差引利益(損失)見込 円

二 計数突合表 (監査報告書に添付する参考資料)

突 合 科 目	総勘定元帳額	補 助 簿 額	差 額	摘 要
何 貯 金	×××	×××	××	補助簿額大
何 貯 金	×××	×××	—	
何 貯 金	×××	×××	××	補助簿額少
貯 金 計	×××	×××	××	補助簿額大
何 貸 付 金	×××	×××	—	
何 貸 付 金	×××	×××	—	
貸 付 金 計	×××	×××	—	
何 々	×××	×××	—	

第3章 農協中央会の発足と監査事業

三 各種比率表（監査報告書に添付する参考資料）

	比率名	計 算 基 礎	比率	備 考
流動性および活動指標	流動比率	流動資産 千円 流動負債 千円	$\times 100 =$	当座比率(100%)に流動負債に対する棚卸資産の割合を加えた比率以上が望ましい
	当座比率	当座資産 千円 流動負債 千円	$\times 100 =$	100%以上が望ましい
	購買品率	購買品供給原価 千円 購買品平均在庫高 千円	$\times 100 =$	高率ほど望ましい
	購買受取勘定回転率	購買品掛供給高 千円 購買未収金平均残高 千円	$\times 100 =$	なるべく短期間内の回収が望ましい
	購買支払勘定回転率	購買品掛受入高 千円 購買未払金平均残高 千円	$\times 100 =$	決済期間内に支払われているか
安全性指標	固定比率(政令2条)	自己資本 + 出資予約貯金 千円 固定資産(除固定資産取得借入金) 千円	$\times 100 =$	140%以上でなければならない
		自己資本 + 出資予約貯金 千円 固定資産(除取得借入金) + 系統出資 千円	$\times 100 =$	100%以上でなければならない
	信用事業内部流通比率(貯金(経済事業への)運用比率(政令4条))	信用事業より他事業への運用額 千円 貯金(除出資) $\times \frac{20}{100}$ + 出資予約貯金 千円	$\times 100 =$	100%以下でなければならない
	支払準備比率(政令5条)	預金 千円 要求払貯金 $\times \frac{20}{100}$ + 定期的貯金 $\times \frac{10}{100}$ 千円	$\times 100 =$	100%以上でなければならない
	総支払準備比率	現金 + 当座預金 千円 当座預金 千円	$\times 100 =$	支払準備にことかかぬ比率がなければならない
奉仕	貯金貸出比	貸出金(除転貸) 千円 貯金総額 千円	$\times 100 =$	支払準備にことかかずに適当に貸出されているか
	手数料率(粗利益率)	購	手数料(又は供給総利益) 千円 生産資材供給高 千円	$\times 100 =$
買		手数料(又は供給総利益) 千円 生活資材供給高 千円	$\times 100 =$	

性 指	標	販	$\frac{\text{手 数 料 千 円}}{\text{米 表 取 扱 高 千 円}} \times 100 =$	すぎないか (又は低すぎ ないか)
		売	$\frac{\text{手数料 (又は供給総利益) 千円}}{\text{その 他 の 販 売 取 扱 高 千 円}} \times 100 =$	
組合利用率	組合利用率	信	$\frac{\text{組 合 の 貯 金 残 高 千 円}}{\text{組 合 員 の 総 貯 金 額 (推 計) 千 円}} \times 100 =$	組合員は組合 を利用し組合 はその機能を 良く果してい るか
		用	$\frac{\text{組 合 の 貸 出 金 残 高 千 円}}{\text{組 合 員 の 総 借 入 高 (推 計) 千 円}} \times 100 =$	
		購	$\frac{\text{組 合 取 扱 高 千 円}}{\text{組 合 員 の 生 産 資 材 購 入 高 (推 計) 千 円}} \times 100 =$	
		買	$\frac{\text{組 合 取 扱 高 千 円}}{\text{組 合 員 の 生 活 資 材 購 入 高 (推 計) 千 円}} \times 100 =$	
		販	$\frac{\text{組 合 取 扱 高 千 円}}{\text{組 合 員 の 総 販 売 高 (推 計) 千 円}} \times 100 =$	

四 試 算 表 (貸借対照表および損益計算書)

(監査の対象として用いたものをそのまま添付すること)

五 各種調査資料 (計数突合のために作成した書抜集計表, 各種の計算書類

および関係書類一切を整理して添付すること)

第3章 農協中央会の発足と監査事業

(第四号) 監査報告書用紙 (内容)

昭和 年 月 日作成
監 査 報 告 書

一 監査の要領

(1) 監査に従事した職員	農業協同組合監査士	何	某
	監査補助者	何	某
(2) 監査に立会った県中央会の職員	職 名	何	某
(3) 監査立会役員	組合長理事	何	某
	専務理事	何	某
	監 事	何	某
(4) 監査基準日	昭和 年 月 日		
(5) 監査期間	昭和 年 月 日から何日まで何日間		
(6) 監査の範囲			

二 監査意見

(甲) 総 評
(乙) 改善を要する事項
(一)
(二)
(三)
(四)
(五)

三 参 考 資 料

(一) 資産、負債、資本および損益状況表
(二) 計数突合表
(三) 各種比率表

(作成上の注意)

監査報告書は第一行目の「作成年月日」を除き、すべて監査復命書によって作成するものとする。

四、全国一斉自己監査の実施と指導

全国農協一斉自己監査は、当初監事協議会の事業の一つとして、全指連の指導のもとに二六年一月を期して全国一斉に展開されたが、農協設立三年にして初めて実施されたものであるだけに、多大の反響を呼び、京都府ほか一七府県に於て実施されたのが始まりで、爾来毎年行われているが、翌年から九月末を基準日とし、一〇月一ヵ月間を自己監査一斉実施期間として実施してきたものである。

何故一斉監査かというと、前年の二五年一月から二月まで、監事またはその他の機関による監査実施状況を調べたところ、報告のあつた七県四六八組合について見ると、次の通りであつた。(1) 監事の監査 九五五回、(2) 指導連等の監査 二七〇回、(3) 行政庁の検査 一九八回、(4) 公認会計士或いは計理士の監査 八回で、報告のあつた組合からは年二回平均実施していることが分つたが、全体的に監事の監査に対する意識の昂揚を図ることが必要であると考えられたからである。

農林省でも二六年一月三十一日には農林省令第三号により、農林省組織規程の一部を改正する省令が公布され、農業協同組合部に新たに「組合検査課」が設置され、農協の検査に関する事務をつかさどることとなった。

初代課長は平木桂氏で、課長以下三〇名の陣容であった。

こうして始まった一斉監査は、全国農協中央会が二九年一月に設立され、一月一日より業務が開始されるにしたがい、全国中央会に移管され、全国監事協議会は中央会が行う一斉監査に協力し、これが推進を図ることにしたのである。

そして全国中央会は、年二回、上半期と下半期に行うこととし、監査事業の柱の一つにとりあげたのである。

いま、全国中央会が最初に行った二九年度末を基準日とする「農協全国一斉自己監査実施要綱」を掲げると、次の通りである。

農協全国一斉自己監査実施要綱

一、基本方針

農業協同組合における自己監査の振否は、組合の健全な発達を図る上に極めて重大な関係を有すること
は論を俟たないところである、依つて、農協中央会は監事の監査の普及徹底を図るため、全国一斉に自己
監査を行うこととして強力にこれが実行を期するとともに、併せて全組合の実態を把握して組合指導の資
に供せんとするものである。

二、対象

全国の農業協同組合及び同連合会を対象とする。

(一) 農業協同組合 三五、二二九組合

信用事業を行う一般組合 一二、九八四組合

信用事業を行わない組合 二二、二四五組合

内 出資組合 五、六二九組合

非出資組合 一六、六一六組合

(二) 農業協同組合連合会 一、二二六連合会

合計 三六、四四五組合 (昭和二十九年九月末現在による)

三、時期

(一) 監事に対する監査指導期間

昭和三十年二月～三月 二カ月間

(二) 農業協同組合全国一斉自己監査月間

昭和三十年四月一日～三十日 一カ月間

(三) 監査基準日

昭和二十九事業年度末(三月三十一日)とする。

四、監査目標

本年度の全国一斉自己監査はその重点を財務内容の精査、損益計算の正確性におき、特に減価償却、各種債権に対する引当金の計上及び在庫品の適正評価等に置く。

五、処理要領

(一) 昭和二十九年度農業協同組合全国一斉自己監査書用紙「複写式」は、全国中央会から都道府県中央会を通じて各組合に配布する。

監事は右の監査書用紙に記載された事項に基いて監査を実施する。

連合会は右に準じて監査を実施する。

(二) 監事は監査実施後、その結果を「監査書」(複写式)に記入し理事に提出する。

組合は監事より提出された監査書の写一部を五月十日迄に都道府県中央会に提出する。

(三) 都道府県中央会は右の監査書を取りまとめ、別に定める様式により「昭和二十九年度農業協同組合

全国一斉自己監査実績報告書」を作成して六月十日迄に全国中央会に提出する。

(四) 監査書及び監査書の写は特に慎重に取扱うよう厳に留意するものとする。

六、推進方策

(一) 全国中央会の行うべきこと

(1) 農林省及び各全国機関との連絡を密にし、全国一斉自己監査の推進に協力を求める。
特に信用事業を行わない出資組合及び非出資組合についてはそれぞれの連合会に協力を求めるものとする。

(2) 各種機関紙を通じ、自己監査の必要性及び全国一斉自己監査月間を制定した趣旨の普及徹底に努める。

(3) 都道府県中央会で行う監査講習会、監査研究会等に極力係員を派遣し、監事の指導に協力する。
(4) 全国中央会は二月中に信用事業を行う一般組合、信用事業を行わない組合別の監査書用紙を印刷し、都道府県中央会に配布する。

連合会の監査書は信用事業を行う一般組合のものに準ずる。

(イ) 昭和二十九年年度農業協同組合全国一斉自己監査書（一号様式）：信用事業を行う一般組合用。
(ロ) 昭和二十九年年度農業協同組合全国一斉自己監査書（二号様式）：信用事業を行わない組合用。
(5) 全国中央会は都道府県中央会から提出された「全国一斉自己監査実績報告書」をとりまとめ、組合の指導対策資料として配布する。

(二) 都道府県中央会の行うべきこと

(1) 都道府県及び連合会と連絡を密にし、監事の指導並びに一斉自己監査の推進に協力を求める。特に信用事業を行わない出資組合及び非出資組合についてはそれぞれの連合会に協力を求めるものと

する。

(2) 府県の実情に応じ監査講習会又は研究会の開催等一斉自己監査実施計画の具体的方法を定め、これが推進に努める。

(3) 都道府県及び連合会と協力し、自己監査の実地指導を行う。

(4) 都道府県中央会は各組合より提出された監査書(写)を組合の指導対策資料として活用する。

(三) 組合において行うべきこと

(1) 監事は監事会を開催し、この要綱に基いて監査実施計画を定め、理事に必要な資料の提出を求める。

(2) 理事は監事の要請に応ずるため理事会の開催、監査資料の作成等万全の協力をするものとする。

(3) 監事は監査実施計画に基づき、監査実施月間内に監査を実施する。

(4) 監事は監査実施後、監査簿に所要事項を記載し、監査書を理事に提出する。

組合は監事より提出された監査書の写一部を五月十日迄に都道府県中央会に提出する。

(5) 理事は監事より提出された監査書に基いてその改善に努める。

以上の要綱に基づき、昭和二九年度末を基準日として実施した結果、広島県を除く各都道府県がこれを実施した。

実施組合数は次の通りであった。

信用事業を行う一般組合 八、二五九組合（六七・六％）

信用事業を行わない組合 五、九四七組合（三二・七％）

次いで、三〇年度上半期末（九月三〇日）を基準日として実施した一斉監査の実施状況は次の通りで、全都道府県がこれを実施した。

実施組合数は次の通りであった。

信用事業を行う一般組合 八、三一―組合（六六・〇％）

（信用事業を行わない組合 七六四組合は独自に実施）

連合会 二二三連合会（二九・八％）

全国一斉自己監査の実施にあたって、その趣旨、実施方法等について、監事に対する講習会の開催、打合会の開催、指導用印刷物の配布、実施にあたっての現地指導など、都道府県中央会においては、極力これが指導、推進に努めてきたのであるが、これらの状況及び監査報告書の取りまとめ、集計等に要した日数並びに従事した人員の状況は、次の通りであった。

(1) 講習会、打合会等の開催

開催回数 一、〇四二回

出席延人員 五四、三二八人

開催した都道府県中央会数 四五

(2) 指導用印刷物の配布

配布した印刷物の種類 一一〇種

部 数 一二三、六〇四部

配布した都道府県中央会数 四五

この印刷物は、全国中央会が作成した「自己監査の手引」「自己監査の手ほどき」「自己監査必携」の外、都道府県中央会独自に作成配布した印刷物もあり、多種に上ったものがある。

また、三一年四月一日から「自己監査指導員設置要領」を制定し、「自己監査指導員」を設置し、自己監査の指導に当らしめた。これには一県当り一〇万二千円の指導旅費が国からの補助金として交付されていた。

自己監査指導員設置要領

全国農業協同組合中央会

一、目的

全国農業協同組合中央会は、組合の健全な発達を図るための全国一斉自己監査指導を実施しているが、更にこれが普及徹底を図り、自己監査指導の完璧を期するため「自己監査指導員」を設置する。

二、対象

自己監査指導員は、左の者のうちより全国農業協同組合中央会会長が採用又は委嘱する。

- 1、全国農業協同組合中央会の職員
- 2、農業協同組合に関する全国機関の職員
- 3、都道府県農業協同組合中央会の職員又は都道府県農業協同組合連合会の職員
- 4、学識経験者

三、資格

自己監査指導員は左のいずれかに該当するものとする。

- 1、農業協同組合監査士資格試験合格者……（第一号資格者）
- 2、農業協同組合監査士選任資格認定規程により認定を受けた者……（第二号資格者）
- 3、左の各号の何れかに該当する者であつて、別表の団体に於て通算三年以上監査に関する職歴を有する者……（第三号資格者）

- (イ) 旧大学令による大学卒業者
 - (ロ) 学校教育法による大学卒業者
 - (ハ) 旧高等学校令による高等学校卒業者
 - (ニ) 旧専門学校令による専門学校卒業者
- 4、左の各号の何れかに該当する者であつて、別表の団体に於て通算五年以上監査に関する職歴を有する者……(第四号資格者)
- (イ) 都道府県立農業協同組合講習所修了者
 - (ロ) 旧中等学校令による中等学校卒業者
 - (ハ) 学校教育法による高等学校卒業者
- 5、1乃至4以外の者で、別表の団体に於て十八歳以後の監査に関する職歴が通算七年以上の者……(第五号資格者)
- 6、都道府県農業協同組合中央会会長が、1乃至5と同等又はそれ以上の能力あり、且つ自己監査指導員の適格者として推薦し、全国農業協同組合中央会会長が認定した者……(第六号資格者)
- 7、全国農業協同組合中央会会長が1乃至5と同等又はそれ以上の能力を有し、且つ自己監査指導員の適任者と認めたる者……(第七号資格者)

四、任 務

- 1、全国一斉自己監査の趣旨の普及徹底

- 2、全国農業協同組合中央会が全国一斉自己監査に関して企画立案した諸施策の具体的実施推進
- 3、都道府県農業協同組合中央会の行う全国一斉自己監査に関する業務の指導及び単位農業協同組合の監事に対する指導並びに監事の資質向上に関する教育
- 4、単位農業協同組合の監事が行う監査への立会及び実地指導
- 五、本要領は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(別 表)

- 1、農業協同組合
- 2、農業協同組合連合会
- 3、農業協同組合中央会
- 4、農林中央金庫
- 5、前各号に掲げる者以外で、全国農業協同組合中央会会長が適当と認めた団体
自己監査指導員推薦状……(略)

これによって各県中央会二名ずつの「自己監査指導員」が設置されたが、その内訳は一号資格者三七名、二号三八名、三号二名、四号九名、五号二名、六号四名の計九二名であった。

このようにして全国一斉自己監査は、その後その対象を信用事業を行う一般組合と連合会にする外、「監査目標」を「監査重点目標」とするなど、その時点に於ける重点目標を掲げて、

年二回、上半期並びに下半期に実施してきた。また、自己監査指導員及び監事のために、毎年「全国一斉自己監査の手引」を作成配布するほか、三十二年一月には「自己監査指導員ノート」を作成配布した。これは三十二年一二月に大蔵省企業会計審議会から中間報告として公布された「監査基準」「監査実施準則」及び「監査報告準則」なども掲載したもので、都道府県中央会の監査士並びに監査担当職員からは、大変好評を得たものである。

なお、三〇年度までは全国監事協議会が協力して、事務を行ってきたが、三〇年度下期から、一斉監査の事務は監査部で行い、萩生田喜作氏が担当した。萩生田氏は三三年二月二〇日教育課に転出するまで、毎年度「全国一斉自己監査実績報告書」の取りまとめを行い、組合指導の資に貢献したのである。

五、農業協同組合の表彰と監査

全国中央会になって、成績優良なる農業協同組合の表彰は三〇年三月三十一日、農林中金大会議室に於て第一回通常総会終了後、優良農協、資金増成優良農協、出資増加優良農協の合同表彰

式が行われたのを嚆矢とするが、全指連当時、監査部が産業組合当時行われていた恩賜財産を基金として優良農協の表彰を提唱、これによって監査部も表彰候補組合の実地監査を行うことにより、監査機能の維持が図られるというところで、二七年度当初より、表彰規程、審査基準を定め、審査委員会に於てこれを決定、一〇月一五日三重県宇治山田市の厚生小学校講堂で開催された第一回全国農協大会の席上、秋田県千屋村農協、静岡県庵原村農協、石川県蔵山村農協、京都府旭村農協、兵庫県黒田庄村農協、奈良県田原村農協、広島県鹿川町農協、福岡県可也村農協の八組合が優良農協として表彰されたのが戦後第一回の表彰なのである。なおこのときは二六年度の出資増加優良組合として、北海道芽室町農協外九組合が農林大臣から賞を受けている。

第二回は、二八年一二月三日東京の神宮外苑、日本青年会館で開催された第二回全国農協大会の席上、北海道妹背牛町農協、宮城県志波姫村農協、秋田県沼館町農協、山形県泉村農協、富山県城端町北野農協、石川県館畑村農協、大阪府岸和田市南掃守農協、山口県佐々並村農協、愛媛県松柏村農協の九組合が表彰された。

第三回の二九年度の表彰が全国中央会になって初の表彰となるわけで、この年も六月二五日

から審査基準の打合せや、八月六日には審査委員会で実地監査組合を選定し、下旬から表彰候補組合の監査を行ってきたが、一二月一日より全国中央会となるに従い、表彰規程、審査委員会規程なども、全指連当時定められたものながら、改めて全国中央会の規程として、二九年一二月一日よりこれを実施することとしたのである。そして、明けて三〇年三月に至り、四日、九日に事務局と内部の打合せをなし、一〇日、二二日の両日審査委員会を開き、北海道中富良野村農協、秋田県植田村農協、福井県下庄農協、愛知県長瀬農協、兵庫県加古農協、香川県笠田村農協、宮崎県妻町農協の七組合を決定、三月三十一日開催の第一回通常総会後の表彰式で、晴れて全国中央会の栄えある表彰となったのである。

爾来、この表彰は毎年行われ現在に至っている。そしてこの間、昭和三二年一月七日、神田の共立講堂で開催された第五回全国農協大会において、二七年に宇治山田市に於て開催した大会で第一回表彰が行われて以来五年を経過したので、表彰規程第六条により、初の特別表彰を行うことになり、秋田県千屋村農協と石川県蔵山村農協が、事業経営宜しきを得、その成績特に顕著であるとして表彰された。

農業協同組合表彰規程

全国農業協同組合中央会

第一条 本会は、協同組合の普及発達のために下賜された恩賜財産を基金として成績優良なる農業協同組合（同連合会を含む。）並に農業協同組合に功労のあったものを表彰する。

第二条 表彰する農業協同組合は左の各号に該当するものでなければならぬ。

- 一 組合の組織が確立し民主的な運営がなされていること
- 二 組合の事業が組合員の経済の発達に効果をもたらしていること
- 三 事業の範囲が適当で事業分量が相当にあり、なお事業が適当に進展しつつあること
- 四 系統機関の利用率が適当であること
- 五 組合の財務が健全であり収支の状態が正常であること
- 六 組合の行為が法令定款に違背していないこと
- 七 会計その他の事務整理が良好であること

第三条 表彰する農業協同組合の功労者は左の各号の一に該当するものでなければならぬ。

一 農業協同組合の発達に功労のあったもの

二 現に農業協同組合の役員にして多年農業団体の発達に功労のあったもの

第四条 表彰する農業協同組合並に功労者は都道府県農業協同組合中央会会長（又はこれに準ずる団体長）又は農業協同組合中央機関の長より推薦のあったものについて別に定める審査委員会に諮って本会

会長之を決定する。

第五条 表彰は全国農業協同組合大会又は会長が適当と認めるときにこれを行う。

第六条 前条の組合が表彰を受けてから五年以上を経過してその成績が特に優秀な組合又は功労者については本会会長はこれを特別に表彰することができる。

附 則

この規程は、昭和二十九年十二月一日よりこれを実施する。

六、組合の監査（実地監査）

1、農協中央会の監査

中央会が設立されて、その行う事業に「組合の監査」がとりあげられたが、実地監査は表彰候補組合または既表彰組合を対象として実地監査を行うことと、特定組合を対象として経営診断を行うに過ぎなかった。それと監事協議会から引継いだ全国一斉自己監査の実施と再建整備の指導であつた。

監査を行うには監査士が必要であり、その養成のため監査士資格試験規程や選任資格試験規程、監査士監査細則の準備や、実施に費されることが多かったせいである。

全中監査部が発足して、初めての都道府県中央会監査関係部課長会議は、三〇年三月一日、二日の両日農林中金大会議室で行われたが、第一日の議題(一)農協中央会監査事業に関する件、にしても、(1)中央会監査事業の在り方について、(2)都道府県中央会監査事業について、(3)農協監査士の資格について、(4)監査士監査細則について、(二)全国一斉自己監査実施に関する件で、第二日は(三)事業連整備促進に関する件、(四)再建整備に関する件、(五)決算及び税務に関する件、(六)経理改善に関する件、(七)都道府県中央会提出議題、(八)その他連絡事項(表彰組合関係)等であった。

このうち(1)中央会監査事業の在り方については、全国中央会の昭和三〇年度監査事業計画案が示され、その第一に掲げられた「監査士の設置による実地監査」については、監査職員の設置として監査士四人、監査士補助六人、監査実施予定組合数、県連合会二〇、単協四〇とし、県連合会は整備促進指定連合会を対象とし、単協は都道府県中央会の監査事業の強化指導を眼目とする、というものであったが、この時点では全中には監査士は一人もおらなかったのである。

監査士が設置されたのは、同年九月一日、本山悌吉氏が農林省より迎えられ成田健次氏とともに監査士に任命されたのが初めである。そして二月一日機構改革により監査部は監査課と監査指導課の二課となり、栗本監査部長の下に本山監査士が次長兼監査指導課長、成田監査士は監査課長を命ぜられ、人員も少しずつ増えたが、監査士が増員されたのはその二年後で、三年二月一日飯島豊氏と甲斐武至氏が任命されたことで、監査士が四人になったのである。したがって、三一年三月二三、四日の両日衆議院第一議員会館会議室で開催の都道府県中央会監査部課長会議における三一年度の事業計画にしても、表彰候補組合または既表彰組合を対象として実地監査を行う、であり、また、特定組合を対象として経営診断を行うにあつた。このとき示された農協中央会の監査は、中央会の存立目的及び性格に鑑み、次の方針によるものとする、とされていた。

一、中央会の監査は、組合の実態検討を基礎として、農協に対する個別的指導の実を挙げ、もつて農協の健全な発達を図ることを本旨とする。

二、監査は、組合の組織、運営、会計等経営全般を対象として合理性、合目的性、合法性の視角からこれを検討するが、合理性、合目的性の鑑別を第一義とすること。

- 三、部分監査は止むを得ない場合に限り行い、原則としては精密監査を行うものとする。
 - 四、監査を機会に、監事の現地指導を行い、その機能發揮に努めること。
 - 五、昭和三一年度に於ては、特に次の点に重点をおき監査を行うものとする。
 - 1、組合員の営農及び生計を土台とする事業計画の内容検討と、計画と実績との差異分析（特に賦課金の徴収状況とその使途の適正化）
 - 2、信用事業については、資金の有効需要と預金者保護の状況の検討
 - 3、農産物の系統利用率と農業倉庫の整備状況の吟味
 - 六、行政庁と常に緊密な連繫を保ち、特に整備特別措置法の規定による対象組合指定のための行政庁検査には、積極的に協力するものとする。
 - 七、別に示す経営診断法によって、集団診断を行い合目的性からの遊離、合理性の欠如を経営当事者に認識せしめ、早期にその改善刷新を図らしめること。
- この頃は、中央会の監査士による監査も、一部府県を除いては専任監査士も少なく、監査の事後指導なども充分でなかった。一方行政庁の常例検査もせいぜい二年に一回程度行われているのはいい方で、検査による改善指示事項についての事後指導も殆んど行われていない状況で

あつたし、常例検査と自治監査の調整も問題として取り上げられていたのである。常例検査とは農協法第九四条第四項の「行政庁は信用事業又は共済事業を行う組合若しくは県連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ」と定められていることにより農林省、都道府県が行っている検査をいうのである。監査というのは「組合経営に関して作成された会計記録が適正であるか、一般に認められたる会計原則に準拠しているか否かを、記録作成者以外の第三者が行う手続」である。

農協中央会は組合が組合の健全な発達を図るため、自主的に設立した指導団体であるが、この中央会に監査機能を与え、その機能をもって組織者たる組合を監査する建前であるから、中央会の監査を自治監査というのである。行政庁の検査は本来、合法性の検査であり、組合の違法行為の防止という監督のための検査であるが、実際はそれを超えて、組合の健全な発展のために積極的検査が行われている。

そこで調整ということが問題になったのである。常例検査と自治監査とは、その性格が根本的に相違しているが、何れも組合の健全な発達を目的として行われるもので、その手段、内容に大きな差異はないはずであるから、その立場を相互に理解し、相提携して検査、監査を実施

すれば、組合の期待にそえるものと確信するというのが、われわれの考えであつた。このため行政庁と中央会とが常時有機的に連繫を保持し、両々相俟つてその成果を充分に挙げるべく努力したのである。

また、全国中央会と府県中央会の監査対象の分野についても議論があつた。われわれ全国中央会の監査士は、農協法の定めるところによつて組合の監査を行う（農協法第七三条の九、第一項第二号）ことになつてゐるが、ここにならば組合とは、単協というよりもむしろ県連合会ないし全国連合会をさしていると解してゐる。いふなれば監査の能率という点から見ても単協の監査は府県中央会の監査士がこれを行い、県連合会ないし全国連合会は全国中央会の監査士が行うべきであるというものである。ところが連合会監査を行うに足る陣容の整備がなされていなかったのである。監査士が増員されて四名になつたのは、前述の通り、三二年一二月のことであつた。

2、農協連合会の監査

全中監査部が連合会の実地監査を行ったのは、三三年二月一七日から二四日まで、滋賀県信

連を監査したのを嚆矢とする。

それ以前にも、整備促進連合会の指定の対象となり得るかについて、成田監査士が秋田県経済連や、北海道厚生連を監査した例はあるが、それは整備の要請する事業体制が、果して約束どおり履行されているか、国の補助金交付の対象として、正しい決算がなされているかどうかを見定めるためのものであった。これに対し、滋賀県信連の監査は、名実共に全中監査部の今後に影響を及ぼすものとして、緊張して監査に臨んだものである。

全中からは本山部長を班長として成田課長、飯島、甲斐の四監査士に監査士補助として鈴木幹男氏が同行した。地元滋賀県中よりは参事向井和彦氏（認定資格者）、澤恒一氏（試験合格者）、監査士大岩幸夫氏、同小山三男氏、渡辺氏の五名が協力してくれたし、滋賀県庁からは石渕農協課長が立会してくれた。

監査は二月一〇日を基準日とし、三二年四月一日から基準日までの範囲で一七日から一九日迄本所を、二〇日、二一日を一五支所一出張所のうち一〇支所と傘下の一〇農協を手分けして監査し、二二日再び支所との関連で本所を監査し、二三日の日曜日は取りまとめで終日を潰した。そして翌二四日月曜日、午前一〇時から役員会を招集して貰い、本山班長から講評を行

い、午後は幹部職員の参集を求め、改善事項について注意を促した。こうして連合会監査の第一号は終わったのである。分担表は次の通りである。

滋賀県信連監査分担表 () は県中職員

本所	支所	単協
総括 本山 (成田 大岩 小山)	野洲、深川、 本山 (渡辺)	中洲、油月、 本山 (渡辺)
金庫 成田 (大岩 小山)	彦根、能登川、 成田 (小山)	能登川、建部、 成田 (小山)
有価証券 甲斐 (渡辺)	長浜、虎姫、 甲斐 (大岩)	坂田、竹生、 甲斐 (大岩)
受取手形 甲斐 (渡辺)	堅田、安曇川、 飯島 (和田 平野)	安曇川、鰯、 飯島 (和田 平野)
貯金 飯島 (大岩)	八日市、愛知川、 鈴木 (澤)	愛知川、南青柳、 鈴木 (澤)
現金 鈴木 (小山)		
現資産 鈴木 (小山)		

次いで第二号は、三三年六月一二日から一九日まで八日間、茨城県信連の实地監査を行った。この時は成田課長を班長とし、飯島、甲斐の両監査士と監査士補助として、鈴木幹男、松本登

久男の五名で、本山部長は最終日の講評に立会った。地元県中央会からは監査士竹下栄昌氏、同国井守正氏、同細谷豊氏、同小野博己氏、監査士資格者小林一男氏、沼田浩氏の協力を得て、本所は一二日から一四日まで三日間、一五日の日曜は取りまとめに費し、一六日から一八日まで一三支所五分所一支部のうち、九支所、一分所、一支部と傘下の一一単協を信連との取引関係から手分けして監査した。一八日の午後は取りまとめを行い、翌一九日午前一〇時より細田会長、小栗専務理事、坂入代表監事外理事四名、監事二名計九名の役員が出席したところで成田班長から講評を行い、午後一時から職員に対し改善事項などについて講評を行った。監査事務の分担は次の通りである。

茨城県信連監査分担表 () は県中職員

本所	支所	単協
総括(定款・諸規程、人事管理、予算統制、計画と実績、役員会、総会、登記関係) 成田(竹下)	水戸、太田、成田 大宮(沼田)	金郷、管谷、成田 (沼田)

金庫管理	甲斐	鉾田	鹿島、玉川、甲斐
決算	(小野)	(小林)	(小林)
仮払			
損益関係			
受取手形	飯島	土浦、江戸崎、飯島	勝田、木原、飯島
貯金	(沼田)	(細谷)	(細谷)
有価証券			
預金			
借入金	鈴木	下館、鈴木	結城、境、鈴木
貸付	(小林)	(小野)	(小野)
公庫受託金			
現金	松本	水海道、境、松本	岩井、谷田部、松本
固定資産	(細谷)	(国井)	(国井)
その他			伊奈

※鹿島分所，石岡支所を含む

このとき地元中央会の監査士として協力していただいた国井守正監査士を、六月末全中監査士として迎えることができた。同時に兵庫県中央会小林勉監査部長も、全中監査士として迎えられる、監査士は六名と充実したのである。

第三号は、この年八月二十七日から九月三日まで三重県信連の实地監査を行った。この時は監査部から成田課長を班長とし、国井、甲斐の両監査士に鈴木監査士補助が同行した。地元中央会からは監査部長・監査士加藤昌夫氏、監査士澤英一郎氏、同小森三郎氏、同伊藤光雄氏、同

東出昭三氏の協力を得て、二七日は中央会と監査事務の打合せ、二八日から三〇日まで本所の監査を、三一日の日曜日は整理日として本所のまとめを、九月一日、二日の両日を手分けして一四支所のうち左記分担表の通り伊勢、松阪、四日市、桑名、上野、名張、熊野、尾鷲の八支所を監査した。そして二日夜宿舎で取りまとめを行い、翌三日の講評に備えた。午前一〇時、役員会にて講評、午後二時から職員に対して講評を行い終了した。

三重県信連監査分担表 () は県中職員

本所	支所
総括(定款、諸規程、組織) 会員、総会、役員会、人事管理、決算、損益) (成田 加藤) 貸付金、借入金、割引、受取手形、証書、担保管理、公庫受託関係、債務保証、利息計算 (国井 東出) 金庫管理、現金、預金、有価証券、本支所勘定、小切手管理、仮勘定、固定資産、経営比率外 (甲斐 小森) 貯金残高、同内容、同利息計算 (鈴木 伊藤)	伊勢 成田 (澤) 松阪 成田 (東出) 四日市 国井 (東出) 桑名 国井 (澤) 上野 甲斐 (加藤) 名張 甲斐 (小森) 熊野 鈴木 (伊藤) 尾鷲 鈴木 (伊藤) 支所 鈴木 (伊藤) 松本

3、その他の監査

社団法人家の光協会の監査は、全指連当時も行っていたが、全中になっても毎年、三〇年は五月一、一二の両日、三一年は五月七、八の両日、三二年は五月八日から一〇日まで、三三年は五月九、一〇の両日成田監査課長が監査を行っている。

また、三一年三月一六日から一八日まで三日間、委託を受けて成田監査課長が福島県耶麻郡長瀬農業協同組合の実地監査を行っている。

第四章 中央会監査事業の展開

一、監査体制整備強化のとりくみ

中央会監査制度の発足にあたり、全国中央会が主として連合会を、都道府県中央会が単位農協を監査対象とする、という機能分担がなされ、以後現在にいたるまで、一部県中央会において県連合会の監査を実施している例もみられるが、原則としてこの分担により監査が行われている。都道府県中央会の単協監査は、昭和三〇年からスタートし、三七都道府県中央会が一、二五七組合を実施しているが、その後、中央会の監査体制が整備されるにつれて、その実績は一段と充実し、三三年度からは全国の都道府県中央会が組合の監査を実施するにいたった。総合農協に対する中央会の監査実施率は、昭和三〇年度一〇・二%から漸次上昇を続け、一〇年後の四〇年度には二八・七%となったが、その後は三〇%弱の水準で横ばいの状況となっている。

中央会監査に於ける監査実施率の停滞は、中央会監査に強制力がなく、毎事業年度の監査実施計画を組むにあたって、監査の対象とする組合の意見を聞かなければならない、という制度

上の制約もあるが、そのことよりもむしろ、中央会監査の体制整備の遅れによることが要因となっていた。すなわち、中央会の監査士数は、監査制度が発足をみた昭和三〇年三月、監査士選任資格者第一号（小林勉氏）が誕生していきなり増加を続け、三五年には四三六人、監査に従事した監査士も三六三人と大幅に増員しているが、それ以降、監査従事監査士数はほとんど増加しておらず、三八年以降はむしろ減少傾向となっていた。

1、中央会監査事業強化充実三カ年計画

このような状況に鑑み、全国中央会は監事監査、内部監査とあわせ、中央会監査体制の強化充実をはかるため、その必要性、強化充実の目標、制度及び所要経費調達をめぐる問題点について、都道府県中央会担当部課長と踏み込んだ協議を重ねて実施した。そしてそれらの検討結果をふまえて四二年五月、全中理事会は「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会に於ける監査体制の強化充実について」を決定した。その内容は、以下の通りである。

農協・連合会および中央会における監査体制の強化充実について

(一) 趣旨

一般産業経済のめざましい発展により農業の生産流通面をはじめ、組合をめぐる情勢は激変している。

このような情勢に対処して、組合は組合員の経済的社会的地位の向上をはかるため、合併により組織規模を拡大し、あるいは長期計画の樹立実行など積極的な経営活動を展開しつつあるが、組合の使命を達成するために十分な経営を行うまでに至っていない組合が多い。

さらにごく一部の組合に過ぎないが、役職員の不正・不当行為により組合の財産に損害をおよぼしている事例もあとを絶たず、農協組織全体に対する社会的信用の低下を招くおそれもある状況である。

このさい、組合においては、自ら経営管理体制、とくに内部けん制組織、内部監査体制を確立してその機能の発揮に努めるとともに、組合の監事による監査をさらに充実すべきであり、農協中央会においては、組合の組織、事業および経営の指導を強化するとともに、組合に対し質・量ともに充実した監査を実施し、組合の健全な発達をはかり、併せて不正・不当事件の絶滅を期すべきである。

現在監事監査、内部監査および農協中央会監査は以上のような機能を十分に果し得る体制でないで、速やかにこれが強化充実をはかる必要がある。

(二) 監査体制の強化充実について系統各農協において実施する事項

① 農業協同組合および連合会

ア、農業協同組合および連合会はその規模に応じた内部けん制組織を確立し、その機能の発揮に努める。

イ、農業協同組合および連合会の監事は、監査能力の向上に努め、適切な監査を励行する。

ウ、大規模農協および連合会においては、内部監査担当部署を確立し、その機能が発揮されるよう努める。

② 都道府県農業協同組合中央会

ア、農業協同組合および連合会において内部けん制組織が確立し、その機能が発揮されるよう指導する。

イ、農業協同組合および連合会の監事に適任者が選出されるよう、組合員および会員に対し指導するとともに、監事の監査能力の向上をはかり、適正な監査を実施するよう教育指導する。

ウ、大規模農協および連合会において、内部監査担当部署が確立し、その機能が発揮されるよう指導する。

エ、(三)「農協中央会における監査従事者充実計画」に基づき、農業協同組合監査士および監査補助者（以下監査従事者と総称する）を充実するとともに、監査担当部課を確立し、所属監査従事者の資格試験および監査士の再教育を実施する。

(三) 農業協同組合中央会における「監査従事者充実計画」

農協中央会の監査事業は農協系統組織の自主性に基づくものであることに鑑み、農協中央会は、農協

および連合会の健全な発達をはかるため、少くとも年一回監査を実施することを目標とすべきであるが、現在の農協中央会、とくにその農協監査士の設置状況からみて、この目標に到達するには相当期間を要すると考えられるので、さしあたり行政庁検査と合わせて概ね年一回検査・監査を実施し得るよう、下記により、監査従事者の充実をはかるものとする。

① 昭和四十三年度を第一年度とし、昭和四十五年度を最終年度とする三カ年計画により充実をはかるものとする。

② 都道府県農協中央会は計画最終年度において、当該都道府県内の農協の約六〇%について概ね年一回監査を実施し得るよう、これに必要な監査従事者を年次的に充実する。

③ 全国農協中央会においては、計画最終年度において、概ね一県一連合会について年一回監査を実施し得るよう、これに必要な監査従事者を年次的に充実する。

(四) 農業協同組合法の改正

農協中央会が計画的かつ円滑に監査を実施し得るよう改正をはかる。

すなわち、第七十三条の十一の二第一項中「監査の対象としようとする組合及び」を削り、同第五項を「前項の規定による通知を受けた組合は、当該実施計画に基づく中央会の監査を受けなければならぬ」と改める。

(五) 経費の調達

監査体制の強化充実に要する経費は、それぞれ自賄するものとするが、農協中央会が行う監査事業に

要する経費の一部については、その公共的性格に鑑み、国および地方公共団体の補助金をもって充当する。

都道府県中央会監査は、行政検査と合わせて年一回、全国中央会は年一県一連合会の監査実施目標は、その後、幾度か検討されている監査体制強化方針に受け継がれていくが、この方針に基づいて、全国中央会及び都道府県中央会は、四三年度を第一年度とする「監査事業強化充実三カ年計画」を策定した。その結果によれば、計画最終年度（昭和四五年度）までの監査士有資格者数は、全国平均一県当り七、一名増、監査士選任者数は同じく六、一名増員を予定し、中央会監査士による総合農協監査実施率は五三・三%となるよう計画したことが都道府県中央会より報告された。

なお、中央会監査計画の設定にあたって、組合の同意を要しないとす、いわゆる強制監査への法改正要求についても、その後の取組みのなかで幾度か課題となっているが、系統の自主監査制度としての基本に係る問題であるだけに方向づけがむずかしく、現状において実現をみていない。

2、第一二回全国農協大会決議

前述の「監査事業強化充実三カ年計画」により、都道府県中央会の監査実施率は四二年度二六・六％（一、八七八組合）から四三年度三〇・六％（二、〇三一組合）へと四％上昇し、全中の連合会監査も四二年度二一連合会から、四三年度二八、四四年度三三連合会と増加した。しかし、都道府県中央会の監査実施率、監査実施組合数は、四四年度二九・四％、一、八四八組合とふたたび減少しており、監査体制強化充実方針は、その徹底が必ずしも充分でなく、所期の成果をあげるまでに至らなかつたことを物語っている。

このことをふまえて、昭和四五年、第一二回農協大会においては、①農畜産物の生産販売一貫体制の確立、②生活活動の拡充強化、③物的流通体制の確立、④信用、共済機能の強化、⑤組織、経営の充実強化、⑥教育、広報活動の積極的展開、とあわせて、⑦自主監査体制の確立を含めた、七つの課題を柱とする総合三カ年計画が付議されることとなった。

大会議案作成のため、全中監査部は、一六県の中央会監査担当部長からなる自主監査体制研究会を設置し、系統自主監査制度に係る基本問題について検討整理を行った。この研究会にお

いて検討された主要課題は、①自主監査体制整備の中軸は監事監査か中央会監査か、②監査士試験制度を二本立（監査士、内部監査士）とするか、現行でよいか、③中央会監査による監査証明制度採用の是非及び中央会監査体制強化のために強制監査等法制上の措置をどうするか、の三点であった。研究会におけるこの課題の整理は以下の通りである。

① 監事監査、中央会監査および内部監査は、それぞれ独立した固有の目的と分野を有しており、そして三者はその固有の立場にたつて相互に補完しあうべきものであるが、現状における自主監査体制整備の中軸は、「中央会監査体制の整備」をどう具体化するかにあ

る。

② 現行の農協監査士資格試験制度は、現在の水準を下げることは出来ず、むしろ、水準を上げる方向で試験制度を整備すべきである。したがって内部監査従事者の資格制度については、農協監査士制度と別個に設定する必要がある。

③ 中央会監査による監査証明制度を直ちに実現することは困難であり、むしろ中央会監査の報告を総会に対しても行うことを先がけて検討されるべきでないか。また、中央会監査を法的に強制化することについては、自主監査の建前もあり、さらに慎重に検討する必要

がある。

なお、行政検査に対して、系統農協の自主性に基づいて行われる監査は、従来「自治監査」または「自己監査」と呼ばれていたが、以後「自主監査」に統一することが確認された。

自主監査体制研究会は、四五年八月と九月、二回開催され、以下の大会議案をとりまとめ、昭和四五年一〇月、第一二回農協大会において議決された。

第一二回農協大会「自主監査体制確立」議案

(一) 基本施策

農協経営の健全性を組合の内外に示し、農協にたいする信頼感を高め、あわせて経営の合理化をすすめるため、会計はもとより、組織・運営の全般にわたる中央会監査・監事監査のいっそうの充実をはかるとともに、内部監査が適正に行える機構を確立する必要がある。

このため、中央会、農協はそれぞれ自主監査体制強化三カ年計画を樹立し、中央会監査体制の整備をはじめとして、農協における監事監査の強化ならびに内部監査体制の確立につとめる。

(二) 基本施策達成のための主要施策

(1) 都道府県中央会は農協を、全国中央会は連合会を、それぞれ毎年一回監査することを将来の目標とし、当面の三カ年計画において、一年間に都道府県中央会は農協の六〇%を、全国中央会は全国連

一、都道府県連合会四十六の監査実施を達成する。

これに対応するため、農協監査士の養成対策を強化し、その再教育を計画的かつ体系的に拡充して中央会監査従事者の量的整備を行うとともに、その質的向上をはかる。

全国中央会は、都道府県中央会の監査事業計画の調整をはかり、その体制整備を促進する。

(2) 監事監査の重要性にかんがみ、これを強化するため、監事はひろく内外から適任者を選出するようにつとめるとともに、中央会による研修を強化する。

(3) 農協の事業および経営の状況にかんがみ、内部監査担当部署を確立する。

また、全国中央会は内部監査従事者の整備をすすめるため、資格制度および所定の研修等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 全国中央会は、中央会監査基準、監事監査基準および内部監査基準を設定し、農協監査の向上につとめる。

3、農協監査研究会

系統農協の総合力を発揮し、系統各段階が一体となって、前記農協大会で決議された総合三カ年計画の実行を期すため、全国段階においては、農協中央機関の会長、理事長をもって構成する全国総合三カ年計画推進委員会が設けられた。自主監査体制整備の課題に関しては、その具体的推進の方途を研究するため、農協組合長、同監事、連合会監事、同監事室長、中央会監

第4章 中央会監査の展開

農協監査中央会委員名簿（順不同）	
氏名	所属
菊地比古一 中山謹三 大尾春男 眞川二郎 井川二郎 石井茂郎 前川二雄 服部武雄	東京都多摩農業協同組合組合長 千葉県松戸市農業協同組合組合長 栃木県馬頭町農業協同組合組合長 埼玉県児玉町農業協同組合監事 福島県中央会・農協連常任監事 神奈川県中央会・農協連常任監事 福井県中央会・農協連代表監事 愛知県中央会・農協連常任監事
氏名	所属
富山田鶴雄 馬場直一 新居義勉 金古義 上田楓義 藤田惣治 小山三男	岡山県中央会・農協連常任監事 福岡県中央会・農協連常任監事 福岡県中央会・農協連監事室長 群馬県中央会・農協連監事室長 石川県中央会・農協連監事室長 香川県中央会・農協連監事室長 北海道農業協同組合中央会組合指導部長 滋賀県農業協同組合中央会組合監査部長

査担当部長、中央機関監事、農林省、学識経験者等を構成メンバーとする農業協同組合監査研究会が設置された。農協監査研究会には、同規約に基づき、①監事監査の在り方、②監事監査基準、③監事監査補助者、④監事研修の方法、⑤内部監査のあり方、⑥中央会の監査事業、⑦協同会社等の監査について協議、検討が行われた。

農協監査研究会の委員は以下の通りであった。

江口房男	佐賀県農業協同組合中央会経営監査部長	落合幸文	全国購買農業協同組合連合会常勤監事
田島四郎	日本大学教授	内山清一郎	全国共済農業協同組合連合会代表監事
眞鍋博徳	全中顧問弁護士・家の光協会監事	齊藤初四郎	全国厚生農業協同組合連合会代表監事
本山悌吉	農林放送事業団常務理事	五月女久五	全国新聞情報農業協同組合連合会代表監事
片岡政儀	農林省農業協同組合課組織班長	磯部改三	農林中央金庫監事
米田晴彦	農林省農業協同組合中央会常務理事	富谷彰介	農林中央金庫監事
吉田和雄	全国農業協同組合中央会常務理事	菅野幸嘉	全国信連協会代表監事
松本忠義	全国販売農業協同組合連合会常勤監事		

農協監査研究会は昭和四六年一〇月一四日第一回研究会が開催され、四八年八月三日第六回研究会において報告書を取りまとめた。その間幹事会も四回開催されている。

研究会の検討事項および中間整理の内容を要約すると以下の通りである。

第一回研究会（昭和四六年一〇月一四日）

座長に井戸川委員を選出し、研究会規約を定めて研究事項等を決定した。研究事項については、当初事務局案にはなかった「協同会社等の監査について」が追加され、さらに検討の順序

に従い、監事監査のあり方、監事監査補助者、監事研修の方法について研究討議を行った。

第二回研究会（昭和四七年一月二八日）

前回に引き続き、監事監査のあり方、監事監査補助者、監事研修の方法について検討を行った。

第三回研究会（昭和四七年六月二日）

前二回の検討結果に基づき、①監事監査のあり方、②監事監査補助者、③監事研修の方法について中間報告をとりまとめた。

①監事監査のあり方については、まず監事適任者を選出するための「監事選出指導基準」を設定した。

農協法では監事の選任資格については、監事の重責に鑑み、広く組合員および員外者からも選任できるとされているが、しかし役員選出の実態は、役員を地区別に割り振る選出方法をとる傾向があり、監事監査の適格者を選出するという本来のあるべき姿が実現しにくいのが実情

となっている。このことから、監事選出についての指導基準を設定し、今後監事の選出にあたっては、この基準に適合した者を選出するよう、組合員に対し教育指導を実施することとした。

また、監事の改選に際しては、監査に必要な知識経験のある監事を確保するため、定数の三分の一は再任するように指導する必要がある、とした。

監事選出指導基準

- 一、経営経理について知識経験を有する者
- 二、監査について知識または経験を有する者
- 三、農協制度及び事業に対する理解が深く、地区内の事情にくわしい者
- 四、責任感が強く、かつ公正な人格である者

さらに、監査の実施体制として、理事は監事が監査の実施期間を充分にとれるように必要書類を監事に提出し、また、監査実施のため、監事から補助者の要請があったときは適任者を補

助せしめ協力する必要がある、としている。

② 監事監査補助者については、独立した機構または専任の担当者を設置することは、組合の場合は、その規模等から考えて一般的には困難であるので、補助者は独立性の視点から、内部監査担当者、管理部門担当者をあてる、とした。

③ 監事研修は基礎研修、専門研修を中央会の研修施設に定型コースとして設定する必要がある、とした。そして、基礎研修の内容には農協法概論、協同組合論、簿記の理論と実務、監査論、各項目の監査方法等をもり込み、研修日程は一〇日程度としてとりまとめた。さらに、専門研修は組織運営監査についてのより深い知識と各事業の監査実務が必要であり、二日間程度実施する、というものであった。

監事監査についての中間報告の要約は以上であるが、研究会規約において検討項目としてあげられていた「監事監査基準」については、法律に於て監事の職務権限と責任について規定されていること、さらに、監査実務についても、すでに「監事読本」及び「農業協同組合中央会会計監査基準・同準則」「農業協同組合中央会組織運営監査基準・同準則」が定められていることから、あらためて「監事監査基準」を設けることはしないで、決算関連項目を中心とした

監事監査の要領を設定することに決定した。

第四回研究会（昭和四八年二月二七日）

前回研究会の方針により監事監査要領（案）について研究討議を行い、同要領を作成した。「監事監査要領」の項目は、決算関連事項として、精算表、帳簿の締切り、部門別要点及び剰余金処分案（損失処理案）の監査手続となっている。

さらに研究事項の順序により「内部監査のあり方」について研究討議を行った。

第五回研究会（昭和四八年五月二五日）

内部監査体制の確立対策について研究討議を行い、さらに、前回の内部監査のあり方についての整理とあわせて内部監査規程例も作成した。

〇〇農業協同組合内部監査規程例

（趣旨）

第一条 この組合の内部監査については、この規程の定めるところによる。

(監査の目的)

第二条 内部監査（以下「監査」という）は、この組合の会計処理およびその他の業務の執行が、定款、規約、諸規程、事業計画および理事会で定めた方針その他業務の執行につき準拠すべきものとされている規準に準拠し、かつ、組合の目的に於て能率的になされているかどうか検討し、改善すべき点を明らかにして、この組合の財産の保全と経営能率の向上に資することを目的とする。

(監査担当者)

第三条 監査は、この組合の職員で組合長が監査職員として任命した者が行う。

2 組合長は監査の遂行上必要と認めるときは、臨時に監査職員以外の職員を監査の補助に当らせることができる。

(監査職員の職務権限)

第四条 監査職員（第三条第二項の規定により監査の補助に当る職員を含む。以下同じ。）は、監査実施計画において監査の対象とされた部門（以下「被監査部門」という。）の職員に対し、監査の実施に必要な帳簿、書類の提出、内容の説明その他の必要な要求をすることができる。監査の遂行上必要と認めるときは、他の職員に対しても同様とする。

2 監査職員は、前項の要求をする場合において、その提出または回答について期限を付することができる。

3 職員は、正当な理由なく第一項の要求を拒否し、または虚偽の帳簿・書類を提出し、若しくは虚偽の

回答をしてはならない。

第五条 監査職員は、監査の遂行上必要と認めた場合は実地調査をし、または取引先その他の関係者に対し確認を求めることができる。

(監査職員の義務)

第六条 監査職員は、監査の実施にあたって公正の態度を保持し、監査を受ける者との協調に心がけなければならぬ。

2 監査職員は、監査の実施に当り、監査を受ける者の日常業務の執行を著しく阻害することのないよう努めなければならない。

3 監査職員は、監査上知り得た秘密を正当な理由なく他に洩らし、または盗用してはならない。監査職員でなくなった後においても同様とする。

(監査計画)

第七条 監査部(課)長は、毎事業年度監査の方針および計画を樹立し、組合長の承認をうけなければならない。監査方針または計画に重要な変更を加えるときも同様とする。

2 組合長が必要と認めたときは、前項の計画以外でも監査を実施することができる。

(監査実施計画)

第八条 監査部(課)長は、監査を実施するときは、そのつど当該監査の実施計画を定めなければならない。

2 監査の実施計画には、原則としてつぎの事項を定める。

- (1) 被監査部門の名称または監査の対象とする業務の範囲
- (2) 監査に当る監査主任者、その他の監査職員の氏名および分担
- (3) 監査基準日
- (4) 監査実施の日程

(監査主任者)

第九条 監査部（課）長は監査実施のつと当該監査の実施に当る監査職員のなかから監査主任者を決める。

2 監査主任者は、当該監査の実施を総轄する。

(監査実施方法)

第十条 組合長は、第八条第二項各号にかかげる事項をあらかじめ被監査部門の責任者に通知するものとする。ただし特別の事情がある場合には、第八条第二項第一号および第二号にかかげる事項を記載して組合長が発する内部監査指示書を監査職員が携行し、被監査部門の責任者に提示することをもってこの通知に代えることができる。

第十一条 監査は執務時間中に行う。ただし、とくに必要があるときは執務時間外または休日に行うことができる。

第十二条 監査手続の選択適用は監査主任者の判断により決定する。

2 監査職員は、現金、有価証券および棚卸資産の実査並びに重要書類の閲覧をするときは、関係者の立会を得て行わなければならない。

(監査結果の報告)

第十三条 監査職員は、監査終了後、監査結果の概要を被監査部門の関係者に説明し意見を求めるものとする。ただし、特別の事情ある場合はこの限りでない。

第十四条 監査を終了したときは、監査主任者は遅滞なく、つぎの事項を記載した監査報告書を作成し、組合長に提出しなければならない。

1 被監査部門の名称または監査対象業務

2 監査に当った監査主任者その他の監査職員の氏名および分担

3 監査基準日

4 監査を実施した日

5 監査意見

6 その他必要と認める事項

第十五条 監査主任者は、監査実施中でもつぎの場合には、直ちに組合長に報告し、その後の監査の実施について指示を受けなければならない。

(1) この組合または組合員その他の第三者に著しい損害を与え、または与えるおそれのある事実を発見したとき

(2) その他重大な瑕疵があつて緊急に措置を講ずる必要があると認められたとき

第十六条 組合長は監査報告書の全部または一部の写を関係部門の責任者に送付するものとし、必要に応じて処理てん末の報告を求める。

(この規程の改廃)

第十七条 この規程の改廃は理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、昭和 年 月から施行する。

さらに、第五回研究会では、中央会監査の実態と問題点把握を行い、今後の中央会の監査事業について研究討議を行っている。ここで整理されている中央会監査の課題については、その後も改善がはかられないまま現状においてもなお、課題となっている内容も多くみられ、今後さらに検討を深めて対策を見出し、実践していかなければならない事項も多いので、その要約を示しておく。

① 監査従事者の増員対策

監査士有資格者は中央会男子職員の三〇%（昭和四七年度現在、以下同じ）となっている

が、監査従事者の増員をはかるためさらにその割合を高める必要があり、中央会の新採用職員は全員資格試験を受験せしめるとともに、監査担当部署以外さらには、組合、連合会に所属している監査士有資格者等の有効活用を目を向けるべきである。

② 監査士の専従化

監査の中心は専従の監査士が当るべきであつて、その補完として兼務者、他の部署からの動員を考へるべきで、目標としては監査専従者のみにより監査を行へるような専従体制を整へるべきである。

中央会に所属している監査士のうち、監査事業に専属的に従事している者は二三％でしかなく、その結果監査従事者の半分以上は担当部署以外からの応援となつてゐる。監査担当部署以外から応援を得て監査を実施することについては、当該部門の専門的知識を監査に利用できるので、質の高い監査ができるという面もあるが、当該者にとっては監査は本務ではなく、あくまで援助であるため、受動的対応になる場合が少なくない。また、中央会監査士のうち八〇％弱は監査を全く行わないか、他の業務と兼務しているが、兼務者は流動的な事業への対応に精

力を削がれてしまい、十分な監査への取りくみができたい傾向がある等の理由からである。

③ 監査士と補助者

監査従事者のうち監査士の割合は六〇%強でしかなく、また、現状では監査補助者の活用方法が確立しておらず、このため、補助者に独立してひとつの事業部門の監査を担当させ、監査士が何等の指導も行わない例も見うけられる。したがって、今後監査の質の向上をはかるため、専従監査士の増員をはかるとともに、監査士と補助者の責任関係を明確にする必要がある。

④ 監査の延日数

被監査組合が合併等により大型化し、事業量も増大しているにもかかわらず、監査の延日数は数年前からほとんど増加しておらず、監査士の技量が一定であるとすれば、明らかに監査の質は低下している。必要な監査延日数を確保するとともに、予備調査の充実、内部監査体制の整備強化等により、能率的に監査を実施することについても検討していく必要がある。

⑤ 監査の経費

中央会の事業費、人件費に占める監査関係人件費、事業費の割合は年々低下しており、中央会内に於ける監査事業の相対的な地盤沈下の傾向を示している。このことは、監査組合数及び監査の実質に重大な影響を及ぼすものである。このことは、会員組合に監査の重要性、効用を充分理解させることはもちろんであるが、中央会トップに対しても監査事業に正当な認識を持つよう働きかける必要がある。

また、中央会賦課金は用途を分けず一括徴収しているのが通例であるが、特別に監査のみを使うための特別賦課金制度の創設や、監査対象組合及び連合会からの監査報酬的負担金徴収の是非についても、今後の研究課題とする必要がある。

第六回研究会（昭和四八年八月三～四日）

以上、過去二年間、五回にわたる検討経過を踏まえて、以下の内容を骨子とする報告書「農協監査事業の方向」をとりまとめた。

農協監査研究会報告書（要約）

一、監事監査強化対策

① 「監事監査選出指導基準」にもとづいて、監事としての適格者を選出するよう指導の徹底を期す必要がある。

② 組合に対して、監事監査の重要性について理解と認識を深めるための指導を行う必要がある。

③ 監査能力向上のため、監事に対し段階別に体系化した教育研修を実施する必要がある。

二、内部監査担当部署の確立推進

① 大規模農協においては必ず内部監査制度を導入するものとする。

② 内部監査担当者の資格制度については、特に制度化する必要性はないが、担当者は、農協監査士資格試験に合格できる程度の能力を有することが望ましい。

③ 内部監査の独立性を保持させるため、内部監査担当部署を設置するとともに理事の直属とすることが望ましい。

三、中央会監査体制の整備

① 都道府県中央会は、組合に対して少なくとも二年に一回以上監査ができるよう体制整備をはかる必要がある。

② 監査の実施率を向上させるため、監査部門を明確にするとともに、専従者の確保による監査体制の強化をはかる。

- ③ 監査士の専門職としての位置づけについて検討するとともに、長期に一定期間監査に専従できるように配慮する。
- ④ 組合規模に応じた十分な監査日数を確保する必要がある。
- ⑤ 監査士選任基準を設定し、人格的、技能的資格及び十分に実務経験を経た適格者を選任することが望ましい。

- ⑥ 中央会監査の性格上、監査の事後指導は、特に重要であり積極的に行うべきである。
- ⑦ 監査実施率向上にともなう必要諸経費については十分に予算措置を講ずる必要がある。

四、協同会社の監査

協同会社については、監査士が組合の監査に際して会社から組合に提出されている書類等によって十分監査を行い、その結果、組合に及ぼす影響が大きい問題が認められる場合は、農林省通達の趣旨にそつて、積極的に当該協同会社の承諾を得て調査を行うことが望ましい。

五、監査機関相互の連携

監事監査、内部監査および中央会監査は相互に有機的な連携を保ち、それぞれの監査効果をあげることが必要である。

4、総合審議会答申と中央会監査体制整備五カ年計画

昭和四五年の第一二回農協大会における「自主監査体制確立」の決議以降の監査実施状況に

ついでみると、都道府県中央会の総合農協監査実施率は、四六年度三二・八%から四七年度三三・二%と微増しているが、その後低下傾向となり、四八年度以降、五六年度までは三〇%にも満たない実施率となっている。また中央会における選任監査士数は、四六年度六九一人に対し、五六年度一、〇一五人であり、一〇年間で三二四人増加しているが、監査担当部課に所属して専ら監査に従事した監査士は、四六年度二二二人（一県平均四・七人）が、五六年度二五六人（一県平均五・四人）で、わずか三四人しか増えておらず、一県中央会当りの増加人員は一人にも満たない状況となっている。

もっとも、監査士については他部署についても監査に動員されることがあり、この数が四九年度二二八人で、担当部署も含めて監査に従事した監査士の数は四五〇人、中央会選任監査士に対する比率六六%に対し、五六年度は他部課所属二七二人、合計五二八人で、選任監査士に対する比率は五二%となっており、中央会において監査に従事した監査士の比率は一〇年間で一四ポイント減少している。

このように、中央会監査体制については、監査士の数は着実に増加しており、また、前述したように、体制強化について種々の方策がとられてきたにもかかわらず、みるべき成果をあげ

得ていないというのが実態であった。

一方、内部監査の実施組合数は組合の規模拡大、あるいは事業量の増大に伴い着実に増加し、総合農協の内部監査実施率は昭和五年度四・五%から五七年度一九・一%に上昇した。特に組合の規模別でみると、正組合員数三千戸以上の組合では九四%の高い実施率となっている。

このような状況のなかで、全中会長の諮問機関である総合審議会において、自主監査体制の整備強化について答申が出された。これは、昭和五三年一月、全中藤田会長より総合審議会に対し①組合員の自発的協同を促進する組織運営のあり方について、②農協の組織経営体制整備のあり方について、の二項の諮問があり、昭和五五年一二月の後段の答申の一項目として答申されたものである。

五五年に出された総合審議会答申の、自主監査体制整備にかかわる部分は、内部監査、監事監査及び中央会監査は、いずれもその目的を十分に果していると言いきつい現状にある、という状況認識を前提に、①内部監査については、職員数等を基準として一定規模以上の農協および連合会は内部監査の導入をはかる、②監事監査は、系統各段階において学経監事を監事の構

成に加える等により体制の強化に努める。③中央会監査は、その実施率を高め、また資金量等を基準に一定規模以上の農協については決算監査を実施することとし、必要な体制整備計画を樹立する、ということの主たる内容としたものであった。

この総合審議会の答申を受けて、その具体的実施方策を研究するため、昭和五六年三月、一二の都道府県中央会の経営監査担当部長による「自主監査体制研究会」が設置され、三回にわたる検討を重ねて、昭和五七年、研究結果をとりまとめた。そのあらましを紹介すると以下の通りである。

自主監査体制研究会報告（要約）

(一) 内部監査・監事監査

内部監査の導入基準は、内部監査が内部統制の一環として行われるものであるから、内部統制と最も密接な関係にあり、組合員数、事業量等とも概ね比例すると思われる職員数によることとする。すなわち、職員数五〇人以上の組合は全て内部監査を導入し、一〇〇人以上の組合では内部監査の専任担当者を設置する。監査の独立性保持という観点から、専任担当者の数によっては独立部門を設置し、独立部門が設置できない場合、担当者は管理部門に所属させる。

監事監査について監事選出指導基準を再確認し、学経監事の登用については、特に選任制をとっている大規模組合では、定款でその旨定める必要がある。

(二) 中央会監査

都道府県中央会の監査実施率目標は、五〇%とし、特に大規模組合についてはその公共性が増大していることから、貯金量二〇〇億円または組合員四、〇〇〇人以上の組合で、当該年度に行政検査が実施されない組合については毎年監査を実施する。また、全中は信連、経済連、共済連について三年に一回以上監査を実施することとし、この監査実施率目標を達成するために、全中、県中は五十八年度を初年度とする中央会監査体制整備五カ年計画を策定する。

内部監査については、この導入基準により実施されれば、四〇%の組合で導入されるという内容になっている。

また、中央会監査体制整備計画の特徴は、実施率目標達成に必要な要員数、経費について一定の算出基準のもとに算定し、五カ年計画のなかに組み込んだことである。ちなみに、都道府県中央会に於ける農協監査の実施率を五〇%にした場合の必要な要員数は、監査従事者が年間一〇〇〇日監査に従事し、一組合平均監査延日数を三〇人日として計算すると、六七八人となり、年間一〇〇〇日の監査従事者数に換算した現状要員数の約二倍となり、また経費についても

同じ倍率だけ確保しなければならないこととなっている。

なお、総合審議会の答申は、農協事業の公共性が増大していることに鑑み、一定規模以上の農協について中央会による決算監査を必ず実施する、としており、これをうけて自主監査体制研究会においては、決算監査のあり方及び実施の可能性について議論が集中した。結論としては、決算監査については、その必要性は認められるが、その実施を可能にするほどの監査体制の拡充は困難であり、また監査実施率の向上の効果と比較考量した場合、実施率を高めることがより緊急を要する課題であることから中央会監査体制整備計画においては実施率の向上を中心課題とし、決算監査は当面実施を見合わせ、実施率向上の計画が達成された段階で検討課題とすることにした。

決算監査は、理事が作成した財務諸表、業務報告書についての適正性について意見表明をすることを第一義的な目的とするものであり、組合の総会決議により確定した財務諸表、業務報告書についての適正性について意見表明を行っても意義は少なく、総会前までに監査を実施する必要があり、また、総会において意見表明することが効果的である。しかし、現行法においては、監事も組合の財産状況、理事の業務執行状況の全般について監査することとなつてお

り、理事が業務報告書及び財務諸表を総会へ提出するにあたっては監事の意見書を添付することが義務づけられ、また監事は監査の結果について総会において意見を述べることとなっている。中央会に於ても前述の決算監査を実施した場合には、中央会の決算監査の意見と監事の監査意見の内容が異なることも当然あり得るわけで、このことから、組合の総会において中央会の監査意見を公表するには、商法監査特例法のような、両監査機能の実体的一元化がはかられるよう法改正の必要が生じてくる。

また、法改正により、中央会監査、監事監査の実体的一元化がはかられたとしても、従来から中央会監査は期中監査が一般的であり、期中監査を前提とした監査体制となっていること、さらに、年間を通じた継続監査が組合にとってなじまない実態からすれば、事業年度末から総会までの間に集中して監査を実施しなければならず、その間に一定数の大規模組合に対し事業報告書、財務諸表の適正性について意見表明し得るに足る合理的基礎を得るまで監査を実施することは体制的に無理である、というのが決算監査の実施を見送りにした主な理由である。

この「自主監査体制整備」の方針は、五七年三月四日、全中理事会、同日の都道府県中央会専務・常務参事会議に於て協議決定され、全中の指導方針として確定した。この方針を受け

て、三五都道府県の中央会が昭和五八年度を初年度とする中央会監査体制整備五カ年計画を策定している。計画を策定した都府県の計画最終年度（昭和六二年度）における監査実施率は四五％となっており、監査担当部署の要員は基準年度に対し監査士を四三％増加させ、監査延日数も六六％増加させることが報告された。

二、監査基準、準則、手続の設定

1、中央会会計監査基準

(一) 設定の経緯

昭和四〇年代に入って農業協同組合中央会に於て監査を担当する監査士から、中央会の監査基準の制定がつよく要望されるようになり、全中において中央会監査基準についての検討が開かれたのは昭和四二年度からであった。これは、主として限られた人員と日数で監査を実施しなければならぬ監査士としては、その責任をより一層明確に限定したいということが直接

の理由であった。

監査士はその身分が所属中央会の雇用者であり、その面では他の一般の職員と同様に雇用契約上の（就業規則上の）責任を負っていることはいうまでもないが、その他に所属中央会の定める監査規程に基づいて監査士としての特別の責任を負っている。監査は中央会が行うのであって、監査士は中央会の担当者として監査を行うにすぎないのであるから、被監査組合に対して監査士が直接に監査上の責任を負うことはないが、監査士が所属中央会に対して有する監査士としての責任は、中央会が被監査組合に対して負う監査上の責任と切り離されたものではない。このことから、全中としては中央会が被監査組合に対して負う責任と同時に、監査士が所属中央会に対する責任の基準を内容とする監査士監査基準の設定が必要であるという判断に至ったのである。

また、昭和二九年中央会が設立され、監査事業が開始されていらい一〇余年が経過し、農業協同組合の合併による規模拡大、事業の量的増大が進むなかで、中央会の監査事業はますますその充実が要請されており、そのようななかで、被監査組合に対する中央会の、また、中央会に対する監査士の責任を明確にしておくことは、監査の質的水準を高揚し、もって、その社会

的評価を高めるためにも必要であった。

監査基準の検討の順序としては、中央会の行う監査は、組合の組織、運営及び会計を対象として行うのであるから、監査基準及び準則も会計監査に限らず、組織監査、運営監査についても設定されるべきであるが、会計監査は監査の基礎的なものであり、また監査士が監査上の責任を負わなければならないのは、会計上の事項について生ずることが多いことから、先ず会計監査について設定することとされた。そして、将来、組織、運営監査についての基準が設定された段階で、「農業協同組合中央会監査基準」（仮称）として統合することとした。

会計監査基準、準則（案）については、昭和四三年四月地区別農協監査士相互研修会、同年六月ブロック代表県中央会監査担当者会議、同年一月全都道府県中央会への実地監査を通じての内容検討依頼、四四年五月監査担当部課長会議等で、設定の意義、目的も含めて検討が重ねられた。この検討経過をふまえて、四四年五月二一日全中理事会において農業協同組合中央会会計監査基準及び会計監査実施準則を設定することが決定され、さらに昭和四五年一〇月第一二回農協大会の「自主監査体制確立」決議のなかにもこの内容が盛り込まれた。

会計監査基準及び会計監査実施準則は、監査実施の規範となるものであるから、監査を行う

ものの経験や慣習等が基礎となるべきであるが、さらに監査を受けるもの、中央会監査を監督するもの、及び学識経験者等中央会監査に直接、間接に関係を持つものの中で公正妥当なものと認められたものでなければならぬ。こうしたことから全中では、この設定にあたって、これらの関係者をもって構成する審議委員会「農業協同組合中央会監査基準委員会」を設け、同規約に基づき、幹事会及び小委員会を設置した。

同委員会の委員、幹事は以下の通りであった。

農業協同組合中央会監査基準委員会名簿（順不同）

〈委員〉

氏名	所 属	氏名	所 属
石井 壹郎	千葉県上総町農業協同組合組合長	伊藤 正三	兵庫県経済農業協同組合連合会副会長
松永 広	静岡県飯田農業協同組合組合長	藤田 三郎	高知県共済農業協同組合連合会会長
中澤 一	山梨県農業協同組合中央会会長	足立 良平	全国農業協同組合中央会副会長
横江 信秀	石川県農業協同組合中央会会長	安井 七次	全国農業協同組合中央会常務理事
松園 春美	佐賀県農業協同組合中央会会長	岩下 豊水	全国販売農業協同組合連合会常務理事
茂木 隆之助	秋田県信用農業協同組合連合会会長		

第4章 中央会監査の展開

五十嵐 盛治	井垣 力馬	櫻川 十郎	岡田 喜久雄	川田 二郎	渡辺 繁利	結城 繁利	成毛 半平	田中 隆
山形県農業協同組合中央会指導部長	兵庫県農業協同組合中央会指導部長	広島県農業協同組合中央会経営部長	愛知県信用農業協同組合連合会企画管理部長	静岡県経済農業協同組合連合会企画管理部長	宮崎県共済農業協同組合連合会企画管理室長	全国農業協同組合中央会参事	全国農業協同組合中央会監査部長	全国販売農業協同組合連合会企画管理室長
田中 仁三	浅倉 勝雄	豊永 進	長沢 力	市塚 幸一郎	山村 弥五郎	西田 正雄	小林 勉	大澤 義一
全国購買農業協同組合連合会企画管理室長	全国共済農業協同組合連合会経営改善部長	日本養鶏農業協同組合連合会参事	農林中央金庫組合金融推進部長	全国信連協会参事	農林省農政局農業協同組合課課長補佐	農林省農政局農業協同組合課課長補佐	農林漁業中央団体生活協同組合常務理事	全国新聞情報農業協同組合連合会企画管理室次長

〈幹事〉

織井 斉	浅川 文哉	山下 肅郎	山嶋 八弥	宮戸 四夫	木戸 四夫
全国購買農業協同組合連合会常務理事	全国共済農業協同組合連合会常務理事	全国畜産農業協同組合連合会常務理事	農林中央金庫理事	全国信連協会専務理事	
中澤 三郎	小野 重和	眞鍋 博徳	佐藤 孝一	中瀬 宏通	
農林省農政局参事官	農林省農政局農業協同組合課長	全国農業協同組合中央会顧問弁護士	早稲田大学大学院委員長、大蔵省企業会計審議会部会長	公認会計士・大蔵省企業会計審議会臨時委員	

(二) 検討経過

第一回の農協中央会監査基準委員会は昭和四四年七月八日開催され、その後、同年七月一八日第一回幹事会、八月二二日～二三日第二回幹事会、九月五日第一回小委員会、九月三〇日第二回小委員会、一〇月九日第三回小委員会、一〇月一四日第二回委員会、十一月二八日第三回幹事会と検討が重ねられ、一二月二日の第三回委員会で会計監査基準・同実施準則案についての審議を終了した。この審議結果を受けて農業協同組合中央会会計監査基準・同実施準則案は、昭和四五年二月一〇日、第一八九回全中理事会において協議決定された。

会計監査基準についての、この間の検討経過は、中央会監査制度を考えるうえで重要であるので主要な部分を紹介するが、第一回委員会に提出された事務局原案のうち、議論が集中したのは以下の項であった。

① 一般基準の4

監査士は、監査の実施にあたり、会計上の不正過失、重大な虚偽、錯誤または脱漏を看過してはならない。ただし、公正妥当と認められた監査基準にしたがって監査を行ない、

しかも発見できなかった不正過失についてはその責任を負うものではない。

一般基準の4、特に但し書き以降は、多数の組合員を保護するとともに組合の適切な運営をはかるという社会的な使命を担う監査士の責任は極めて重要であるが、その使命や責任が重大であればあるほど、その責任の限界を明確にしておく必要がある、ということによって挿入されたものであり、監査基準設定の最初の動機もここにあった。監査士は、会計上の不正や重大な過失の事実が皆無であることを証明する保証人ではなく、たとえ、どんなに完全な精密監査を実施した場合においても、そのような証明や保証は不可能である。要は、監査士が正当な注意を払ったかどうかにかかってくるが、しかし、どんなに正当な注意をもって監査を実施しても、監査士の発見能力や検証能力には限界がある。この項は、監査を受ける側に対しても、監査基準においてこの限界を明示する必要がある、ということによって原案のなかにとり入れられたものであった。

この原案に対しては、委員、幹事より多くの意見が出されたが、最終的には⑦監査士の責任は、今回の検討に於て設定される監査基準、準則に準拠した監査を実施することにある、⑧監

査士の責任は監査復命書の作成を通して中央会に対して負うものであり、被監査組合に対しては直接責任を負わない、⑨監査基準に成文化することと啓蒙運動を混同してはならず、被監査組合に対し啓蒙が必要であるとすれば、別途手段を講ずるべきである、等の理由で全文削除となった。

② 実施基準の3

監査士は、貸借対照表および損益計算書または試算表がその組合の資産、負債、資本および損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明するため、監査対象の重要性、危険性その他の諸要素を十分に考慮して、合理的な基礎を得るまで監査を実施しなければならない。

報告基準の2

監査復命書には、監査士が実施した監査の概要ならびに貸借対照表、損益計算書または試算表がその組合の資産、負債、資本および損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を明瞭に記載しなければならない。

原案では試算表が、貸借対照表および損益計算書と併記されていた。これは、中央会監査の場合は通常期中を監査基準日としており、資産、負債の状況については監査基準日現在の残高を、損益については前年度決算から基準日までを監査対象とすることが多いという、実務上の制約を重んじてとりはからったものである。期中を監査基準日とした場合は、試算表をもとに監査を行い、貸借対照表、損益計算書は、ごく限られた場合しかみないことになるからである。

しかし、このことについては佐藤孝一委員より、試算表は総勘定元帳の貸借記入を検証するものであり、貸借対照表、損益計算書と併記すべきでない、という指摘がなされた。試算表は修正前であり、それが「組合の資産、負債、資本および損益の状況を適正に表示しているか」という文言にはつながり得ない、という指摘である。

この指摘はもつともなことであるが、先きに述べたように中央会監査では、多くの場合期中を基準日とせざるを得ないという実態があり、議論の過程では、その調整をどうはかるかについて多くの意見が出され、最終的には、実施基準では「財務諸表に対する意見を表明するため」と、さらに報告基準では「財務諸表がその組合の財務および損益の状況を適正に表示している

か」という表現に整理された。

しかし、財務諸表は一般的には貸借対照表および損益計算書をさすものであり、試算表はその範ちゅうに入らない、と解すべきである。そしてこの解釈に立つかぎり、農協中央会会計監査基準も、全体として決算監査を前提としたものとなっているといわざるを得ない。

一方、現状の中央会監査においては、特に期中を監査基準日とする場合は監査報告書において「財務諸表がその組合の財務および損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を明瞭に記載」されることは少なく、この点について、監査基準と実務の乖離が大きくなっている。

決算監査を前提とし、投資家に対して企業が公表する財務諸表の適正性について意見表明を行うことを主要な機能としている公認会計士監査とは異なる、中央会監査における会計監査の意義、目的について、今後さらに中央会監査の実践をふまえた議論と理論的説明が必要ではないかと思料される。

設定された、農業協同組合中央会会計監査基準は以下の通りである。なお、あわせ設定された農業協同組合中央会会計監査準則は監査手続にかかわる内容であるので掲載を省略する。

農業協同組合中央会会計監査基準

第1 一般基準

- 一、農業協同組合中央会（以下「中央会」という）の行なう会計監査は、監査対象農業協同組合（以下「組合」という）に対して特別の利害関係のない農業協同組合監査士（以下「監査士」という）によって行なわなければならない。
- 二、監査士は、事実の認定、処理の判断および意見の表明を行なうにあたって常に公正不偏の態度を保たなければならない。
- 三、監査士は、監査の実施および監査復命書の作成については、正当な注意をもってこれを行なわなければならない。
- 四、中央会の役員および監査士その他の職員は、監査上知り得た事項を正当な理由なく漏えいしまたは窃用してはならない。

第2 実施基準

- 一、監査士は、適切な監査計画に基づいて、秩序整然と適時に監査を実施しなければならない。
- 二、監査士は、補助者を使用するにあたり、十分に指導監督しなければならない。
- 三、監査士は、組合の内部統制の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。
- 三、監査士は、財務諸表に対する意見を表明するため、監査対象の重要性、危険性その他の諸要素を十

分に考慮して、合理的な基礎を得るまで監査を実施しなければならない。

第3 報告基準

一、中央会は、監査士の作成した監査復命書に基づき監査報告書を作成し監査した組合に交付しなければならない。

二、監査報告書には、実施した監査の概要ならびに財務諸表がその組合の財務および損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を明瞭に記載しなければならない。

三、監査基準日以降に発生した事項であっても、その後の組合の財務および損益に重大な影響を及ぼすものを知ったときは監査復命書に記載しなければならない。

2、中央会組織・運営監査基準

(一) 設定の経緯

会計監査基準、同実施準則の設定が完了すると同時に、全中監査部では農協中央会組織、運営監査基準、同実施準則の設定作業にとりかかった。まず、設定にあたっての基本的考え方が整理されたが、その内容は以下の通りである。

① 組織監査と運営監査は、それぞれの監査範囲があると考えられるが、実務的には組織監

査、運営監査の基準は一本であることが望ましいので組織・運営監査基準として設定する。

② 組織監査、運営監査の目的は、組合の組織、事業、財務の状況について、合法性、合目的性、能率性の観点から、客観的な判断基準によって検討し、組合の組織、運営が適正に行われているかどうかについて意見をのべ、組合の健全経営に寄与せんとするものである。

③ 組織監査、運営監査の範囲は、会計（管理会計を除く）以外の組織、事業、財務の経営活動を包含するものであるが、その監査対象は客観的判断基準によって限定されることとなる。

④ 体系は、一般基準、実施基準、報告基準および実施準則とし、さらに会計監査と合わせた報告準則を作成する。

以上の基本的考え方をもとに、内部検討を重ね、昭和四六年四月都道府県中央会監査担当部署長会に第一次案を提出して検討を行った。さらに同年六月関東近県九中央会監査担当部署監査による研究会、同年七月ブロック代表中央会監査担当部長研究会において検討が重ねられ、

その間、基準、準則設定のための四農協に対する実態調査、都道府県中央会に対する、基準、準則案の検討依頼も行われ、四七年一月、最終案をとりまとめた。

組織・運営監査基準を審議するための監査基準委員会は第四回委員会が四七年二月一九日、第四回幹事会が同年二月二二日開催され、さらに同年五月一日第五回幹事会、同五月二二日第五回委員会において審議を完了した。そして最終原案は、同年六月二一日全中第二二一回理事会に提案され決定されている。

なお、組織・運営監査基準の審議を行った委員会の委員は、石川県農業協同組合中央会会長が西出宗一氏に、全国農業協同組合中央会常務理事が吉田和雄氏に、農林中央金庫理事が生島義夫氏に、農林省農政局農業協同組合課長が鶴哲夫氏に交替しており、さらに農林省農政局参事官中沢三郎氏が辞任し、新たに農林放送事業団常務理事本山梯吉氏が委員となっている。

(二) 検討経過

組織・運営監査基準・同実施準則は、中央会監査における組織・運営監査の目標を明示し、かつ監査の水準を規制し、監査目標達成のための規範を示したものであるが、当初は、⑦監査

の対象範囲が広範多岐にわたり、概念が明確にならない、④特に合目的性、能率性の判定にあたっては判断基準を定めることが困難、⑤組織・運営監査においては、監査技術の選択適用は監査士の能力に負う部分が多く、画一的規制は困難等、多くの意見が出された。これら意見については、組織・運営監査は中央会監査において制度的にも慣習的にもすでに実践されており、基準・準則はこの実践を踏まえて帰納的に要約していくことにより克服していくこととして整理された。

その他検討過程で内容的に問題となった主な事項は以下の通りである。

① 試査について

組織・運営監査においても精密監査は困難であり、試査によらざるを得ないが、試査範囲の決定方法は「組合の内部統制の信頼性の程度を勘案して」という、会計監査基準と同様の表現が妥当かどうか、運営監査においては、重要性の原則等で監査対象の選択があり得ないか、等多くの意見が出され検討が重ねられた。結果的には会計監査基準と同様の表現となっているが、組織・運営監査における試査範囲の決定方法については、今後さらに検討が必要と思われる。

② 監査意見の表明

「組織・運営が合法的、合目的および能率的であるかどうかについての」総括的意見表明は可能か、中央会監査、とりわけ組織・運営監査においては、組合経営者に対する助言、勧告という性格が強く、そのことを明確にすべきでないか等、議論がかわされた。結局、現在のような表現となったが、この点についても、さらに検討が必要とされている。

③ 会計監査との領域区分

会計監査と組織・運営監査との領域区分が明確でない、特に財務及び各事業の監査においては運営監査の監査証拠は会計記録によることが多く、会計監査から組織・運営面へのアプローチが効果的である等、意見が出された。これについては、会計監査基準、組織・運営監査基準を将来統合させることを前提に検討を進め、重複する部分は統合の段階で整理していくこととした。

しかし、会計監査基準・同実施準則、組織・運営監査基準・同実施準則が設定されて以来、これらの統合についての作業はなされておらず今後の課題となっている。

農業協同組合中央会組織・運営監査基準

第1 一般基準

(会計監査を組織・運営監査を変え、その他は会計監査基準と同じ―省略)

第2 実施基準

一、監査士は、適切な監査計画に基づいて、秩序整然と適時に監査を実施しなければならない。

監査士は、補助者を使用するにあたり、十分に指導監督しなければならない。

二、監査士が、監査手続を適用するにあたっては試査による。試査の範囲は、組合の内部統制の信頼性の程度を勘案して、合理的に決定しなければならない。

三、監査士は、組合の組織・運営が合法的、合目的および能率的であるかどうかについての意見を表明するため、合理的な基礎を得るまで監査を実施しなければならない。

第3 報告基準

一、中央会は、監査士の作成した監査復命書に基づき監査報告書を作成し、監査した組合に交付しなければならない。

二、監査報告書には、実施した監査の概要ならびに組織・運営が合法的、合目的および能率的であるかどうかについての意見を明瞭に記載しなければならない。

三、監査士は、監査基準日後に発生した事項であっても、その後の組合の組織・運営に重大な影響を及ぼすものを知ったときは、監査復命書に記載しなければならない。

3、電算システム監査

昭和四〇年代に入ってから以降、系統農協においてもコンピュータの導入が急速に進み、コンピュータ利用の普及、高度化により事務処理、経営管理等多くの業務分野がコンピュータシステムに大きく依存するようになったが、このことは監査手続にも大きな影響を与えることとなった。

すなわち、会計監査の実施にあたっては、事務処理がコンピュータで行われるようになったことから、監査の前提条件としての内部統制の態様が変化し、さらに会計記録の磯気化による監査証跡の構造変化がおこり、監査手続も、このことに対応せざるを得なくなったのである。

さらに、コンピュータシステムを利用した情報化の進展にともない、システムの事故及び悪用による影響は、一農協の経営活動のみならず、系統組織外の取引先を含む広範な組合利用者にも及ぶ状況となり、一方、組合においてもコンピュータシステムにかかわる費用負担が増大してきていることから、コンピュータシステムの信頼性、安全性、効率性を確保するために、電算システムにかかわる監査の強化が要請されるようになった。

このような状況のなかで、全中としては、昭和五三年度「農協におけるEDP監査」の冊子を発行（五五年度改訂）し、電算監査のチェックリストと、電算機利用監査の一手法としてのテストデータ法の紹介、また数次にわたる都道府県中央会における電算監査の実施状況調査、監査手続事例集の発行等、電算監査手続の普及に努めてきた。また、都道府県中央会の組合監査においても、オンライン利用組合に対する監査については、内部統制、監査証跡の変化に対応して、入力データの作成と端末機の使用を中心とした監査手続書が作成され、いわゆる周辺監査として実施されるようになった。

しかし、コンピュータを中心とする情報処理システムを総合的に点検、評価するというシステム監査については、一部の県中央会においてプログラム面、あるいは機械室の运营管理についての監査がみられるが、全中における監査を含み、多くはインプット、アウトプット周りの監査が中心となっている。また、電算機を設置している組合、連合会、県センターの内部監査でも、専任のシステム監査担当者を設置し継続してシステム監査を実施している団体はみられなかった。

このように、系統における自主監査の内容は、システム面の監査についてみるかぎり、全体

として系統農協における高度化しているコンピュータシステムの健全な発展を側面から支援する、という点では不十分であり、システム監査の必要性には充分応えきれていない、という実態認識と、また、通産省においてもシステム監査基準の設定についての検討が始まった、ということもあって、全中は昭和五八年度、系統農協システム監査検討委員会を設置し、系統農協におけるシステム監査の実施方針と監査手続について検討を行った。

この委員会は、都道府県中央会の監査担当者（五名）、同電算担当者（二名）、県電算センター（二名）及び全中（監査課、電算課）を構成員としたものであり、昭和五八年一〇月に第一回委員会を開催し、六〇年二月に報告書の作成を完了している。その概要は以下の通りである。

系統農協システム監査検討委員会報告（要約）

（一）システム監査の重点監査対象

不正防止発見およびアウトプット資料の有効活用という観点から、周辺監査についてさらにその質的水準の向上をはかっていかなければならないが、今後は、現状において要請されている監査水準からみて立遅れの大きいシステム部門の業務処理について監査を強化していく必要がある。

(二) システム監査の実施主体

システム監査については、特にシステムの企画、開発、運用の各段階において、その業務遂行が合目的かつ効率的に進められているか否かを継続的かつ適時に点検、評価することが重要であることから、電算機を設置している団体におけるシステム部門の監査実施主体は、第一義的には継続監査が実施可能な当該団体における内部監査部門の業務として位置付ける。

監事監査、中央会監査においては、内部監査として実施されているシステム監査の活用をはかるとともに、内部監査の程度に応じた監査手続を選択適用してシステムの監査を実施する必要がある。

(三) システム監査基準、監査手続

通産省においてシステム監査基準が設定されたが、コンピュータ利用という面だけをみれば、システムとしての特殊性は少ないので、系統の自主監査においても通産省のシステム監査基準にそった監査を実施する。

具体的には、電算機を設置している団体における内部監査においては「システム監査手続例」（掲載省略）に準拠したシステム監査を実施するものとする。

(四) システム監査導入基準

少なくとも、組合の事務受託をしている連合会、県センター等においてはシステム監査を必ず実施するものとする。

単独利用の組合、連合会においても、内部監査制度の導入を前提として、システムの規模に応じたシ

システム監査が実施されるよう体制整備を含めた計画を明確にして対処するものとする。

(五) システム監査部門の確立

組合の事務受託を行っている連合会、県センター等においては内部監査部門を独立して設置し、専任のシステム監査担当者を確保するものとする。

(六) システム監査担当者の養成

組合の事務受託を行っている連合会、県センター等においては、おおむねシステム開発担当三年以上の経験者で、監査士試験合格者と同程度の知識を有している者をシステム監査担当者とする。

なお、将来公的機関においてシステム監査人認定制度が制定された場合には、系統においても前記団体においては、その制度にもとづく認定者をもってシステム監査担当者とする。

また、中央会においてもシステム部門の監査を充実、強化するため、計画的な要員の育成に努めるものとする。

三、中央会監査への期待と今後の方向

1、中央会監査への期待

昭和二九年六月、農協法第七次改正により中央会が設立されて以来、組合の監査は中央会の

必須事業として実施され、都道府県中央会の監査実施延組合数は昭和五九年度で、六万組合に達し、全国中央会の連合会監査も五〇〇連合会を超えた。

中央会の監査は、組合の会計処理はもちろん、業務活動全般が法令、定款、行政庁の処分等に準拠し、かつ能率的に行われているかどうかについて評価、点検を行い、もって組合に対する系統内外の信用を確保することを目的に行われるものであるが、戦前の産組中央会及び監査連合会からの実績と伝統を引継いだ中央会監査のこの実績は、今日の系統農協の事業、組織の発展にとって、その礎を支えるものとして大きく貢献してきたといえる。

今日、系統農協は組合員はもとより、地域経済に深く根ざした事業を多面的に展開しており、その公共的性格はますます大きくなっている。中央会監査の全国的な実施率は現在約三〇%、つまり三年に一回の監査となっているが、中央会の監査が公共性の増大している組合の社会的信用を高めるに足る内容をもった監査としてその社会的使命を果すためには、一定の実施率が維持されなければならない。特に近年、金融の自由化が進展していくなかで、農協においても地域金融機関として、制度改訂を含めた機能強化がはかられているが、事業機能の拡充は、それが健全に発展するための、管理能力の向上と監査体制整備を前提に進めていく必要が

ある。

中央会の監査体制強化のための取りくみについては、本書でも見てきたように、昭和四五年第一二回農協大会における「自主監査体制確立」の決議、昭和五五年の総合審議会答申等、幾多の方針が提起され、少なくとも実施率五〇%、二年に一回は監査可能な体制を確立すべく取り組みがなされてきた。しかし、実態は昭和四〇年代始めに全国平均で実施率三〇%となった以降、現在に至るまで横ばいの状態が続いている。

中央会の監査体制強化は、方針として総論的には強調されながらも、具体的体制強化の方策が充分とられないのは、監査が多くの要員を必要とし、経費負担が大きい反面、その効果、特に経済的效果が直接的にはあらわれにくい、という監査本来の性格からきているのではないかと考えられる。中央会監査も、中央会が経済活動を行っている系統農協の自主的組織であり、かつ、中央会監査制度が強制監査ではなく、組合の委託を受け行う監査となっているかぎり、費用対効果を問われることは、やむをえないことである。公共性が増大している今日の組合において、その社会的信用を高めるためには、中央会監査の一定の実施率の維持が必要であることは前に述べたが、逆にいえば、費用にみあった具体的効果があらわれなにかぎり、中央会監

査の体制強化は現実的にむずかしいことともいえる。そして、そのことは、直接的効果があらわれにくい、という監査本来の宿命はあるにせよ、中央会監査に何が期待されているか、期待にこたえ得るための監査の質的向上をいかに果たしていくかについて、監査を実施する側からも真剣に考えていかなければならないことを意味している。

中央会監査は組合の会計及び業務執行全般を対象としているが、組合の規模拡大、事業の多様化がすすみ、一方では組合をとりまく経営環境は厳しさを増し、組合の業務運営、経営管理が複雑、高度化しているなかで、中央会監査に対しては、組織、運営監査についての期待が大きくなっている。そして、それは総合的指導機関たる中央会が行う監査であることから、業務運営の合法性確認にとどまらず、能率性向上について具体的改善策を提示してほしい、という期待となつてあらわれている。

しかし、監査の本質的機能は、監査の対象となる団体の経済行為が「確立された規準」により処理されているか否かについて「監査証拠」を収集して評価することであり、中央会が行う組織、運営監査においても監査本来の目的、機能からくる限界があることを認識しなければならぬ。中央会監査としては、この限界のなかで、かけられている期待にどうこたえていくか

を考えなければならぬわけであるが、中央会の組織、運営監査に対する組合の期待は、監査の結果に基づく具体的改善方策についての指導にあると考えられ、最終的にこの面での組合の期待にこたえるためには、中央会の監査機能と指導機能両面について一層の充実と連けいが必要とされている。監査としては、監査基準、準則に準拠した監査を実施することが肝要であり、そのことが監査の社会的信頼を維持し得る基本的な要件ともなる。

会計監査についていえば、会計記録を対象とする監査は、基礎的には誤謬、不正、不当の予防、発見と財務の健全性評価を目的とするものといえる。農協の事業活動に対して社会的関心が高まっているなかで、農協不祥事件はあとを断たず、この面からの監査体制強化の要請は依然強いといえる。大きな不祥事件が続発し、そして中央会監査がそのことを見逃しているかぎり、中央会の監査が、その機能を存分に駆使し、組合の期待に充分こたえている、という評価は与えられない。

2、今後の方向

中央会監査が、以上述べた様々な期待にこたえて、今後さらに発展していくためには、系統

組織のなかで中央会監査に対する理解と認識が得られるよう対処していかなければならないが、そのためには、中央会監査の性格、今後のあり方等についての議論を深め、合意を得ていく必要がある。

自主監査制度としての監事監査、内部監査及び中央会監査は、各監査とも固有の機能を持っており、また現状においてはいずれも不十分な体制となっていることから、それぞれについて体制強化が必要とされている。それぞれの監査体制が不十分な条件のもとでは、機能の違いはあっても、相互に補完し合いながら効率的な監査を実施していかなければならないが、体制強化がはかられた段階での監査機能についても検討しておく必要がある。

監事監査、内部監査との関連で中央会監査の性格をみれば、二つの側面が考えられる。

① 監事監査と中央会監査

中央会監査制度は、系統組織において現実に行われている監事監査が、一般的にいつて特に会計監査の面で質的に不充分であり、その不十分な面は少なくとも近い将来においては改善される見込が少くないという事実認識のなかで、それを補完するものとして創設され

たものである、といわれている。そのことは、中央会監査の源流となっている産組中央会の監査事業さらには監査連合会の創設の経緯をみても容易に理解できる。監事監査は法的に裏付けられた権限を持ち、また監事は組合の総会で選出され、理事と対等の立場で継続的に理事の業務執行を監督できることから、他の監査では果すことのできない極めて効果的な機能を発揮できるものであるが、実態としては特に会計監査については多くを期待できず、中央会監査との間で相互に補完関係に立ちながら、一体となって組合の健全な発達をはかることが必要であると考えられたのである。

このように、監事監査の補完としての中央会監査は、必然的に会計監査を重点とした監査ということになる。また、組合財産の状況、理事の業務執行の状況全般を監査しなければならぬ監事は、その集約的表現としての決算財務諸表について監査が義務づけられており、中央会監査が今後、監事監査における会計監査面の補完としての機能を強化していくためには、監事が行う決算監査にどうかかわっていくかについて検討されなければならない。その方向としては、中央会監査においても、組合の決算財務諸表を中心とした監査を実施し、その結果に基づく監査証明を行うということが考えられる。そして、そのこと

は前にも述べたが、一般企業において商法監査特例法でとられた監査役監査と公認会計士監査の実体的一元化の措置について、農協の監事監査、中央会監査においても検討されなければならぬ。

② 内部監査と中央会監査

中央会監査は、組合の理事者より委託を受けて行う、受託監査となっているのがひとつの特徴となっている。このことから、中央会監査は、本来組合の理事者が自らの責任において行う内部監査を、中央会の施設（事業）を利用して行うものである、という考えもなりたつ。実態としても、中央会の監査報告書は組合に対して提出されるが、公表されることはなく、内容も理事者に対する助言、勧告となっており、監査報告書を利用するのにも主として理事者となっている等、内部監査の性格を強く持ったものとなっている。

中央会監査が内部監査の補完としての機能を強化していくためには、内部監査が第一義的な目的としている、業務運営の能率性判定つまり運営監査への比重を強めていく必要がある、中央会監査に対する組合の期待も、主としてこの観点にたったものであると思われる。

る。

以上みてきたように、中央会監査の性格及び、その性格からもたらされる今後の機能強化の方向については、系統のなかでも必ずしも確立しているとはいえない状況である。監査基準の項でも述べたが、会計監査における監査基準と実態の乖離の克服、会計監査基準、準則と組織・運営監査基準の統合等、中央会監査の基本にかかわる課題もまだ未解決となっている。

中央会監査の一層の発展を期するためにも、これら課題の整理をはかりながら、今後の方向を見定めていく必要がある。

〔付〕 中央会監査制度史主要年表

大正 九年	四月 産業組合第一五回支会役員協議会（宇治山田市）「産業組合における検査機関の組織に関し特別調査委員会設置の件」決議	昭和 一三年	三月 社団法人産業組合監査連合会設立認可
大正一三年 昭和一〇年	七月 産業組合中央会に監査部設置 月 第六九帝国議会「産業組合監査制度に関する建議」通過	昭和 一四年	三月 法律第一五号「産業組合自治監査法」公布（勅令により施行は一四年四月一日）
昭和 一一年	七月 農林省経済更生中央委員会「産業組合監査制度に関する件」決議	昭和 一五年	三月 農林省令第一八号「産組組合自治監査法施行規則」公布
昭和 一二年	一二月 農林省令第五二号「産業組合及び産業組合連合会の自治監査を目的とし、民法第三四条の規定により設立する社団法人に関する件」公布	昭和 一八年	三月 法律第五九号、産業組合自治監査法第一次改正 三月 法律第四六号により産業組合自治監査法が農業団体自治監査法と改められたことにより、産業組合監査

昭和二二年	<p>連合会は農業団体監査連合会と改称</p> <p>一〇月 監査連合会、都道府県に支部設置</p> <p>十一月 法律第一三二二号「農業協同組合法」公布、法律第一三三号、農業団体自治監査法が農業協同組合自治監査法と改められる。</p> <p>一二月 監査連解散準備、八カ所の事務所閉鎖</p> <p>二月 農林省農政局「農業協同組合自治監査法廃止後の問題を議するため の会議」開催</p> <p>四月 全指連「自治監査機能確立要綱」決定</p> <p>五月 法律第一〇四号、農業協同組合自治監査法廃止、監査連解散、全指連監査部設置</p>
昭和二三年	
昭和二四年	
昭和二五年	
昭和二六年	
昭和二七年	
昭和二八年	
昭和二九年	
昭和三〇年	
昭和三一年	
昭和三二年	
昭和三三年	
昭和三四年	
昭和三五年	
昭和三六年	
昭和三七年	
昭和三八年	
昭和三九年	
昭和四〇年	
昭和四一年	
昭和四二年	
昭和四三年	
昭和四四年	
昭和四五年	
昭和四六年	
昭和四七年	
昭和四八年	
昭和四九年	
昭和五〇年	
昭和五一年	
昭和五二年	
昭和五三年	
昭和五四年	
昭和五五年	
昭和五六年	
昭和五七年	
昭和五八年	
昭和五九年	
昭和六〇年	
昭和六一年	
昭和六二年	
昭和六三年	
昭和六四年	
昭和六五年	
昭和六六年	
昭和六七年	
昭和六八年	
昭和六九年	
昭和七〇年	
昭和七一年	
昭和七二年	
昭和七三年	
昭和七四年	
昭和七五年	
昭和七六年	
昭和七七年	
昭和七八年	
昭和七九年	
昭和八〇年	
昭和八一年	
昭和八二年	
昭和八三年	
昭和八四年	
昭和八五年	
昭和八六年	
昭和八七年	
昭和八八年	
昭和八九年	
昭和九〇年	
昭和九一年	
昭和九二年	
昭和九三年	
昭和九四年	
昭和九五年	
昭和九六年	
昭和九七年	
昭和九八年	
昭和九九年	
昭和一〇〇年	

昭和四五年	昭和四四年	昭和三三年	昭和四二年	昭和三〇年
<p>一〇月 第一二回全国農協大会「自主 監査体制確立」決議</p>	<p>五月 農協中央会監査基準委員会設置 二月 全中第一八九回理事会、農業協 同組合中央会会計監査基準・同実施 準則決定</p>	<p>五月 全中、「農業協同組合、農業協同 組合連合会及び農業協同組合中央会 における監査体制の充実強化につい て」決定</p>	<p>二月 全中、連合会監査第一号実施 五月 全中、「農業協同組合、農業協同 組合連合会及び農業協同組合中央会 における監査体制の充実強化につい て」決定</p>	<p>公布 一一月 全国農協中央会設立認可、登 記 一月 全中監査規程認可、施行 八月 全中、第一回監査士資格試験実 施</p>
	昭和五八年	昭和五七年	昭和五六年	昭和四六年
<p>三月 全中監査五〇〇連合会達成記念 式典</p>	<p>二月 系統農協システム監査検討委員 会、報告書提出</p>	<p>一〇月 系統農協システム監査検討委 員会設置</p>	<p>三月 自主監査体制研究会設置 三月 自主監査体制研究会「自主監査 体制整備」報告、同全中理事会決定</p>	<p>昭和三〇年 昭和三一年 昭和三二年 昭和三三年 昭和三四年 昭和三五年 昭和三六年 昭和三七年 昭和三八年 昭和三九年 昭和四〇年 昭和四一年 昭和四二年 昭和四三年 昭和四四年 昭和四五年 昭和四六年 昭和四七年 昭和四八年 昭和四九年 昭和五〇年 昭和五一年 昭和五二年 昭和五三年 昭和五四年 昭和五五年 昭和五六年 昭和五七年 昭和五八年 昭和五九年 昭和六〇年</p>

農協中央会監査制度史

昭和 61 年 3 月 26 日 初版第 1 刷発行

編集・発行 全国農業協同組合中央会

(〒100) 東京都千代田区大手町 1 の 8 の 3
(振替 東京 3-62990 番)

印刷 興和印刷株式会社